

点検・評価報告書

愛媛県立医療技術大学

目 次

序 章	1
第1章 理念・目的	3
第2章 教育研究組織	7
第3章 教育内容・教育方法	10
3-1 教育の内容（教育課程等）	10
3-2 教育方法等（教育の実施体制・実施方法）	33
3-3 国際化への取組み	49
第4章 学生の受け入れ	52
第5章 学生生活	70
第6章 研究環境	84
第7章 社会貢献	93
第8章 教員組織	105
第9章 事務組織	114
第10章 施設・設備	120
第11章 図書・電子媒体等	126
第12章 管理運営	136
第13章 財務	146
第14章 点検・評価	149
第15章 情報公開・説明責任	154
終 章	156

序 章

愛媛県立医療技術大学は、昭和 63 年 4 月に開学し多くの優秀な卒業生を輩出して地域の医療に貢献してきた愛媛県立医療技術短期大学をその前身とし、その後の人口構造や疾病構造、保健・医療・福祉をめぐる社会情勢やニーズの変化のなかで、愛媛県の主要施策のひとつとして 4 年制化が検討され、平成 16 年 4 月に開学したものである。

本学の設置目的は、設置認可申請書でも述べているように、1) 地域の保健・医療・福祉を支える質の高い専門職の育成、2) 幅広い教養と豊かな人間性を備えた医療技術者の育成、3) 愛媛県の保健・医療・福祉の発展への貢献、の 3 点である。

短期大学時代を始め、大学として新たに出発して以降も、県及び県内の医療機関を始めとする諸方面からの支持と支援をいただきながら本学は順調に推移し、平成 20 年 3 月には大学として初めての卒業生を送り出すことができたことを、まず関係各位に感謝したい。この間、教職員は学生の参加・協力も得ながら、大学を順調にスタートさせることに始まり、設置目的に沿った優れた大学づくりを目指して、教育、研究、社会的活動、大学運営に一丸となって取り組んできた。幸いにも、第 1 回卒業生の国家試験合格率は看護師 100%、臨床検査技師 94%と、全国平均を大きく上回る好成績であり、卒業生の就職率は 100%で、各保健医療関係機関に向けて巣立って行ったことは、大学としての最初の 4 年間で順調に滑り出すことができた証と言えよう。

本学の学則第 1 条に、目的として『愛媛県立医療技術大学は、生命の尊重を基本理念とし、豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に、保健及び医療に関する高度の専門的な知識と技術を持って、あらゆる人々の健康と福祉の増進に寄与することができる実践者を育成することを目的とする。』と謳われている。引き続き第 2 条には、自己点検・評価等として『本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。』と謳われていることに鑑み、開学当初から学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設けて、教務委員会や学生委員会など各種委員会を中心とする活動状況を含めて点検・評価を開始した。平成 19 年度の終わりには、平成 18 年度までの点検・評価の資料をひととおりとりまとめた。平成 20 年度に入ってから平成 19 年度の活動を含めた全体的なまとめ作業に入り、報告書原稿を整備・作成し、全教員に送付して意見を求めるなどの作業や、事務局による点検も経て、開学以来 4 年間のまとめの点検・評価報告書として平成 20 年末に公表する予定である。完成後には、本学の学外者による助言機関である運営諮問会議及び関係機関などに公表して評価を受けるとともに、本学ホームページ

上に公表し、広く一般住民の人々にも本学の状況を公表する予定である。

今回、第三者としての大学認証評価機関による認証評価を受けるため、平成 20 年度に入ってから上記の点検評価委員会とは別に、認証評価の点検・評価報告書を作成するための全学委員会を設置した。報告書を作成するにあたり、内容的には上述の報告書作成資料の多くを参考にしたが、内容の取捨選択と形式についての必要な修正のために、多くの部分を書き直した。

たとえば、大学認証評価機関（大学基準協会）に提出する点検・評価報告書においては、大項目（章）ごとに『到達目標』を記載し、それに添って『現状説明』と、目標に対応した『点検・評価』をし、さらに『将来への改善』を記載するよう求められている。法人化した大学では、中期目標、中期計画、年次計画を予め設定し、これに基づいて大学を運営し、その結果を点検・評価することとされているために、『目標』、『実行状況』、『点検評価』、『改善』と言うサイクルが実行されるシステムになっている。これに対して本学のように法人化していない大学では、設置認可申請書に記載された目的や目標は、大綱を示しただけの抽象的なものであり、大項目（章）ごとに相当する具体的な到達目標を予め設定・明記した上で大学を運営してきたわけではない。そのため、本報告書の各大項目に関する目標については、共通認識として存在していたものを整理し直した上で文章化して記載し、これに基づいて報告書全体を整理し直すこととした。

また、各章における『現状の説明』と『点検・評価』については、『目標』に対応させて記述すべき内容と、評価機関が指定する『評価の視点』に関わる内容との両者が含まれる。ただ、両者はそれぞれ別の視点から設定されたものなので、含まれる項目が 1 対 1 に対応しているわけではない。このため、まず、両者が関わることについて内容として漏れなく取り上げた上で、項目を整理し直して記載することとしたが、章によっては、やや錯綜した印象を与える部分が残っているかも知れない。この点は、ご容赦いただければ幸いである。

本学は、平成 22 年 4 月を目途に、設置者である愛媛県において地方独立行政法人法に基づく法人化の検討が進められているところであり、本報告書は、法人化への新たな大学の骨格を創造するためにも、さらに次の 5 年 10 年への前進の糧としても、大切な資料になるものと考えている。

平成 21 年 1 月

愛媛県立医療技術大学
学長 井出利憲

第1章 理念・目的

1. 教育理念及び教育目標

近年の医学・医療の進歩や人口構造の変化に対応できる質の高い医療技術者の養成が求められる中で、愛媛県においても県民の多様な保健・医療・福祉ニーズに的確に対応するためには医療に関わる専門職の質を向上させることは重要な課題であるとの基本的な考え方（「愛媛県立医療技術短期大学基本問題検討委員会」答申）が示され、平成16年4月、県立短期大学を発展改組する形で本学が設置された。

大学設置の主な目的は、

- ①地域の保健・医療・福祉を支える質の高い専門職の育成
- ②幅広い教養と豊かな人間性を備えた医療技術者の育成
- ③愛媛県の保健・医療・福祉の発展への貢献

の3点である（愛媛県立医療技術大学設置認可申請書より）。

開学に当たっては、設置目的を踏まえて、次のような教育理念を定め、その実現のための教育目標及び学科ごとの到達目標を設定した。

1) 教育理念

「生命の尊重を基本理念とし、豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に、保健及び医療に関する高度の専門的な知識と技術をもって、あらゆる人々の健康と福祉の増進に寄与することができる実践者を育成する。」（愛媛県立医療技術大学設置認可申請書より）

2) 教育目標

（愛媛県立医療技術大学設置認可申請書より）

- (1) 深い人間理解と高度な倫理観及び生命の尊厳を基盤とし、豊かな感性により人間の感情・意思及び自己決定権を尊重する人材を育む。
- (2) 高度の専門的知識・技術を駆使し、科学的根拠に基づいた実践能力を有する人材を育む。
- (3) 保健・医療・福祉・教育など他の専門職の役割を理解し、柔軟に協調・共働する人材を育む。
- (4) 職業人として自らの行動に責任を持ち、かつ継続的な学習により能力を高める人材を育む。
- (5) 医学・医療技術の進歩発展や、保健医療に対する社会の変化・多様性に伴う要請に柔軟に対応する人材を育む。

3) 学科別の卒業時到達目標

(愛媛県立医療技術大学設置認可申請書より)

《看護学科の到達目標》

- (1) 豊かな人間性と高い倫理観を身につけ、人々の感情や意思を尊重した看護が実践できる。
- (2) 地域社会で生活している様々な健康レベルにある人々と関わるができる専門的な知識・技術を習得し、科学的根拠に基づいた看護実践能力を身につけることができる。
- (3) 地域社会及び保健・医療・福祉分野における看護の役割を認識し、他職種と連携・共働しながら総合的な調整能力を発揮することができる基礎的能力を身につけることができる。
- (4) 看護現象や看護の実践を科学的に探究し、看護を発展させる基礎的能力を身につけることができる。
- (5) 社会の変化に対応して、自己を高めるための主体的・創造的な継続学習に取り組むことができる。

《臨床検査学科の到達目標》

- (1) 幅広い知識・教養をもとに、医学検査の対象となる人を総合的に理解し、その人の人権や意思を尊重することができる。
- (2) 保健・医療分野の他職種と連携・共働しながら、医学検査領域の専門家としての役割を果たすことができる。
- (3) 検査データを総合的に解析する力を培い、臨床診断に寄与する能力を身につけることができる。
- (4) 遺伝子検査や移植医療などの先端医療に対応できる高度な検査技術を身につけることができる。
- (5) 医学検査とそれに関連した幅広い分野の発展・向上に寄与できる学究的態度を身につけることができる。

【現状】

本学設置の目的は、地域の保健・医療・福祉を支える質の高い看護職・臨床検査技師を育成し、地域の人々が享受するサービスの質の向上に寄与することであり、豊かな人間性と科学的理論に裏打ちされた実践力を有する医療技術者を育むことである。

4年間の教育研究活動においては、次章以下で詳述するように、教育目標とそれぞれの学科における卒業時の学生像を全教員が常に確認し合いながら、教育内容や教授方法の工夫・改善を積み重ね、初めての卒業生を送り出したところである。

また、県内の保健・医療・福祉の発展への貢献については、実践の場と連携しながら、

日頃職場において直面している具体的な課題を解決するための研修や研究的な関わりを通して、現場の実践者たちが主体的・積極的に実践の場における問題を解決することができるよう生涯学習の支援に努めるとともに、県内各地の関係機関と連携し直接地域住民の健康づくり活動を支援するなど、地域に開かれた大学としての役割を意識して取り組んでおり、年々活動の幅が拡がりつつある。

4年間を経て、現在の本学をめぐる状況をみると、特色ある大学づくり、教育制度見直しの動き、法人化の検討など、改革や見直しを必要とする時期を迎えており、社会に期待される大学づくりに向けて検討を進めているところである。

【点検・評価】

1. 教育理念・教育目標の適切性

教育理念・目標については、開学以来、教育研究活動、FD 活動、臨地実習などに際して、理念や目標を再確認しながら、学生や関係者への周知、各講座間の教育内容のすり合わせや技術項目の確認など、目標達成に向けての取組みを継続してきた。

平成 18 年 10 月、完成年次に向けてカリキュラムの見直しを行い改正の必要性を検討する目的で「カリキュラム検討委員会」を設置し、教育理念・教育目標を含めた教育課程についての検討を重ねた。その結果、大学の設置目的を受けた現行の教育理念・教育目標は、趣旨である主要なキーワードが含まれており妥当であることから継承していくこととし、目標に沿った教育を実施するためのカリキュラム改正案を作成した。

平成 20 年 4 月、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正が行われ、平成 21 年度からのカリキュラム改正が必要になったことから、平成 20 年 8 月、規則との整合性を図ったうえで、両学科のカリキュラム改正を文部科学省に申請し、平成 20 年 11 月 19 日付けで文部科学大臣の承認を得た。

なお、教育理念・教育目標における用語の難解さや長文で分かりにくいとの意見については、学生や一般の人々向けの大学案内、学生生活の手引き、ホームページなどの表記を簡簡・平易にすることで理解を得ていくこととした。

2. 教育目標の達成状況

教育課程の章で詳述するが、平成 16 年度入学生の単位修得および卒業の状況、国家試験合格率、学生の授業評価における満足度や成長感などから判断して、教育目標は概ね達成できたと判断できる。しかし、実践力育成の重要な要素である“技術”については、より達成度を高めるために、常に学内での教育と臨地実習での教育を見直していく必要がある。

3. 教職員の認識状況

教育理念・教育目標については、開学以来、繰り返し議論しており、特にカリキュラム検討においては全教員参加による意見交換を重ねたことにより、本学の目指すところを再

認識できたといえる。また、広報活動として、オープンキャンパスや進学説明会でのPR、学生募集におけるアドミッション・ポリシーの検討、共同研究や地域交流センター活動などに全教職員が役割分担して参加することにより認識が高まり、定着していると評価する。

4. 学生の認識状況

最終学年の学生を対象にアンケート調査（19年8月実施）を実施した結果、本学の教育理念を認識している者は、3分の1程度であった。教育理念・目標を理解し、それに向かって学習に取り組むことは重要であり、大学案内、募集要項、学生生活の手引き、ホームページなどの媒体や入学ガイダンスで周知し、認識されているものと理解していたが、教育理念・目標は、学生の日常の学習活動に活かされていない状況であった。この結果を受け止め、受験生・入学生へのガイダンスや、授業・実習など日常の教育活動を展開するに当たり、教育理念・教育目標の意義、教育活動との関連性を意図的に示していくことの必要性を確認し、取り組んでいるところである。

【将来の改善に向けた方策】

1. カリキュラム改正に当たり再確認し継承することになった教育理念・教育目標については、保健医療をめぐる社会の変化や高等教育の動向を見守りながら、教務委員会などを中心にその適切性の検討を継続していく。
2. 学生に対する教育理念・教育目標の周知については、学年次当初のガイダンス、日常の教育活動などで繰り返し実施するとともに、平成21年度からは学生生活の手引きなどの説明等において用語を分かりやすくするなど浸透を図り、経年的にその認識状況を点検・評価し改善に結びつける。

第2章 教育研究組織

【目標】

教育研究組織の目標は、大学の教育理念・教育目標を達成するために、教育研究組織を適切に整備し運用することである。具体的には、教育研究組織の単位としての学部の各学科・講座及び図書館等の付属施設を適切に設置し、各々の組織に教職員を適切に配置すること、その運営を教育研究推進及び地域社会への貢献という目標に向けて効果的に実施することである。

【現状】

本学の教育研究に関する組織は、開学時から図2-1に示す構成で運営している。

教育研究組織としては、保健科学部に看護学科・臨床検査学科の2学科を置き、教育研究のための付属施設として図書館・地域交流センターを備えている。

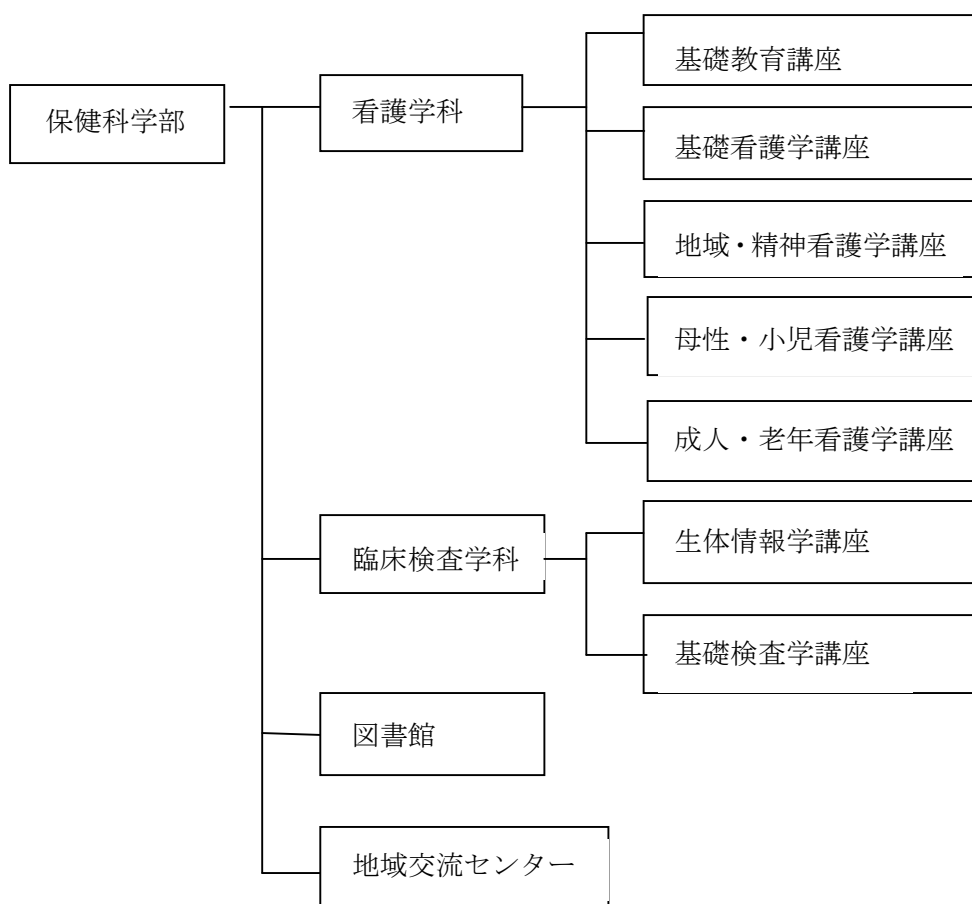


図2-1 教育研究組織

保健科学部の運営組織については、1大学1学部という本学の特徴から、教授会・企画会議など大学の運営組織そのものが、学部の教育研究を運営することと内容的に重なっており、別の運営組織を設けてはいない。大学および学部全体に関わる事項については、上記教授会・企画会議等を活用するほか、必要に応じて学部長が両学科長など関係教職員と連携・協議を行うことにより運営している。

両学科の教員組織は大講座制をとっており、看護学科5講座、臨床検査学科2講座を置き、目的や必要に応じて学科単位又は講座単位の組織運営を行っている。

学科運営の組織としては、定例の学科教授会・学科全体会など学科の方向性の協議や情報の共有を目指して開催するもの、教育内容や実習、国家試験対策、進路指導など、特定の目的を役割として設置した委員会やワーキングなどがある。また、学生指導については、学生委員会の下部組織として設置されている「クラス顧問」と連携した運営を行っている。

講座組織は、原則として各専門性による構成になっており、講座の運営、領域の教育研究に関する協議、予算計画と執行などを主体的に行うほか、学科で設置する委員会やワーキングに代表を送り、相互に連携をとりながら円滑な運営に努めているが、基礎教育講座・臨床検査学科の2講座では、各々の教員の専門性が異なっており、講座によって役割機能に違いが生じている。

図書館には、図書館長（教授兼任）のほか専任の司書2名を配置しており、教育研究に必要な図書・文献の紹介・収集、電子ジャーナルの活用に関する説明会など最新情報の普及・定着などに役割を果たしている（図書館の機能の詳細は第11章参照）。

地域交流センターは、センター長（教授兼任）のほか、センター員6名（教員4名、事務局職員2名、何れも兼任）を配置しており、センターの設置目的に沿って事業の企画・運営の中核を担っている。センター機能の中でも、特に調査研究機能は、愛媛県・県下市町等が実施する調査研究の支援や共働活動を通して、教員の専門分野の教育研究活動を発展させるとともに、その成果は、学生の教育にも有効に反映させることができている（詳細は、第7章社会貢献、地域交流センターの活動参照）。

【点検・評価】

1. 学部・学科等の運営

本学は、医療技術者の育成という明確な目的のもとに設置した大学であり、その目的に照らして、1学部2学科という組織構成は教育研究運営上適切であると判断できる。

小規模大学の特性を生かして、教育研究組織の運営は、学科単位、講座単位による運営を連動させて展開し、必要に応じては、学科や講座を超えて教育研究上の協力体制を組んで活動しており、これまで教育理念・教育目標を達成するための活動を進めるうえで組織運営・人員配置などに特に問題は生じていない。

しかし、運営上の課題として、講座制をとっているが組織としての位置付けが不明確

で、講座リーダーの責任責任や役割の規定も明確にされていないこと、講座内教員の専門性が異なる講座では、連絡組織的な役割に止まっていることなどがあり、今後、円滑かつ発展的に組織を運営するためには、講座制も含めた学科の組織体制のあり方を検討する必要がある。

2. 会議等の運営の効率性

各教員は教育研究のための組織のほか、大学全体を運営するための教授会・各種委員会など複数の組織の構成員として役割を果たしており、教育・研究・地域貢献などの本来の職務との調整に困難を来す状況がある。特に臨地実習指導など学外での職務も多いことから、本来の職務を十分に果たすためには、各種の会議の見直しや統合、合理的な運営などについて多面的に検討する必要がある。

【将来の改善に向けた方策】

平成 22 年度の法人化に向けて、現在、大学の組織・運営等の見直しをスタートさせている。4 年間行ってきた教育研究組織の体制や運営の妥当性・問題点について、教職員を対象とする意向調査を行うなど実態把握を十分に行い、教育研究の発展を指向した組織のあり方を検討する。

第3章 教育内容・教育方法

【目標】

本学の教育理念・教育目標に基づいて教育課程を編成し、的確に運用することを目標とする。具体的には、教員が教育課程編成の意図を理解し、体系的に教育課程を実践すること、常に教育課程の進行管理を行いながら、教育内容や教育方法を工夫・改善することである。

3-1 教育の内容（教育課程等）

【目標】

教育内容に関する目標は、①大学及び各学科の教育目標を実現するために、両学科の教育課程編成にあたり特色として掲げた6項目（人間理解及び倫理観の醸成、コミュニケーション能力の養成、地域の人々の生活理解と健康増進への寄与、保健医療職としての実践に連携した専門的知識・技術の習得、課題探求能力の養成、チーム医療の実践力の強化）が、授業科目に的確に反映されていること、②実践者の育成という目的に沿って、講義、学内演習・実習、臨地実習が有機的に配置されていること、③国家試験受験に必要な科目及び単位数が確保されていることである。

【現状】

本学の教育課程は、大学の教育理念・教育目標に基づいて、豊かな人間性の醸成と科学的根拠に裏打ちされた実践力のある人材の育成を目指して編成している。

1. 教育課程編成の基本的考え方

教育課程の編成に当たっては、学校教育法第83条及び大学設置基準第19条に基づき、教育理念・目標で謳ったことを実現するために、次の6項目をカリキュラムの特色として位置づけ、両学科の授業科目編成の基盤とした。

- ① 人間理解及び倫理観の醸成
- ② コミュニケーション能力の養成
- ③ 地域の人々の生活理解と健康増進への寄与
- ④ 実践に連携した専門的知識・技術の習得
- ⑤ 課題探究能力の養成
- ⑥ チーム医療の実践力の強化

2. 教育課程の構成

教育目標を達成するために、看護学科、臨床検査学科それぞれの学科毎に「卒業時の到

達目標（前述）」を掲げ、これに基づいて教育課程を編成している。

教育課程の柱は、基礎科目、専門基礎科目、専門科目の3分野で構成し、各分野において必要と考えられる科目を学年進行に沿って段階的・体系的に配置している。

特に、本学の場合、看護学科と臨床検査学科の学生が、保健医療を担う専門職を目指すという共通の目標を有していることから、基礎科目・専門基礎科目のほとんどを共に学べるよう配置し、共通する基盤に立って専門科目が履修できるように編成している。

1) 基礎科目群

基礎科目群は、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養すること、高い倫理観を醸成することを通して、社会で生活する様々な人々を総合的に理解するために必要な基礎的能力を習得することを目標に、「科学的思考と方法」「人間と生活」「言語」「身体と表現」の4分野で構成しており、学生の学習意欲や関心のありようによって柔軟に対応できるよう選択科目を多く配置している。また、全科目を両学科共通開講とし、少人数グループで行う授業においても学科を超えた編成にしている。

「科学的思考と方法」分野は、生命体としての人間や自然を理解する基本的な教養を学ぶとともに、科学的・合理的な思考方法の基礎を身に付けることを目的としており、8科目中5科目を必修としている。特に、科学論では、人類の科学的思考の歴史を振り返り、現代科学の成り立ちを総合的に理解することを、教養ゼミでは、少人数で具体的に知的探求の方法（アカデミックスキル）の基礎を身につけることを目指している。

「人間と生活」分野は、医療人として基本となる“人”について、多様な側面から理解を深めることを目的としており、社会的存在・生活者としての人間の理解、生命の尊厳やQOLなど生命倫理的な側面からの人間理解、人が持つ価値や心理など内面世界の理解、生活の場の社会システムや文化に関する広い理解などの視点から12科目を配置している。必修は4科目で、自由に選択できる科目を多くしている。

県立大学として地域社会への理解を深めることを意図して〈愛媛の文化と風土〉を置き、現地踏査や発表会など参加型学習を導入していることも特徴の一つである。

「言語」分野は、豊かな言語表現力やコミュニケーション能力、国際性など広い視野を持つ人材の育成を目的に11科目を配置しており、世界の共通語である英語の読解力・記述力・会話力を中心に、英語以外の外国語へも視野を広げることを意図してドイツ語・フランス語を配置している。特に英語については、会話能力の習得に重点をおき、**native speaker**を非常勤講師として任用するとともに、少人数クラスでの教育を行っている。

「身体と表現」分野は、自己の身体と対峙し、自分に合った自己表現をすることで自己の解放にもつなげていくことを目的として4科目を配置し、選択の幅を持たせている。

表3-1 授業科目一覧（基礎科目）

コード	授業科目	単位数		選択必修	1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎科目	科学的思考と方法	101 科学論	1			15						
		102 生命科学	1			15						
		103 物理学		2	4		30					
		104 化学		2			30					
		105 生物学		2			30					
		106 統計学		2			30					
		107 情報科学		1			30					
		108 教養ゼミ		1				30				
	人間と生活	109 心理学		2				30				
		110 生命倫理		2				30				
		111 愛媛の文化と風土		1			30					
		112 コミュニケーション論（看護）		2	6		30					
		112 コミュニケーション論（臨床）		2						30		
		113 社会学		2				30				
		114 性と文化		1				15				
		115 哲学		2				30				
		116 文学		2				30				
		117 経済学		2				30				
		118 法学		2				30				
		119 文化人類学		2				30				
120 環境科学		2				30						
言語	121 日本語表現		2				30					
	122 英語 I A（読解）		1				30					
	123 英語 I B（記述）		1				30					
	124 英会話 I		1			30						
	125 英会話 II		1				30					
	126 英語 II A（読解）		1	2			30					
	127 英語 II B（記述）		1					30				
	128 ドイツ語 I		1					30				
	129 ドイツ語 II		1						30			
	130 フランス語 I		1					30				
	131 フランス語 II		1						30			
身体と表現	132 表現法 I（演劇と表現）		1	1		30						
	133 表現法 II（ダンスと表現）		1			30						
	134 スポーツと科学		1			15						
	135 スポーツ		1			30						

2) 専門基礎科目群

専門基礎科目群は、医療の本質や医療・看護の対象となる人々の心と身体、人々の生活の基盤となる社会・環境を理解し、医療技術者に求められる基礎的知識・技術を習得することを目標としており、看護学科・臨床検査学科の学生が、保健・医療・福祉を取り巻く社会と、対象となる人々について共通理解を深めることができるよう配課し、「人と医療」「人間の身体と精神」「疾病の成り立ちと回復」「社会のしくみと健康」の4分野を両学科共通科目として配置し、さらに、臨床検査学科については、医学検査に求められる基礎的知識・技術を習得するために「検査の基礎」を配置している。

大半の科目が必修であり、両学科共通受講ができるように時間割の調整を行い、医療人としての基礎的能力を身につけることができるよう配慮している。

「人と医療」は、医療職を目指すうえで重要な医療の歴史的変遷や医療の現状を理解す

るとともに、医療における倫理、関係職種との連携・共働について理解を深めるよう2科目を配置している。

「人間の身体と精神」は、医療・看護の実践に必要な人間の身体のしくみとその機能、人の心の動きに関する基礎的知識を習得する目的で7科目を配置している。特に、人に関する身体的な知識のみでなく、対象理解や行動変容に関する力量形成の基礎として、保健行動論、カウンセリング入門を配置したことも特色といえる。

「疾病の成り立ちと回復」は、医療・看護の実践に不可欠な疾病発生の要因と病態生理、診断・治療法、健康の保持増進・回復に関わる基本的な知識を習得することを目的に9科目を配置している。

「社会のしくみと健康」は、保健・医療・福祉分野の専門職に必要な基礎的知識として、人々の生活や健康を支える社会のしくみや考え方、活動の方法について学習することを目的としており、看護学科6科目、臨床検査学科7科目を配置している。

表3-2 授業科目一覧（専門基礎科目・看護学科）

授業科目一覧（看護学科：専門基礎科目）

ユ-ト*	授業科目	単位数		選択必修	1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
専門基礎科目	136 医療概論	1			15							
	137 チーム医療	1										15
	138 人体の構造・機能	4			60	30						
	140 生命活動と代謝	1				15						
	141 ヒトの遺伝学	1						15				
	142 生涯発達心理学	2					30					
	143 保健行動論	2					30					
	144 カウンセリング入門	1				15						
	145 人間工学	1				15						
	146 疾病発生の機序	1					30					
	147 感染免疫学	1					30					
	148 臨床病態学Ⅰ（成人）	2						30	30			
	149 臨床病態学Ⅱ（母性・小児）	1						30				
	150 臨床病態学Ⅲ（老年・精神）	1			1				30			
	151 薬と健康	2						30				
	152 食と栄養	1					30					
153 生活とリハビリテーション	2							30				
154 東洋医学	1						15					
155 社会保障制度論	1						30					
156 保健医療福祉システム論	1								30			
157 疫学	1								30			
158 医療と経済	1										15	
162 健康管理論	2							45				
163 保健統計学	1								30			

表3-3 授業科目一覧（専門基礎科目・臨床検査学科）

授業科目一覧（臨床検査学科：専門基礎科目）

ユート 人と医療	授業科目	単位数		選択必修	1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
専門基礎科目	136 医療概論	1			15							
	137 チーム医療	1										15
	138 人体の構造・機能	4			60	30						
	139 人体の構造・機能実習	2				75						
	141 ヒトの遺伝学	1						15				
	142 生涯発達心理学	2					30					
	143 保健行動論	2					30					
	144 カウンセリング入門	1									15	
	145 人間工学	1									15	
	148 臨床病態学Ⅰ（成人）	2							30	30		
	149 臨床病態学Ⅱ（母性・小児）	1							30			
	150 臨床病態学Ⅲ（老年・精神）	1								30		
	151 薬と健康	2							30			
	152 食と栄養	1										30
	153 生活とりハビリテーション	2							30			
	154 東洋医学	1										15
	155 社会保障制度論	1			1			30				
	156 保健医療福祉システム論	1								30		
	157 疫学	1								30		
	158 医療と経済	1										15
159 公衆衛生学	2						30					
160 環境衛生学	1						15					
161 公衆・環境衛生学実習	1								45			
検査の基礎	401 分析化学	2				45						
	402 生化学	2			15	30						
	403 生化学実習	1					45					
	404 医用物理学	2				45						
	405 医用工学	2					30					
	406 医用工学実習	1							45			

3) 専門科目群

専門科目群は、看護や医学検査の専門的知識・技術を習得し、さらにそれらを実践・発展・研究することを目標としており、各学科の専門領域の科目を配置している。

看護学科

看護の概念や看護の実践に必要な知識・技術を習得するとともに、さらに幅広い視点で看護を探究するための学習が深まるよう、「看護の基礎」、「看護の実践」、「看護の探究・発展」の3領域の科目群45科目を系統的に配置している。

「看護の基礎」は、看護学全体の基礎として位置づけ、看護の概念・本質・歴史的変遷、看護職としての基礎的な理論を理解するとともに、看護職としての職業倫理、実践の基礎となる看護技術・看護過程などを学習する。

「看護の実践」は、人のライフサイクル各期の対象特性と健康課題に対応した看護（母性看護・小児看護・成人看護・老年看護）、生涯にわたる精神保健と精神的な健康問題を持つ人への看護（精神看護）、在宅療養者とその家族、集団や地域全体を視野に入れた看護（在宅看護・地域看護）について、援助方法論、実践技術を総合的に学習できるよう、講義・演習・実習を連動させて編成している。

「看護の探究・発展」は、卒業年次に配置しており、看護の基礎分野、実践分野での学習を統合し、発展させる能力を身につけるため、看護研究・特論実習などを置いている。

また、助産学を選択する学生のための科目を5科目配置している。
 専門科目 71 単位のうち 26 単位が実習科目であることも特徴といえる。

表 3-4 授業科目一覧 (専門科目・看護学科)

授業科目一覧 (看護学科：専門科目)

専	門	科	目	授業科目	単位数		選択必修	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
					必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
				ユード											
				201 看護学概論	1			30							
				202 看護倫理	1				15						
				203 看護管理	1									15	
				204 基礎看護技術Ⅰ (日常生活援助技術)	3			30	60						
				205 基礎看護技術Ⅱ (診療に伴う援助技術)	2					60					
				206 ヘルスアセスメント	1					30					
				207 看護過程	1						30				
				208 基礎看護学実習Ⅰ	1			15	30						
				209 基礎看護学実習Ⅱ	2						90				
				210 地域看護学概論	1					30					
				211 地域看護活動論Ⅰ (地区診断論)	2						60				
				212 地域看護活動論Ⅱ (人々のライフサイクルと地域看護活動)	1							30			
				213 地域看護方法論Ⅰ (保健指導論・家族援助論)	2						45				
				214 地域看護方法論Ⅱ (在宅看護論)	1							30			
				215 地域看護方法論Ⅲ (健康教育論・組織活動論)	2							45			
				216 ケアマネジメント論	1							30			
				217 地域看護学実習Ⅰ	1								45		
				218 地域看護学実習Ⅱ	4									180	
				219 精神保健	1				30						
				220 精神看護対象論	1					15					
				221 精神看護方法論	2							45			
				222 精神看護学実習	2								90		
				223 母性看護対象論	1					15					
				224 母性看護方法論Ⅰ (女性の健康と看護)	1						15				
				225 母性看護方法論Ⅱ (母性看護学各論)	2							60			
				226 母性看護学実習	2								90		
				227 小児看護対象論	1					30					
				228 小児看護方法論	2							60			
				229 小児看護学実習	2								90		
				230 成人看護対象論	1					15					
				231 成人看護方法論Ⅰ (急性期看護)	2						45				
				232 成人看護方法論Ⅱ (慢性期看護)	2							60			
				233 成人看護方法論Ⅲ (リハビリテーション看護)	1							30			
				234 成人看護学実習Ⅰ	3								135		
				235 成人看護学実習Ⅱ	3								135		
				236 成人看護学実習Ⅲ	2								90		
				237 老年看護対象論	1					30					
				238 老年看護方法論	1							30			
				239 老年看護学実習	2								90		
				240 看護研究Ⅰ	2									30	
				241 看護研究Ⅱ	3										90
				242 特論実習	2										90
				243 特論演習		(1)									(30)
				244 学校保健		1									15
				245 産業保健		1									15
				301 助産学概論	1										15
				302 助産診断・技術学Ⅰ (助産過程の基礎)	2										60
				303 助産診断・技術学Ⅱ (助産過程の展開)	3										90
				304 助産管理学	1										15
				305 助産学実習	6										270

301~305は助産学授業科目履修学生のみ必修

臨床検査学科

医学検査の専門的知識・技術、高度な検査技術を習得するため、「医学検査の基礎」として、形態検査学7科目、生物試料分析検査学8科目、病因・生体防御検査学8科目、生理機能検査学5科目、検査総管理理学4科目の計32科目を配置し、これらを実践的に応用する「医学検査の実践」として、臨地実習Ⅰ・Ⅱを配置している。さらに、検査データを総合的に解析する能力を高めるとともに学究的態度を習得するため、臨床診断学演習・臨床検査研究などの「統合・発展科目」を4年次に配置し、併せて食品衛生管理者・食品衛生監視員の資格取得科目を配置している。

表3-5 授業科目一覧（専門科目・臨床検査学科）

授業科目一覧（臨床検査学科：専門科目）

コード	授業科目	単位数		選択必修	1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門科目	形態検査学	407 病理学	1				30						
		408 病理学実習	1					45					
		409 病理組織細胞学	1						30				
		410 病理組織細胞学実習	1							45			
		411 血液学	1					30					
		412 臨床血液学	1						30				
		413 臨床血液学実習	1							45			
	生物試料分析検査学	414 分子細胞生物学	1							30			
		415 検査機器総論	1					30					
		416 臨床検査総論	1					30					
		417 臨床検査総論実習	1						45				
		418 臨床化学	2					30	30				
		419 臨床化学実習	1							45			
		420 遺伝子検査学	1							30			
		421 遺伝子検査学実習	1								45		
		病因・生体防御検査学	422 微生物学	1					30				
			423 臨床微生物学	1						30			
	424 臨床微生物学実習		2						45	45			
	425 医動物学演習		2						45				
	426 免疫学		1					30					
	427 臨床免疫学		1						30				
	428 臨床免疫学実習		1							45			
	429 輸血移植検査学演習		2							15	45		
	生理機能検査学	430 生理機能検査学	2					30	30				
		431 生理機能検査学実習	2							45	45		
		432 画像検査学演習	2								45		
		433 生理機能検査管理理学	1									15	
		434 放射線検査概論	1									15	
	検査総管理理学	435 臨床検査学概論	1			15							
		436 検査管理理学	2							30			
		437 院内感染管理理学	1								15		
		438 医療情報学	1								30		
	臨地実習	439 臨地実習Ⅰ	2								90		
		440 臨地実習Ⅱ	6									270	
	医学検査の探究・発展	統合・発展科目	441 臨床診断学演習	6								90	90
			442 臨床検査研究	3									120
			443 生殖医学	(1)									(30)
			444 毒性学	2						30			
			445 衛生行政学	1									15
			446 食品衛生学	1									15
			447 食品関係法規	1									15

4) 講義・演習・実習を連動させた授業形態

本学の教育課程は、実践力のある保健医療専門職を教育するという趣旨に則り、授業形態は、講義のみでなく、講義と平行しての学内演習や、講義を発展させての学内実習、さらには学外で行う臨地実習へと発展させる形で順次プログラム化している。概略的には、基礎的な講義、演習・学内実習から臨地実習へ向けて順次進行するが、看護学科では1年次から一部の臨地実習を開始するなど、講義、演習、学内実習、臨地実習が、一方向性ではなく互いにフィードバックできるようにカリキュラムを構成している。

5) 授業形態と授業科目の単位計算方法

各授業科目の1単位の時間数は、大学設置基準第21条の規定に基づき、講義科目15時間、演習を伴う科目30時間、実習科目45時間を原則として設定している。

6) 基礎教育・教養教育の実施・運営のための責任体制

基礎教育・教養教育の実施・運営体制としては、看護学科の基礎教育講座の教員を中心に、専門領域によっては学長をはじめ臨床検査学科の教員も科目を担当し、全学的な教育体制をとっている。

また、この分野は非常勤講師の担当割合が約63%を占めているが、学部長、両学科長で協議し、教務委員会が実施・運営の責任を一元的に担っている。

3. 実習の考え方と展開

本学の教育課程の目標は、実践力のある保健医療専門職を養成することであり、教育科目の中で実習は特に重要であるため、実習についてやや詳細に現状を報告する。

実習科目の構成をみると、看護学科ではすべての実習科目を臨地実習として実施しているが、臨床検査学科では学内実習科目と臨地実習科目がおおよそ2:1の割合になっており、学内実習終了後に臨地実習を配置している。

看護学科

1) 臨地実習の目的・目標

看護学科では、臨地実習の目的を、「看護の対象となる人々を総合的に理解し、個人及び集団の健康レベルに応じた看護があらゆる場において実践できる為の基礎的能力を養う。」とし、以下の4つの目標を掲げている。

- ① 人々の権利を尊重したかわりができる。
- ② 科学的根拠に基づいて対象のヘルスニーズを明確にし、必要な看護が実践できる能力を養う。
- ③ 保健・医療・福祉の連携を学び、チームの一員としての看護職の役割を理解する。
- ④ 看護に対する課題を追究し、さらに看護を発展させる能力を養う。

これらの目的・目標は、「臨地実習の手引き」に記載し、オリエンテーションや実習連絡会議などで学生及び実習関連施設に明示している。

2) 臨地実習の展開（実習科目・内容と学年配置）

看護学科では、表3-6に示すとおり、＜地域で暮らす人々とのふれあい＞→＜病気療養中の人々の日常生活援助＞→＜健康問題に対する計画に沿った援助＞→＜各専門領域における看護＞へと系統的に学習が進むよう1年次から4年次まで段階的に実習を配置している。そして、4年次の前期終了前には、学生自らが課題を定め、実習要綱の作成、施設との交渉等を進めながら主体的に実習を行う「特論実習」を臨地実習の総まとめとして位置づけている。

助産学選択の学生については、4年次の特論実習2週間と9月から10月にかけての6週間、計8週間を助産学の実習期間としている。

表3-6 看護学科の臨地実習科目とその内容

科目名	時間	時期	ねらい	実習体制
基礎看護学実習 I A	15	1年前期	看護の対象となる人々、特に地域で暮らす健康な人々の理解に焦点をあて、実際に生活の場に赴き、観察とインタビューを通じて暮らしのあり様や社会的背景の視点から生活者としての人間を理解する	12施設に1～8名 ずつ配置 1教員1～2施設 を担当
基礎看護学実習 I B	30	1年後期	療養段階にある対象を理解し、その人の意思及び権利を尊重した関わりについて考えながら、日常生活の援助を実施する。そのプロセスの中で、看護者－患者関係を形成する力を養い、「看護」とは何かについての考えを深める	5名×12グルー プ編成 1教員1グルー プを担当
基礎看護学実習Ⅱ	90	2年後期	健康問題を有する入院中の対象に対し、看護過程に沿った看護を展開することを通して、看護の対象を総合的に把握し、その人に適切な看護ケアを実践するための基礎的な力を養う	5名×12グルー プ編成 1教員1グルー プを担当
地域看護学実習Ⅰ	45	3年後期 4年前期	在宅療養者とその家族が自分たちの力で生活を整えることを支援する看護の実際を体験し、在宅看護の場の特性と看護方法の特徴を学ぶ	2～3名×9ステ ーション(20名) ×3クール、1教 員1～3施設担当
地域看護学実習Ⅱ	180	3年後期 4年前期	保健所・市町村における保健福祉活動および公衆衛生看護活動の実際を経験することを通して、地域看護活動の基盤として必要な地域保健福祉活動に対する総合的な理解を深めるとともに、地域保健福祉活動にお	7保健所及び管 内15市町に2～4 名×2クール 教員6名で担当

			ける保健師や関係職種の役割、地域における看護活動の方法・技術を学ぶ	編入生：1町で 10名、教員3名
精神看護学実習	90	3年後期 4年前期	精神に障害を持つ人との看護師－患者関係の成立を学ぶとともに、その人の全体像を把握し、回復の過程に添った援助に必要な看護実践能力を習得する。また、精神医療の現状を理解する	5名×3グループ ×4クール 1教員1グループ 担当
母性看護学実習	90	3年後期 3年後期	女性の健康問題への援助を性と生殖の側面から学ぶ。特に、周産期を中心とした母性及び新生児の特性を理解し、母子とその家族への看護を行うための基本的能力を養う	5or10名×2グループ(15名)×4 クール、1～2教員1グループ 担当
小児看護学実習	90	3年後期 4年前期	小児各期の特性を把握し、健康障害が小児とその家族に及ぼす影響を理解するとともに、小児の成長・発達に応じた看護が実践できる基礎的能力を習得する	7～8名×2グループ(15名)×4 クール、1教員1 グループ担当
成人看護学実習Ⅰ	135	3年後期 4年前期	外科的侵襲に伴う著しい変化を体験する急性期の患者とその家族が、その心身の危機的状態から回復するための援助を実践できる能力を習得する	5名×2グループ ×6クール 1教員1グループ 担当
成人看護学実習Ⅱ	135	3年後期 4年前期	慢性疾患を有し、生涯にわたり疾患のコントロールを必要とする成人期にある患者およびその家族の体験を理解し、生活調整への援助を実践する能力を養う	5名×2グループ ×6クール 1教員1グループ 担当
成人看護学実習Ⅲ	90	3年後期 4年前期	運動機能や認知機能に障害を有し、リハビリテーションを必要とする患者について、機能障害が日常生活に及ぼす影響を理解するとともに、生活の再構築に向けた援助が実践できる能力を養う。特に、機能回復訓練の日常生活場面への適用を通して、対象のADLの向上・自立に向けての働きかけについて学ぶ	5名×2グループ ×6クール 1教員1グループ 担当
老年看護学実習	90	3年後期 4年前期	生活の場における高齢者を多面的・総合的にとらえ、持てる力をアセスメントし、人間として尊重され、その人らしく生き生きと生活できるように、それぞれの健康レベルに応じた看護を実践するための基礎的な能力(知識・技術・態度)を養う。また、高齢者とその家族のケアに関わる多職種との連携のあり方とそ の中での看護の役割と機能を知る	5名×2グループ ×6クール 1教員1グループ 担当

特論実習	90	4年前期	臨地実習の最終段階として、自己の課題に焦点化した実習を行い、臨地実習の総括を行うとともに、主体的態度や問題解決能力を養う	学生の希望テーマにより、1～3名程度の学生を教員25名が担当
助産学実習	270	4年後期	妊婦、産婦、褥婦、胎児、新生児及びその家族の状況について、助産の視点で正しく判断し、それぞれの時期・状況に応じた助産計画を立て、実践、評価する能力を養う。また、妊婦、褥婦への集団指導を企画し実践、評価する能力を養うとともに助産師の業務範囲と法的責任について、理解を深め、助産業務の実際を学ぶ。	10名を3施設に配置、教員6名で担当

臨床検査学科

1) 実習の目標

学内実習では、種々の専門基礎科目、専門科目で習得した基礎知識を基に、医学検査の基礎となる技術を習得することを目標としている。

臨地実習では、学内では体験できない実践技術を習得し、さらに臨床検査技師の社会的役割と責任を知るとともに医療チームの一員であることの自覚と見識を養うことを目標としている。

2) 実習の展開と学年配置

目標達成のために、表3-7に挙げた学内実習13科目、臨地実習2科目、計15科目(24単位、1065時間)を設けている。

学内実習は2年次前期から3年次後期に配置し、臨地実習は、3年次後期に「臨地実習Ⅰ」を、4年次前期に「臨地実習Ⅱ」を配置している。

表3-7 臨床検査学科の学内実習科目とその概要

		科目名	単位	時間	開講時期
学内実習	専門基礎科目	人体の構造・機能実習	2	75	1年次(後)
		生化学実習	1	45	2年次(前)
		公衆・環境衛生学実習	1	45	2年次(後)
		医用工学実習	1	45	2年次(後)
	専門科目	病理学実習	1	45	2年次(後)
		臨床検査総論実習	1	45	2年次(後)
		臨床血液学実習	1	45	3年次(前)

		臨床化学実習	1	45	3年次（前）
		臨床免疫学実習	1	45	3年次（前）
		病理組織細胞学実習	1	45	3年次（後）
		遺伝子検査学実習	1	45	3年次（後）
		臨床微生物学実習	2	90	3年次（前、後）
		生理機能検査学実習	2	90	3年次（前、後）
		小 計	16	705	
学外実習 専門科目		臨地実習Ⅰ	2	90	3年次（後）
		臨地実習Ⅱ	6	270	4年次（前）
		小 計	8	360	
		合 計	24	1065	

表 3 - 8 臨床検査学科の臨地実習科目とその概要

科目名	単位	時間	時期	ねらい	実習体制
臨地実習Ⅰ	2	90	3年 後期	<ol style="list-style-type: none"> 1. 予防医学分野：地域・職域・学校健診業務の実際を習得する。 2. 公衆衛生分野：食品の安全性確保のための検査法、飲料水の水質検査法を習得する。 3. 環境衛生分野：河川等の水質管理に関する検査、大気等の環境検査の実際を習得する。 	3検査機関（保健所・衛生環境研究所・検査機関）に配置
臨地実習Ⅱ	6	270	4年 前期	<ol style="list-style-type: none"> 1. 臨床各科患者から提出される各種検体の取扱い方および検査の実際を習得すると共に、検査結果の判定・報告の実際を習得する。 2. 臨床検査全体の精度保証の重要性と守秘義務を認識する。 3. 臨床検査データからの病態解析のアプローチについての意識を身につける。 4. 病院における臨床検査部の位置づけ、他の部門との連携を理解するとともに、医療人としての臨床検査技師の役割と責任について理解を深め、自らあるべき姿を明確にする。 5. 医療現場において、患者の心理状況を理解して相手に接する能力を身につける。 	4医療機関に配置、担当教員が巡回指導（1施設5名）

4. 卒業の要件と取得できる資格

1) 卒業要件

卒業要件については、学則第 39 条で規定しており、所定の授業科目及び単位数を修得することを要件としている。

科目群別の必要単位数は次表のとおりである。

表 3-9 卒業の要件（看護学科）

	必修科目単位数	選択科目単位数	計
基礎科目	17	13	30
(外国語科目再掲)	(4)	(2)	(6)
専門基礎科目	28	1	29
専門科目	70	1	71
計	115	15	130

助産学選択者は、専門科目 13 単位を修得する必要がある。

表 3-10 卒業の要件（臨床検査学科）

	必修科目単位数	選択科目単位数	計
基礎科目	19	13	32
(外国語科目再掲)	(4)	(2)	(6)
専門基礎科目	32	4	36
専門科目	62	0	62
計	113	17	130

2) 既修得単位等の認定

入学前の既修得単位等の認定については、学則第 31 条に定めており、学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学で履修した授業科目の修得単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとしている。なお、既修得単位等の申請ができる単位数は、編入学・転入学の場合を除き 60 単位を上限と定めている。

編入学生については、認定単位の上限は 80 単位とし、基礎科目、専門基礎科目、専門科目について各々認定単位数の上限を定めているほか、本学として修得すべき科目及び単位数を定めている。

なお、他大学等との単位互換については、学則第 29 条及び 30 条に定めているが、現在のところ実施していない。

3) カリキュラムと国家試験、受験資格

カリキュラムについては、国家試験を受験するために必要な科目及び単位数が修得できるように編成している。看護学科では保健師・看護師国家試験受験資格を取得でき、さらに助産学を選択した学生が所定の科目の単位を修得すれば、助産師国家試験受験資格を取得できる。臨床検査学科では、卒業要件を満たした学生は臨床検査技師国家試験受験資格を取得でき、甲種危険物取扱者受験資格、食品衛生監視員・管理者任用資格を取得できる科目も修得できるようにしている。

5. 編入学について

看護系大学・短期大学の卒業者（見込みを含む）及び看護系専修学校の専門課程の修了者（見込みを含む）が、より質の高い看護を目指して学習の機会を求めている状況に応じて、県立の看護系大学を開学するに当たり編入学制度を設け、平成 18 年度から 3 年次編入学生を受け入れている。

編入学生に対する教育の目的は、これまでの看護師としての教育に加えて、本学の教育理念に謳っている学士としての人間形成、保健師国家試験受験科目の履修（選択により助産師国家試験受験科目の履修）、看護職としての課題探究能力・自己教育力の育成である。

編入学生の修業年限は 2 か年とし、卒業に必要な単位数は、本学が既修得単位と認定した単位を含めて 130 単位以上と定めている。また、履修に当たっては本学が必要と認める科目、保健師国家試験受験資格に必要な単位数、助産師国家試験受験資格に必要な単位数（助産学選択者のみ）を履修しなければならない。

カリキュラムは、編入生用としては編成せず、基本的には一般学生と同様の取扱いを行うが、時間割作成における工夫や個別の履修指導などによって、必要な単位が修得できるように配慮している。

6. カリキュラムにおける高大の接続について

本学の入学生が、一般選抜、特別選抜（推薦）、特別選抜（社会人）など複数の選抜方法により選考されることも一因と考えられるが、入学生の出身高校における理数系科目などの基礎的知識は必ずしも一定のレベルに達しているとはいえず、なかには教科としての生物、化学、物理などを履修していない学生も入学している。本学の教育課程では、基礎科目群のなかに生物学・化学・物理学を選択科目として配置しているが、目標に到達できない学生も増加している。現在までは担当教員の補習授業や学習相談などで補ってきたが、年々学生間の理解度に差が生じている。

新入学生の大学教育への適応に関しては、入学時に「新入生ガイダンス」を実施しており、教務委員・クラス顧問が協力して、学生生活の手引き・シラバス等を用いながら、教育理念・教育目標の説明、履修に関する相談・指導を行っている。

授業科目としては、1 年次前期の必修科目として「日本語表現」を配置し、学習の基本

である国語力をカバーするとともに、レポートの作成方法などを教授している。また、入学後の早い時期から科学的思考を育成することを意図して「科学論」を、少人数グループで主体的な学習が実践できる導入科目として「教養ゼミ」を置き、これらを通して大学での学習のしかたについて学べるよう配慮している。

7. 開設授業科目における教員の専・兼比率

全授業科目のうち、専任教員の授業科目担当割合、兼任教員の関与状況については、第8章「教員組織」に詳述しているが、科目全体では、専任教員が担当している比率は73%で、27%は非常勤講師が担当している。基礎科目群では、広範囲の教養科目を学生に提供するために非常勤講師の割合が62.9%と高いが、専門科目では約90%を専任教員が担当している。

【点検・評価】

1. 教育課程・授業科目の点検・評価

1) 教育目標と教育課程・授業科目との整合性

教育理念・目標で謳ったことを実現するために、教育課程が機能しているかを点検した。方法は、本学が教育目標を実現するために「教育課程の特色」として掲げた6項目について、各々の項目に対応すると考えられる教科目との整合性を点検・評価した。整合性の判断は、シラバスに記載されている授業概要のキーワードを抽出して行った。

(1) 人間理解及び倫理観の醸成

基礎科目では心理学・哲学など4科目、専門基礎科目では医療概論など2科目、看護専門科目では看護倫理など2科目が関連の深い科目である。さらに、看護専門科目の看護学概論・地域看護学概論などの概論科目や、演習・実習科目において、また、臨床検査学科の臨床検査学概論において、対象理解や倫理に関連する内容が要素的に含まれると判断しており、本学においてはこの領域の教育に力を注いでいるといえる。

(2) コミュニケーション能力の養成

基礎科目・専門基礎科目ではコミュニケーション論・カウンセリング入門など3科目が関連の深い科目であり、基礎科目のうち表現法や外国語などは科目内容として関連があると位置づけている。自己の感情や意思を適切に表現する力を育て、人との関係を大切に、医療専門職として国内および国際的な視野で活動できる人材の育成を指向して教育していると判断できる。

(3) 地域の人々の生活理解と健康増進への寄与

基礎科目では社会学・文化人類学など6科目、専門基礎科目では社会保障制度論・保健医療福祉システム論など3科目が関連の深い科目であり、医療職を目指す学生の共通基盤

として両学科の学生が学習できている。

また、看護学科では、これらに加えて専門科目の地域看護学概論や地域看護学実習などにおいても多くの学習機会がある。また、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に規定されている保健師活動に必須の社会システムや法制度、地域環境などに関する科目を配していること、その他の科目においても看護の対象は地域社会で生活する人々であるということを中心として教育していることなどから、人々の生活理解と健康増進に関する学習を深めることができているといえる。

臨床検査学科においても、検査技術の習得のみならず、医療環境や医療の対象となる人々の生活理解は重要であり、共通科目の学習により理解を深めているといえる。

(4) 実践に連携した専門的知識・技術の習得

専門職としての実践力の基礎的能力を身につけることを目的とするものであり、専門基礎科目のうち、疾病の成り立ちと回帰、人間の身体と精神などの科目群、看護学科・臨床検査学科の各専門科目が対応する科目である。この領域の科目数は、全教科の約70%を占めており、養成所指定規則に規定されている科目の履修が必要であること、専門職育成という本学教育の特徴などから、重点を置いて教育していることは妥当と判断している。

(5) 課題探究能力の育成

入学後の早い段階から、科学論・教養ゼミなどを意図的に配置するとともに、看護学科では、看護研究・特論実習などの看護の探究・発展科目群において学習できるようにしており、3年次までの講義や実習経験などを基に学習できるよう、主として卒業年次に配している。臨床検査学科においても同様に、臨床検査研究・臨床診断学演習などを卒業年次の探究・発展科目として配しており、両学科ともに、卒業後の主体的な学習や研究活動の基礎となる力量形成に力を注いでいるといえる。

(6) チーム医療の実践力の強化

1年次の医療概論から始まり、授業や実習を通して多くの関係職種との関わりのなかでチーム活動の意義や実際を学習し、実習が終了した4年次にチーム医療の授業のなかで統合するように配している。この領域では、医療機関におけるチーム医療に止まらず、医療機関から在宅へ、あるいは地域へと、対象者の療養生活の過程にそって関係職種間の連携・共働が考えられるように学習内容を工夫している。また、地域における関係機関や関係職種のヘルスケアチームづくりについては、看護学科ではケアマネジメント論のなかで学ばせているが、保健医療を担う専門職としては、両学科ともに施設内外を総合的に捉えた保健医療福祉領域のチーム活動の学習を強化していく必要があると考える。

以上のように、本学の教育課程は、本学の教育の特色として掲げている項目との整合性が高く、概ね教育目標に沿った内容であるといえる。

なお、平成18年度からカリキュラム検討委員会を設置し、大学としての完成をみる平成

19年度までの教育実績や点検評価をもとにカリキュラムの見直しを進めていたが、養成所指定規則の改正により平成21年4月から看護学科に新カリキュラムを適用する必要性が生じたため、これに併せて両学科を通じてさらに充実した教育課程や科目編成を目指す観点から検討を加え、21年度から新カリキュラムを導入する予定で準備を進めている。

2) 授業目標・授業内容の適切性

現行の授業科目について、シラバスに記載されている授業目標、授業内容を基に教育の内容が適切であるかどうか点検・評価を行った結果、次のような課題が見出され、改正カリキュラムの検討を進める中で見直し・修正の視点として活用した。

(1) 基礎科目の位置づけ

基礎科目の授業目標として、「医療技術を学ぶ基礎として・・・」「医療と福祉に関わる・・・」などの記載がなされている科目が数科目みられる。大学における基礎科目の位置づけについては、「専門教育の基礎として・・・」という考え方もあるが、大学教育の目標としては、単に医療職育成の基礎として、あるいは高校教育の補完として基礎科目を位置づけるのではなく、高い倫理観を有する人格の形成や社会人としての教養の基礎を学ばせるという視点が重要と考える。本学の教育の方向性として、「何のために基礎科目を置くのか、ねらいをどこに置くのか」についての検討が必要である。

また、科目としての位置づけがなされたとしても、科目を担当する教員の選任の仕方、担当する各教員に対して科目の目的や他の科目との関連性、教育内容などについて明確に伝えていくことが重要であり、新カリキュラムを展開するに当たって、評価した内容を活かす方向で計画中である。

(2) 教育内容の重複、授業目標と教育内容の一貫性

シラバスに示された授業内容のなかで、一部教育内容に重複が認められるものがある。学習プロセスとして、段階的に学習するという意味で一定の重なりは必要であるが、教育としての一貫性を図るためには、非常勤講師への依頼の仕方や、担当教員間の授業内容の調整が重要と考える。

系統的な授業科目の構成、授業科目や教育内容の精選、教育内容に見合った単位設定、点検や調整を行うシステムなどについて今後も継続して検討を行う必要がある。

3) 授業科目の配置について

教員及び両学科学生に実施したアンケート結果に基づいて、教育の進行に関する点検・評価を行った結果、次のような要望や意見があることがわかった。

①開講時期について

* 一年次の早い時期に基礎的な学力を養う科目を導入すること。

* 学習の積み重ねができるよう授業科目の配置に配慮すること。

②学年別の授業時間について

臨床検査学科では、3年次に比較して2年次に授業時間が少ない。看護学科では、2年次

後期の授業科目が過密であるなど、4年間の授業科目の軽重バランスを検討すること。

- ③看護学科と臨床検査学科の共通科目は開講時期を同学年にする。
- ④演習を含む科目は2時限続きの時間割編成の方が教授しやすいので配慮すること。
- ⑤非常勤講師の授業枠を優先して時間割を組むため、効果的な時間割が編成できにくいので、時間割の編成について検討を要する。
- ⑥クラス編成について、特に語学教育の場合、1クラス40名以上は多すぎるので、人数の調整が必要である。
- ⑦看護学の方法論が3年次前期に集中しており、レポート作成の重なりなど学生にかかる負担が一時期に集中する状況があるので、教員間の調整が必要である。

これらの意見に関しては、カリキュラム検討委員会のなかで検討を加え、21年度からのカリキュラム改正において見直しを行い時間割作成にも反映させていく予定である。

4) 授業形態と単位の関係

各授業科目について、授業形態と1単位あたりの時間数について見直しを行った結果、講義科目と演習科目の区分が一部明確でない科目があり、大学設置基準第21条に基づいて本学が定めている基準をもとに見直しを図る必要性が明らかになった。

カリキュラム改正の検討において基準に沿って修正を行った。

5) 教育課程に対する学生の評価

卒業年次の第一期生を対象に、教育課程についてのアンケート調査を実施した結果、次のような回答が得られた。

- ①教育目標の妥当性について、全ての項目において肯定的な意見であった。
- ②基礎科目や専門基礎科目の学習は、専門科目の学習に活かされており、興味や関心が高かったが、科目の年次配置、科目間の関連性、科目の授業時間数、選択科目の選択の自由度などについては批判的な意見がみられた。
- ③両学科合同授業の問題点、シラバスの内容と講義内容の食い違いについて改善の要望が強かった。

これらの結果は、カリキュラム検討委員会で再検討し、改正カリキュラムに反映させた。

2. 一般教養的授業科目と専門教育的授業科目の編成における適切性と責任体制

本学の授業科目の区分は、基礎科目・専門基礎科目・専門科目からなっている。

基礎科目を一般教養的科目と位置づけると、35科目(52単位)を開講しており、卒業所要単位数は、看護学科30単位、臨床検査学科32単位で、全体の23~24%を占める。

内容としては、外国語科目を10科目(10単位)開講しており、卒業所要単位6単位を課している。

国際社会に対応する外国語能力の育成に配慮しているほか、医療職の育成という大学の特色から、人間理解、倫理観の醸成、コミュニケーション能力などを重視した科目を配置していることが特徴であり、大学設置基準第19条で謳っている内容に配慮しており適切

といえる。

また、専門基礎科目及び専門科目については、看護職及び臨床検査技師の国家試験受験資格を取得させるため必修科目数が多くなっているが、資格取得に必要な科目や単位数に止まらず、看護研究や臨床検査研究などの探求・発展科目を配置し、思考力や課題探究能力の育成に努めており、適切であると判断する。

課題として、基礎科目の63%を非常勤講師に委ねているため、非常勤講師との連絡調整、学生との連絡など実施・運営の責任体制を明確にする必要があるが、学部長、看護学科長・臨床検査学科長で協議し、教務委員会の責任で一元的に運営することにより円滑に実施できている。

3. 教育課程編成における必修と選択の量的配分の適切性

卒業要件としている130単位中、必修科目は、看護学科88.5%、臨床検査学科86.9%で、必修科目の比率が高いといえる。特に、専門基礎科目・専門科目では、両学科共に大半が必修であり、選択幅が広いのは基礎科目のみ（看護学科43.3%、臨床検査学科40.1%）である。国家試験受験資格取得のための必修科目が多いことは止むを得ないことと判断する。

4. 大学設置基準との整合性

本学の大学としての水準について、学校教育法第83条及び大学設置基準第19条に定められている大学の目的、教育課程の編成方針に照らしてみると、本学の場合、教育目標や教育課程の編成方針を明確に示して教育を実施しており、高等教育機関としての必要条件を満たしているといえる。

5. 国家試験受験資格に必要な科目・単位の充足状況

看護学科

看護学科においては、4年間の履修により、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた科目及び単位数が修得できるよう必要な科目を配置しており、保健師と看護師の国家試験については全員が、助産師国家試験については助産学の選択履修者が受験資格を取得できる。ただし、4年間の教育年限で3種類の国家試験受験科目を配置することは、統合カリキュラムの規定を用いても実質的に困難であり、無理な読み替えをせざるを得ない、履修科目の進度の調整ができにくいなどの問題がある。また、指定規則に定められた科目の単位数を盛り込むため総単位数が130単位と多くなっており、大学教育としての幅広い人間形成を志向するうえで制約があり、今後の課題と考える。

第一期生の国家試験合格率は、看護師100%、保健師93.9%、助産師77.8%であった。看護師、保健師は全国平均を上回っており、一応の成果を得ることができたが、助産師については9名中2名が不合格で全国平均を下回った。

助産師の合格率が低かったことは、教育内容の問題というよりも、今回の国家試験から、保健師・助産師の免許付与の条件として看護師国家試験合格が規定されたことから、学生

が、看護師国家試験に力を注がざるを得ない状況にあること、複数の国家試験を同時に受ける負担などが考えられ、加えて助産師国家試験受験者では、4年次に講義・実習が集中するハードな状況にあることが影響していると考えられ、対策の検討が必要である。

臨床検査学科

臨床検査学科においても同様に、臨床検査技師の国家試験を受験するために必要な科目及び単位数の修得ができるように必要科目を配置しており、単位修得により受験資格が取得できる。また、甲種危険物取扱者受験資格、食品衛生監視員・管理者任用資格を取得するための科目も組み入れており、卒業までに各種の資格を取得することができるよう科目編成している。

第一期生の臨床検査技師国家試験合格率は94.7%で、全国平均を21ポイント上回った。このことから教育課程の内容が十分国家試験に対応できる内容であることが裏付けられたものとする。また、甲種危険物取扱者資格を在学中（18、19年度）に取得した者が10名おり、補習指導など学生の意欲を喚起できた結果と評価できる。

6. カリキュラムにおける実習の適切性

看護学科

卒業要件の130単位中26単位（20.0%）、助産学専攻者は143単位中32単位（22.4%）が臨地実習科目であり、カリキュラム全体に占める実習の比重が大きい。これは、指定規則との整合性もあるが、質の高い実践者養成という教育目的にかなった位置づけといえる。しかし、技術習得という点では、臨地実習で経験できる技術に限られており、臨地実習時間の長さが必ずしも習熟度を高めることにつながらない現状がある。技術習得の到達レベルを高めるためには教室内学習における技術教育の工夫が必要である。

また、1年次の早期から臨地実習を段階的に配置していることは、人間の理解を基盤とする看護学の特徴を考慮して意図的に配したものであり、講義との連動を強め学習効果を高めるうえで効果的である。

助産学専攻学生においては、4年間で32単位の实習を履修しなければならないためカリキュラムが過密なうえに、助産学実習では、実習期間内に規定の10例の分娩介助実習が経験できない状況があり、実習期間延長を余儀なくされていることは課題である。

臨床検査学科

臨床検査学科は卒業要件130単位中24単位（18.5%）を学内実習及び臨地実習が占めており、看護学科と同様にカリキュラムに占める実習の比重が大きい。なかでも、学内実習の単位が臨地実習の2倍を占めているが、学内で確かな検査知識・技術の習得が可能であり、臨地実習での学びを助けている。

また、学内実習はすべて同一科目の講義終了後に配置しており、講義内容を理解したうえで技術を学習しているので、科目進行は円滑に行われている。その反面、多くの専

門基礎科目、専門科目の講義が終了していない2年次前期には、配置できる実習科目数が少なく、2年次後期から3年次後期に学内実習科目が集中し、時間割にゆとりがない状況をつくっているが、学内実習科目が多岐にわたる臨床検査学科では止むを得ない状況である。

臨地実習Ⅰは、病院における臨地実習Ⅱの前に配置しており、病院検査室以外にも多様な活動の場があるということを理解するうえで効果がある。

7. 編入学生の教育における課題

平成18年度から10名の3年次編入学生の受け入れをスタートさせた。平成18年度は、本学の前身である短期大学3年課程の当該年度の卒業生が10名中7名を占めていたが、短大の閉学に伴い編入学生の入学前に学んだ学校の形態が多様化してきた。

傾向として、3年制短期大学の卒業生は減少し、2年制短期大学、3年制看護専門学校、2年制の看護専門学校からの受験生が増加し、結果として、すべての編入学生に大学の教育カリキュラムを一律に当てはめることが年を追って困難になってきている。

修得すべき授業科目の全体像を考慮したうえで既修得単位の認定及び履修指導について検討する必要がある。

8. 既修得単位認定の適切性

既修得単位の認定については、学則及び既修得単位等の認定に関する規程に基づいて、入学時及び学年次毎のガイダンスにおいて説明し、手続きの指導を行っており、教務委員会において申請書類をもとに履修内容等を協議し、教授会の議を経て学長が決定することとしており、適切な手続きにより既修得単位の認定を行っている判断できる。

単位認定における課題として、編入学生における学修の問題が挙げられる。現在は、入学前に学んだ看護師養成機関のシラバスと本学のシラバスを比較しつつ既修得単位の認定を行い、教務委員会が個々の学生の単位認定の結果に応じて受講する科目について個人の履修案を提案し、学生と相談のうえ、履修届を提出させているが、編入する学生の看護基礎教育課程の多様化が進む中、シラバスにより教授内容を確認し、内容の一致という観点で既修得単位を認めたとしても、看護基礎教育における教育課程の学びの深さが異なり、学力の判断は困難な状況で、対応策について検討の必要があると考える。

9. カリキュラムにおける高大の接続について

現在、導入教育として「日本語表現」「教養ゼミ」などを実施しているが、現状で述べたように、理科系科目の学力差が顕著となり、補習授業での対応では困難になっている。

中等教育の学力低下がさげられる中、学生を大学教育に移行させるための科目設置が必要になっている。

また、多くの学生において、自ら考え学ぶ習慣が身に付いていない状況があり、思考が

深まらない傾向がみられる。自ら学ぶ、ディスカディスカに参加し共に考える、などの学習方法を入学後の早い時期から導入する必要がある。

10. 開設授業科目における教員の専・兼比率の適切性

教員の専・兼比率の適切性については、開設授業科目の73%を専任教員が担当しており、特に専門科目でその比率が高く、教員が教育の全体像を把握しながら目標に沿った教育を行っているとは判断できる。

基礎科目群では、非常勤講師の担当科目が多いが、本学のような単科大学では止むを得ないことであり、連絡調整も円滑に実施できていることから妥当であると判断している。

【将来の改善に向けた方策】

1. 教育課程の見直しと改正案の作成

点検評価の項で述べたいくつかの課題をふまえて、平成21年4月から実施予定でカリキュラム改正を行った。教員に改正カリキュラム内容の浸透を図り、教員間の教科内容の確認・調整作業を進め、平成21年4月から新カリキュラムでの教育を予定している。

改正カリキュラムにおける一部改正の概要は以下のとおりである。

(1) 教育理念・教育目標

現行の教育理念・教育目標は、大学設置の目的に沿うものであり、継承する。ただし、受験生や入学生、一般住民向けの資料などではわかりやすい表現になるよう工夫する。

(2) 基礎科目と高大連携

①基礎科目の名称を「共通教育科目」とし、教養科目・基礎科目の2カテゴリーを設けた。前者は教養豊かな人材の育成を目標とする科目、後者は専門基礎科目・専門科目の学習につながる基礎学力の強化を目指す科目で構成する。

②基礎科目の生物学・物理学・化学を受講する入門コースとして、「基礎科学 A,B,C」コースを設定し、学生のリメディアル教育を行う。

③高校での知識記憶型の学習方法から、自ら考え、議論を通して考察力を高める学習方法を段階的に身につけるために、初学者ゼミ、基礎ゼミ、研究の基礎の3科目を新設・改変する。

④外国の文化と併せて医療系英語や第二外国語を学ぶために「国際文化コミュニケーション」を新設する。

⑤他大学の学生と学ぶ「大学コンソーシアムえひめー共同授業」を科目として配置する。

(3) 専門基礎科目

①「医療と安全」「医療と法」「放射線医学」など時代の要請に合った科目を新設し、「東洋医学」を廃止する。

- ②保健福祉行政論の内容を見直し、地域看護学の基盤を強化する。
- ③臨床検査学科に対象理解を強化する科目として「患者・家族の心理」を新設する。

(4) 専門科目

看護学科

- ①専門科目の科目群を、指定規則に合わせて、専門分野一、専門分野二、統合・発展分野に整理区分する。
- ②専門分野二に、時代のニーズである「終末期・緩和ケア方法論」を新設する。
- ③統合発展分野に、実践力、特に技術習得の強化を意図した科目「技術特論」を新設する。また、時代のニーズに即して求められる科目として、「がん看護」「認知症ケア」などを新設する。
- ④領域別実習の総まとめとして各学生が主体的に課題を見出し取り組む「特論実習」は、規則改正で新たに位置づけられた「総合実習」に置き換える。

臨床検査学科

- ①臨地実習の到達度を高めるため、2年次から段階的に実習を配置することとし、2年次に「臨地実習Ⅰ」1単位、3年次に「臨地実習Ⅱ」2単位、4年次に「臨地実習Ⅲ」7単位、計10単位を配し、単位数を2単位増加する。

(5) 卒業要件としての単位数及び1単位あたりの時間数

学生の自主学習を保証する観点から科目及び単位数を見直し、卒業所要単位数を130単位から128単位とする。また、科目内容と1単位あたり時間数の整合性を検討し、大学設置基準に基づき、講義15時間、演習30時間、実習45時間を遵守する。

(6) 授業の進め方について

- ①合同授業は両学科の受講年次を一致させ学生のレディネスをそろえる。
- ②通年科目を見直し、学期ごとに単位取得が可能となるように科目を区分する。

2. 編入学制度の再検討

全国的な看護系短期大学の4年制化を受けて、受験希望者の減少、受験希望者の基礎学力の低下などが課題となっている。加えて、看護基礎教育の課程が学生によって多様であり、既習得単位の認定上の問題、修業年限2年での卒業の難しさなど、解決しなければならない課題が多い。制度そのものの見直し、選抜方針、入学後の指導体制等について、学科教授会・教務委員会・入試委員会等で検討を始めており、それらを踏まえて法人化の検討段階において編入学制度の方向性を見出す。

3. カリキュラムにおける高大接続の有効性の検証

- 1) 教育課程見直しの項でも述べたように、平成 21 年度入学生からは、高大連携の見直しを含めた改正カリキュラムによる教育を実施する。その結果を分析・評価することにより、現在の入学生が持つ問題（理科系科目の能力低下、知識記憶型学習など）の解決に有効かどうかを検証する。
- 2) 中長期的には、入試方法や入試科目についても検討中であり、データ分析の結果も活かしながら教育課程の見直しを検討する。
- 3) 高校生へのガイダンスセミナーなどを通して、高校教育関係者（県教委・各高校進路指導教員など）との関係が深まっていることを活かし、現在の高校教育の特徴を把握し、円滑に本学の教育に適応できるための方策を検討する。

3-2 教育方法等（教育の実施体制・実施方法）

【目標】

教育方法に関する目標は、①学生の教育効果を測定する方法が明確であること、②成績評価方法が確立していること、③学生に、学生生活の手引き（学生便覧）やシラバスなどによって授業科目の目的や内容を事前に知らせ、履修指導を適切に実施すること、④教員の教育能力向上のために FD 活動をはじめ効果的な研修を実施すること、⑤教育効果を高めるための実習指導体制を確立し、運営すること、⑥大学設置（平成 16 年度）からの 4 年間をスムーズに進行させ、学生全員が看護師や臨床検査技師をはじめとする各国家試験に合格し、希望の進路を選択できることである。

【現状】

1. 教育効果の測定

1) 学生の学習到達度を測定する方法

シラバスには成績評価方法の記載欄があり、ほとんどの教員が評価方法を記述している。

学科別にみると、看護学科では、講義・演習科目の評価は、筆記試験を課している科目が3分の2、課題に対して論述する形式のレポート評価のみの科目は3分の1である。また、筆記試験に加えて課題レポート・実技試験・グループワークへのコミットメント状況などを組み合わせ多角的に評価を実施しているものも多くみられる。臨地実習の評価は、実習目標に基づいて作成した指標とする項目の到達状況を評価の中心におき、出席状況や実習態度など学習へのコミットメント状況を加えており、学生の自己評価を基に担当教員が面接により確認しながら到達度を評価している。

臨床検査学科では、講義科目は筆記試験を基本とし、レポート・出席状況を一部加味して評価している。学内実習の科目では、12科目中11科目で筆記試験とレポートを併せて評価している。臨地実習では、9つの評価項目（自己学習力、実習目的の理解度、実習内容の理解度、実習技術・検体の扱い方の習熟度、実習技術・結果の理解力、積極性、協同性、レポート内容の充実度、礼節）を設定している。それぞれの項目の達成度について実

習指導者の意見を把握し、その意見と帰学後の実習報告会、日々の実習ノートの内容を併せて、最終的に学内教員が評価を行っている。

2) 卒業の状況

第一期生については、看護学科では 60 名中 59 名（1名退学）、臨床検査学科 20 名中 19 名（1名留年）が 4 年間で、編入生 10 名中 8 名（2名留年）が 2 年間で卒業しており、ほとんどの学生が学則で定めた修業年限で卒業できている。

3) 国家試験合格状況

教育課程の項でも述べたとおり、第一期生の国家試験成績は、看護師 100%、保健師 93.9%、臨床検査技師 94.7%と何れも全国平均を上回っていたが、助産師では 77.8%（9 名中 7 名合格）と全国平均に届かなかった。

4) 卒業生の進路状況

第一期生の卒業後の進路は、表 3-11 に示すように、看護学科では、卒業生(編入学生を含む)67 名中看護職として就職したもの 65 名（看護師 61 名、保健師 4 名）、大学院（保健学専攻）進学 1 名、助産学専攻科進学 1 名で、100%の学生が看護職としての進路を選択している。また、臨床検査学科においても同様に 19 名中 18 名が医療機関などへ就職、1 名が大学院（保健学専攻）進学で、100%の学生が医療職としての道へ進んでいる。

表 3-11 平成 19 年度卒業生進路状況

進 路		学 科	看 護	臨 床 検	合 計
			学 科	査 学 科	
就 内 職	県	愛媛県、愛媛県立病院	2	3	5
		大学・大学病院（愛媛大学医学部附属病院）	18	3	21
		独立行政法人（国立病院機構、労働者健康福祉機構他）	3		3
		市町、市町立病院	3		2
		その他の病院、施設	7	8	14
	小 計	33	14	45	
外	県	都道府県、都道府県立病院			
		大学・大学病院	19		19
	外	独立行政法人（国立病院機構、労働者健康福祉機構他）	1		1

	市町村、市町村立病院	4		4
	その他の病院、施設	8	4	12
	小 計	32	4	36
	計	63	18	81
	進 学	2	1	3
	合 計	67	19	86

2. 成績の評価方法

1) 成績評価法及び成績評価基準

成績評価を受けることのできる資格については、学則および授業科目履修規程で定めており、出席時間数が当該科目の授業時間数の3分の2以上であることを原則としている。

成績の評価方法は、単位認定を行う教員が決定し実施することになっており、筆記試験のほか、口頭試問、実技試験、レポート評価など、科目の特徴や内容に応じて柔軟に運用できるようにしている。

成績評価の結果は表3-12に示す4段階の基準で行い、不合格者は再履修としている。

成績判定は、各教員が責任を持って実施し、学内成績管理システムにより整理したうえで、年次毎に成績通知書として学生に配布し、学生が自身の成績を確認できる体制にしている。

表 3-12 成績評価の基準

評価	点数	判定
優	80点以上	合格
良	70点以上 80点未満	
可	60点以上 70点未満	
不可	60点未満	不合格

2) 履修科目登録の上限設定とその運用

学生が適切に授業科目を履修するため、1年間に登録できる単位数の上限を50単位と定めている。学生は、年次毎に実施するガイダンスなどで指導を受け、規定に従って履修科目登録を行っており、適切に運用できている。

3) 履修の先修要件

学習の質を確保するため、一定の科目について履修の先修要件を定めている。

なお、これらのことについては学生生活の手引きに記載するとともに、入学時及び毎学年次のガイダンスにおいて指導している。

4) 各年次及び卒業時における学生の質を確保するための方法

本学においては、単位認定を行う時点で成績評価を実施する以外は、各年次及び卒業時などに試験等で学生の質評価を実施していない。両学科学生ともに、卒業前に国家試験を受験するための学習を継続しており、単位修得者は一定の質を確保していると考えられるため、特に必要性はないと判断している。

3. 履修に関する指導体制

1) 学生の履修に対する指導

履修指導は、入学時の全入学生に対するガイダンス及び毎年次の学科・学年別ガイダンスにおいて計画・実施しており、主として、教務委員及びクラス顧問が分担している。

特に、履修登録においては、年間に履修できる単位数の制限（50 単位）、履修の先修要件（ある要件を満たしていないと履修登録ができない科目がある）等について指導し、履修届の提出後も一定期間修正できるようにしている。

日常の履修相談に関しては、クラス顧問を中心に、科目を担当する各教員が相談や助言を行い、必要に応じて学科長や学生部長、学科教授会等で方針の検討を行っている。

また、各教員は、オフィスアワーの開設をホームページ上に示し、学生が任意に気軽に研究室を訪れることができる仕組みをつくっている。

学生の出席状態については、各教員に出席状況の把握を徹底するとともに、単位取得に関わるような欠席が続く場合は、クラス顧問による声かけや相談を積極的に行っている。

2) 学生の退学・休学状況と支援体制

平成 16 年度から 4 年間の退学・休学の状況をみると、看護学科では、退学 5 名（16 年度入学生 1 名、18・19 年度入学生各 2 名）、休学 3 名（17 年度入学生 1 名、18 年度入学生 2 名）、臨床検査学科では、退学者はなく、休学 1 名（18 年度入学生）である。

退学・休学の主な理由は、進路変更や医療職という進路について再考したいというものであるが、最近の例として経済的理由など家庭の事情によるものもみられる。

退学・休学者に対する相談・支援は、クラス顧問を中心に実施しており、日常の相談の中で休学・退学に至る前に積極的に関わる例が多いため、他大学に比して退学・休学者は少ない状況である。

なお、休学中の者のうち、看護学科の 17 年度入学生、臨床検査学科の 18 年度入学生は、20 年度に復学し学習を再開している。

3) 卒業延期の状況と支援体制

平成 20 年 3 月現在、卒業延期となったものは 3 名である。うち 1 名は休学中で、他の 2 名については、学習が中断しないようにクラス顧問が中心となって個別支援を継続している。

4) 編入学生への指導

編入学生の履修については、3年次・4年次担当のクラス顧問が分担して指導している。入学時に個別相談の形で対応しているが、個別の条件が異なっており、学年を超えて科目を選択し、単位を取得することに追われがちであること、各科目の進度が一貫していないことなどから、日々の学習において相談・支援が必要となる例が多い。

5) 国家試験対策

基本的には学生自身が国家試験対策委員などを決め受験のための対策を講じているが、教員側からも傾向と対策についての助言・支援を行っている。支援方法は学科によって若干異なるが、3年次から学習方法や模擬試験に関する助言をスタートし、4年次では、各国家試験について年間3回程度の模擬試験（教員作成の試験及び業者模試）を学生の希望により実施しており、模擬試験の結果に基づいて、各教員が分担して個別に相談・指導にあたっている。

4. 教育改善への組織的な取組み

平成16年度開学と同時に、教職員の資質と能力を組織的に開発し発展させることを目的としてFD委員会を設置している。また、FD委員会を推進母体として、学生の学習支援を重視した“教授－学習過程”の形成を目指す次のような組織的取組みを行ってきた。

なお、FD活動の実施状況および成果は毎年度FD活動報告書として公刊している。

1) 授業の公開と見学による教員のピアレビュー

見学を希望する教員が該当の科目責任者に直接申し込み、見学者は授業実施者に対して感想を提出し、自主的な意見交換を行う。授業を公開した教員は、学期末に振り返りレポートを提出する。FD委員会はそれらを総括し全教員にフィードバックすることにより、取組みを大学全体として共有している。平成16年度には14人が延べ22回授業の見学を受け、22人が延べ35回にわたって見学を行った。授業改善に役立つ唆が得られ、客観的な振り返りと視野の広がりにつながったとする教員が多かった。しかし、平成17年度以降は年々公開者・見学者ともに数が減少している。

2) 学生による授業評価

前身の短期大学時代から学生による授業評価は実施していたが、大学に移行後、FD委員会が評価内容を見直し、平成17年度からは非常勤講師も対象に実施している。平成19年度における実施率は非常勤講師も含め約65%である。

評価結果は表3-13に示すとおりで、評価項目の平均点は、平成16年度から19年度まで概ね4.0前後で推移しており、特に大きな変化はみられない。項目別では、熱意、目標の明確さ、受講価値、修得感でやや高く、環境の整備、質問・発言への配慮、対応への満

足度、学生への配慮でやや低い傾向があった。また、科目毎に検討すると、評価点全体の高低や項目別評価点の特徴がみられたが、全体としては大きな差はみられなかった。

個々の授業評価はFD委員会が集計し、担当教員に結果（項目別平均値、標準偏差、度数分布）をフィードバックするとともに、全授業科目および担当教員名をコード化し、学生および全教員に広く公表している。

また、これとは別に、教員個々に独自の評価表を作成したり、毎回授業の感想や質問を求める等の工夫を凝らし、次回以降の授業に反映する取組みを行っている。

表3-13 授業評価実施科目数および項目別平均点の推移（講義・演習・学内実習科目）

	のべ実施授業数	1:受講態度	2:重要点強調	3:わかりやすさ	4:熱意	5:目標の明確さ	6:環境の整備	7:質問・発言	8:対応満足
平成16年後期	13(0)	3.8	4.0	4.0	4.2	4.1	3.5	3.8	3.8
平成17年前期	43(20)	3.9	4.0	3.9	4.2	4.0	3.7	3.7	3.7
平成17年後期	37(14)	4.1	4.1	4.0	4.3	4.2	3.9	3.9	3.9
平成18年前期	28(0)	3.9	3.9	3.9	4.0	4.0	3.6	3.8	3.8
平成18年後期	26(3)	4.2	4.2	4.1	4.4	4.3	3.8	4.1	4.1
平成19年前期	54(29)	4.0	4.1	4.0	4.3	4.1	3.8	3.9	3.9
平成19年後期	53(31)	4.2	4.3	4.2	4.4	4.3	4.0	4.1	4.1

	9:受講価値	10:プレゼン	11:知的好奇心	12:話し方	13:学習量	14:修得感	15:学生への配慮	16:教材準備
平成16年後期	4.2	3.9	3.8	4.0	3.9	4.3	3.7	4.0
平成17年前期	4.1	3.8	3.8	3.9	3.9	4.2	3.7	3.9
平成17年後期	4.3	4.0	4.1	4.1	4.0	4.3	3.9	4.1
平成18年前期	4.1	3.9	3.8	3.9	3.8	4.1	3.7	3.9
平成18年後期	4.3	4.1	4.2	4.2	4.1	4.3	4.0	4.2
平成19年前期	4.2	3.9	4.0	4.0	4.1	4.2	3.9	4.1
平成19年後期	4.3	4.1	4.2	4.2	4.2	4.3	4.1	4.2

註1) のべ実施授業数の括弧内は、うち非常勤講師担当の授業数を示す。

註2) 評価基準は1～5の段階尺度で、数字が大きいほど肯定的な評価を示す。

3) 授業改善に関する取り組み

(1) FD委員会主催による研修会

カリキュラムの理解促進、科目間の連携調整の促進を目指し、表3-14のとおり研修会を毎年開催している。

また、講座や学科単位においても教育技法や教育内容、専門領域のトピックスなどについて独自にFD活動を行っている。これらの活動は、講座や学科を超えて広く教員が参加できるように公開にしている。

表3-14 FD研修会開催の状況

年 度	テーマと内容	参加
平成 16 年度	『FD 活動の意義と実際』 基調講演「FD 活動の意義」 シンポジウム「FD 活動の実際－各大学の取組み」	教員 40 人 事務 4 人
	学生の考える力を育てる授業の組み立てと教材の活用 ○講演『教えること、育てること、そして愛すること～大学における授業をどう創造するか』 ○講演『高校における理科教育の現状』	教員 36 人 事務 3 人 学外 3 人
平成 17 年度	『本学の初年次教育を考える－今ある教育資源を活用する視点から－』 ○基調講演『初年次教育の内容とその必要性』 ○ワークショップ	教員 35 人 学生 4 人
平成 18 年度	新入生の学習準備状況に合わせた教育法の検討 －専門基礎科目「人体の構造と機能」を支える基礎学力を考える－ ○履修状況の実態調査の結果報告（学生へのアンケート調査） “旧カリキュラム”と“ゆとりカリキュラム”受講学生の、高校および大学における理科系科目履修状況の変化 ○パネルディスカッション ○総合討論：問題解決のための今後の課題	教員 46 人 学生 12 人
平成 19 年度	『実践能力を身につけるための臨地実習教育とその課題－看護学実習に焦点をあてて－』＜ワークショップ＞	教員 34 人

（2）教育内容精選のための検討

看護学科では、看護専門領域の教育の統合化を図ることにより、卒業時の到達目標達成に向けて一貫性のある効果的な教育を推進し、引いては看護学教育のモデル案を作成することを目的に、平成 16 年 8 月、教育内容検討会をスタートした。内容としては、①各領域の教育内容と方法を明らかにし、教育の全体像を把握する ②専門科目の内容を関連づけ、知識・技術を整理し、重複や間隙を修正する の 2 点を挙げ、講座会での検討と組み合わせながら資料化し、教育内容・方法を精選した。

（3）「基本的看護技術」教育に関する検討

本学の看護技術教育の全体構造を明らかにし、内容や到達レベルについて精選すること、卒業時到達レベルを設定し、その妥当性を実習経験と卒業時の習熟度から検証することを目的に、各専門領域の教員 8 名からなるワーキンググループを組織している。全国的にも文部科学省や厚生労働省から教育の到達度や看護技術に関するガイドラインが示され、本学としては大学の考え方を明確にして臨地実習施設の理解と協力を求める必要もあった。

現在、「本学における看護技術項目の考え方」を明文化し、16 分類 166 項目からなる技術項目の経験状況について、16・17 年度入学生の実態調査を行い、分析結果に基づいて指導方法の検討を行っている。

（4）授業評価結果の活用

各教員は授業の中間あるいは単元終了後に授業評価を実施し、その結果を授業改善に活

用している。授業評価の詳細については前述の「4. 教育改善への組織的取組み」に記載しているが、教員の自己点検評価資料によると、ほとんどの教員が授業改善に活かしていることを明記している。

また、大学のスタートと同時にFD活動の一環として、「教員間の授業見学と相互評価」を実施し、授業の質の向上を図ることを試みているが、実施した教員は、授業の改善に有効であったとFD報告書の中で述べている。

4) 他機関で開催されるFD研修への参加促進

FDを推進するリーダー教員を養成すること、他大学におけるFD活動について情報収集し、本学の活動についても発信する目的で、FD委員会の委員を中心に他機関で開催されるFD研修にも積極的に参加している。

表3-15 FD研修への参加状況

年度	派遣回数	テーマ	派遣者数
平成16年度	9回	①大学教育学会第26回大会 ②第5回愛媛大学教育ワークショップ ③平成16年度高等教育公開セミナー ④大学教育学会2004年度課題研究集会 ⑤日本看護系大学協議会FD活動推進会議 ⑥日本看護系大学協議会FD委員会ブロック活動 ⑦大阪大学教育実践センター開設記念国際シンポジウム「大学と社会」 ⑧第10回FDフォーラム—評価される大学教育— ⑨第11回大学教育研究フォーラム	14人
平成17年度	3回	①大学教育学会第27回大会 ②愛媛大学FDスキルアップ講座 ③特色ある大学教育支援プログラムフォーラム	6人
平成18年度	3回	①愛媛大学FDスキルアップ講座 ②大学教育学会2006年度課題研究集会 ③第13回大学教育研究フォーラム	4人
平成19年度	2回	愛媛大学FDスキルアップ講座 第11回大学教育研究フォーラム	2人

5) 教育技法向上のための取組み

教員個々あるいは講座や学科単位での取組みの他に、FD委員会主催により主としてパソコンを活用した教材作成技法やe-learningに関する研修を行っている。

表 3-16 教育技法向上のための研修会

年度	テーマ	参加者数
平成 16 年度	『学生の考える力を育てる授業の組み立てと教材活用』 講演「教えること、育てること、そして愛すること ～大学における授業をどう創造するか」 講演「高校における理科教育の現状」	教員 36人 事務職員 3人 学外 3人
	授業改善のための教材作成技術 講演および演習 『専門教育における授業改善—画像や動画を用いた 教材作り』	教員 31人 事務職員 3人
平成 17 年度	「教育・学習方法としての e-learning—その教育効果」 基調講演：『大学の e-learning を支えるインストラクシ ョナルデザイン』 ワークショップ：『教育・学習方法としての専門教育への 応用と活用可能性』 ○ 学内学習における効果的な学習支援 ○ 多人数クラスの学内技術演習への活用 臨地実習における効果的な学習支援	教員 36人
平成 19 年度	教材作成技術研修会 『静止画像や動画の取り込みと加工』	教員 25人

6) FD 活動への学生の参加促進

学習者の立場に立って教育改善を行うことを目的に、表 3-17 に示すように FD 活動への学生参加を促進してきた。17 年度の学内研修会では、学生から 1 年次の授業について率直な意見、希望、反省が示され、教員にとって新たな改善への視点が得られた。

表 3-17 学生の参加状況

年度	内容・方法	参加数
平成 17 年度	FD 研修への参加と意見発表	4人
平成 18 年度	理系科目の履修に関するアンケート協力	234人
	FD 研修への参加と意見発表	12人
平成 19 年度	授業評価への参加の仕方について(アンケート)	130人

7) シラバスの作成と活用状況

シラバスは、全ての教員が作成しており、前年度の授業内容を見直し、教育内容を精選するうえで役立っている。また、他の教員が担当している科目内容を理解し、授業内容を調整するうえでも活用できている。

授業におけるシラバス活用状況では、各教員は、学生の積極的な授業参加を意図して授業の導入時や課題学習などにシラバスを適宜利用し、学生にも活用するよう指導している。

5. 授業形態と授業方法の関係

1) 授業方法の工夫と多様なメディアの活用

各教員の自己点検・評価資料をもとにして教育方法の工夫についてまとめた結果、以下のような特徴がみられた。

- ① 全教員が、スライド・DVDなどの映像や事例、模擬場面等を用いて教育内容の臨場感を高め、興味をもって学べる工夫をしている。
- ② 予習、復習を意図的に課し、知識の定着を図っている。
- ③ 種々の教育方法を駆使して授業を実施し、その結果について評価した後、次年度の教育改善を試みている。
- ④ 自己の教育技術の改善のために積極的に研修に参加している。

また、授業を進行する過程で、学生の反応や学生の授業評価、提出物の状況から教育効果を多角的に見直し、教育方法に修正を加えつつ授業を進めている様子がみられた。

学科別にみると、看護学科では、看護技術や事例展開などをグループ学習・発表の形式で展開したり、自己学習システムを開発するなど多様な教育方法を取り入れており、臨床検査学科では、特に確実な知識と検査技術の定着に力を注ぎ、学内実習科目を複数教員で担当するなどの工夫をしている。

なお、遠隔授業については、現在のところ実施していない。

2) 臨地実習指導体制

(1) 実習施設との連携

看護学科

県立病院を中心に、県内の病院、保育所、訪問看護ステーション、老人保健施設、保健所、市町村保健センターなど 47 ヲ所と実習契約を結んでいる。個々の実習施設あるいは実習場所ごとに担当教員との準備打合せ会、反省会を開催し、円滑に実習が行えるよう調整している。また、現在、本学の近隣には看護師を養成する専修学校が4校あり、実習施設が他校と重なることが予測されるため、前年度の早い時期に施設と学校間の連絡会議を開催し、実習配置の調整を行っている。

学生に対する大学の指導体制としては、原則学生5人に対して1名の教員が指導に携われるように配置し、実習の調整活動を行うとともに病院実習では看護師としての役割モデルとして学生指導にあたっている。各実習場所には実習指導の責任者を配置してもらい、教員と実習指導者は実習前、実習中、実習後にわたって密に連携をとるようにしている。

臨床検査学科

愛媛県内の4総合病院、県立衛生環境研究所、保健所、健診機関の計7ヶ所と実習契約を結んでいる。これらの施設との打合せは、臨地実習Ⅰでは実習開始5ヶ月前、臨地実習Ⅱでは1ヶ月前に学科長と学科内教務係が実施している。

指導体制は臨地実習Ⅰについては、各施設から示される各テーマについて学内担当教員を決め、実習開始前に施設側担当者との打合せを行い実習が円滑に進むように図っている。

臨地実習Ⅱについては、実習期間中、教員全員が分担して病院を訪問し、担当科目に関連した部門の指導者及び学生と面談することにより実習進行状況、目標達成度の把握を行っている。

実習終了後に行う報告会の指導は本学教員が行っている。

(2) 臨地実習のための事前準備

看護学科

看護学科では、実習の目的・目標・内容等について記載した「実習要綱」の他に、別冊として「実習の手引き」を作成し、1年次の基礎実習Ⅰを開始する前に配布し、4年間を通じて学生がいつでも確認できるようにしている。主な内容は、履修および単位認定、非常時の臨時休講に関する取り決めや個人情報の保護等実習における倫理的課題とその対処、感染を含む実習中のニアミスや事故に対する対策、実習にあたっての留意事項等である。

また、実習前のオリエンテーションでは、実習への動機づけとともに、「実習の手引き」の中から実習における倫理的課題とその対処、感染対策及び演習形式で行う効果的なカンファレンスの運営方法について説明している。

さらに、3年次後期から開始される各論実習の事前準備では、臨床でよくみられる多重課題をもつ事例を設定し、総合的な判断、知識、技術を再確認する演習を実施している。

臨床検査学科

臨床検査学科では、臨地実習Ⅰは、施設ごとに実習内容が異なっているため、各施設のテーマごとに指導担当教員が施設指導者と打合せを行い、学生にテーマ・内容を説明し、テーマ選択を助けている。実習開始1週間前にはオリエンテーションを行っている。

臨地実習Ⅱでは、基本的な実習内容については実習要綱を全員に配布して説明するが、具体的な項目については実習病院ごとに違いがあるので、施設ごとの詳細な実習項目一覧を作成して学生に配布している。実習開始1週間前に臨地実習目標達成に向けての心構え、実習中のマナー、その他一般的注意を含めたオリエンテーションを行っている。

(3) 安全対策

実習における安全対策は特に重要と考え、臨地実習が開始される平成17年度から「実習安全委員会」を設置し対応している。

実習安全委員会では、臨地実習において学生が感染症等の被害を受けないこと、また、自らが加害者にならないために、「実習時感染予防マニュアル」を作成し、学生及び教員全員に配布し周知を図っている。マニュアルには、感染予防の基本や感染経路別対策、ウイルス抗体価の見方等を記載しており、学生が感染について正しい知識と対処方法を身に付けることを助けている。また、臨地実習の直前にはこのマニュアルを使用して感染予防対策についての指導を行うとともに、臨床における感染対策の専門家を学外から招き、学生の意識を高めている。マニュアルおよび実習要綱には、事故発生時の対処方法についても明記し、事故直後および事後のフォローについても定めている。

実習中に起きた感染事故あるいは疑いについては実習安全委員会に報告し、委員会が事

例の分析を行い、当該学生、教員に対応を指導するとともに、再発防止に向けて大学全体で共有できるよう情報を共有している。

平成16年度から19年度の4年間に針刺しによる感染の可能性のある事例が1件発生したが、これについては実習病院と大学双方のマニュアルに基づき血液検査でフォローし、感染が成立していないことを確認している。

なお、学生は日本看護学校協議会共済会看護学校総合保障制度「Will」に全員が加入しており、交通事故も含め実習中の事故による諸費用について保障されている。

【点検・評価】

1. 教育効果の測定

1) 学生の学習到達度を測定する方法

授業を担当している教員は、筆記試験・課題レポート、実技試験、グループワークへのコミットメント状況などを用いて到達度評価を行っており、多くの教員が筆記試験のみでなく複数の方法を組み合わせて多角的に評価しており、教育内容によって評価方法を選択して実施している。また、実習科目では、指標となる評価項目を設定して客観的に評価できるよう工夫するなどの確に実施できているといえる。

2) 卒業状況・国家試験・進路状況からの評価

平成16年度に入学した学生の卒業比率は98.3%(1名退学)、国家試験合格率は看護師100%、保健師93.9%、臨床検査技師94.7%と全国平均を上回っており、目標とする医療系職種への進路選択率も100%で、いずれも高率であり、第一期生に対する教育の効果は極めて大であったと評価できる。

平成17年度からは大学入試センター試験を課した入学生であり、特徴が異なることから、引き続き本学の目指す教育の成果について点検していく必要がある。

2. 成績の評価方法

1) 成績評価法

前項で述べたように、成績評価の方法はシラバスに明記し、単位認定を行う教員が決定・実施しており、科目の特徴や内容により試験方法を選択するなど工夫して実施できている。

成績評価の基準は、講義科目、演習・実習科目など全ての成績評価について、学内で統一した基準を定め、非常勤講師を含めて周知できている。また、学生に対しても、「学生生活の手引き」に履修規程や履修に関する手続きを詳細に記載し、ガイダンス及び試験時に説明するようにしており、適切であるといえる。

また、成績判定の結果は成績通知書として学生に配布し、自身の成績を確認できるシステムをとっており、学生の自覚を促すうえでも適切である。

課題として、試験における学生の“不正行為の防止”があり、履修規程でも規定してい

るが、適正な実施方法について検討中である。

2) 履修科目登録の上限設定

学生が適切に科目を履修することができるよう科目登録の上限設定を行っているが、規定に則って適切に運用されており、学生が履修するうえでも特に問題は見あたらない。

3) 履修の先修要件

両学科ともに履修の先修要件を定めており、規定に則って適切に運用できるよう履修指導を行っているが、運用の過程において先修要件の内容に不都合が生じてきたことから、見直しの検討を行っている。

3. 履修指導体制

学生の履修指導については、入学時及び学年次の始めに教務委員及びクラス顧問が学生生活の手引きやシラバスを用いて実施し、日常の履修相談及び休学・退学、編入生などの指導は、クラス顧問や科目担当教員が積極的に実施しており、支援の方向としては問題状況が起きる前に予防的な働きかけが実施できているといえる。

その成果として、休学・退学・卒業延期となった学生数が極めて少ないこと、休学者においても支援を継続することにより復学に至っている学生が多いことが挙げられる。

しかし、教員1名が担当する学生数が15～20名と多く、個々の学生のニーズも異なることから、支援の必要な学生が集中した場合はクラス顧問の負担が大きく、持続可能性のある体制づくりを検討する必要がある。

また、学生の自立性を高めるための教育的アプローチについて検討し、学生が自己の課題に主体的に対峙できる力を強化していくことも重要と考える。

4. 教育改善への組織的な取り組み

1) 教育内容・方法の充実への取り組み

教材の開発や工夫が共同で行われ、講座や学科単位で技術教育・実習教育の改善が進んでいる。自己点検評価委員会の教育評価部会やFD委員会が行った教員アンケート調査によると、多くの教員が自らの教授方法を工夫している結果が示されており、情報交換や日常的な努力によって、教員の意識や行動が徐々に変化している状況が認められる。

開学3年目には、学科・領域別の教育改善や連携に関する諸課題への取り組みが積極的に実施されるようになり、現在も継続して取り組まれている。また、理系教育に対する新入生の準備状態の実態から、初年次教育の見直しが提言され、新カリキュラムにも活かされようとしている。

一方、教員間相互に授業の批判や内容・方法を検討することを目的にスタートした授業の公開及び見学は、一定の成果を挙げていると評価できるが、年々参加人数が減少してお

り、実施方法について見直しが必要と考えられる。

授業評価に関しては、全学共通尺度により実施しているが、授業評価結果の活用については個々人に任されており、大学として評価の低い科目（教員）に対して改善を促す等の対応はできていない。評価結果の活用に関してさらに啓発を行うことや科目群別の分析が必要である。

2) 教員に対する FD 研修

FD 委員会が主催する研修は、学内教員が指定発言するワークショップ形式の研修を行うことにより、教育・学習上の問題点を共有し、組織的に問題解決を図る場として機能し、各教員が自分の教育観を客観的に見つめ直す機会にもなっている。毎回多くの教員が参加している点から、その趣旨に賛同する割合は高いと考えられる。

また、他機関における FD 研修会への参加では、自らの授業改善に活かせる知識や情報が得られるだけでなく、他大学における FD 活動の情報収集や本学 FD 活動の他大学への発信など、FD 活動についての情報交換の場として有益であり、特に愛媛大学主催による「特色ある大学教育支援プログラム」のフォーラムへの参加により得られた内容は、本学の新たなカリキュラムに対する提言として活かされた。しかし、学外研修への参加は個人の散発的活動になりがちなので、研修の焦点を絞り、得られた知識や情報がリーダー教員を中心として共有できるシステムを整え、FD 活動に浸透させる必要がある。

3) 学生の FD 活動への参加推進

FD 活動に学生の参加を促し、双方向で授業改善に取り組んだことは有効であった。今後の FD 活動においても可能な限り学生の参加を促す企画を行い、学生の意見を取り入れながら授業の改善に取り組んでいくことが有益であると考えられる。

4) シラバスの作成と活用状況

シラバスは、毎年度全ての科目について作成しており、授業の見直しや精選の機会となっている。しかし、学生の自主的な学習を促進するという意味では十分に機能していないため、ガイダンスや日常の授業のなかで活用方法の浸透を図る必要がある。

5. 授業形態と授業方法の工夫

1) 授業方法の工夫

両学科ともに専門的な知識の習得に加えて実践者としての確かな技術力が求められる。各教員は、各種の教授方法を組み合わせて授業を実施しており、大半の教員が毎回の授業で質問票や授業への意見・感想メモを用いて学生の理解度を確認しながら授業を進めており、年次別の自己点検・評価からも授業方法の工夫が認められた。

卒業年次の学生に行った授業に関するアンケート調査結果では、授業を受けて発見があ

った80%、考える力がついた80%、教授上の工夫があった63%などの回答がみられ、一定の評価が得られている。しかし、基礎科目・専門基礎科目のなかに、意欲的に取り組めなかった、高校の授業と重複している、科目間の関連性が分からないなどの意見もあり、学生のレディネスを把握しながら教授方法を工夫する必要性が認められ、課題といえる。

また、入学生の傾向として、知識記憶型の受動的な学習態度の者が多いことから、学生の主体的な学びを喚起する方法を全学的に検討していく必要があると考える。

2) 臨地実習指導体制

看護学科

指導体制は、学生5名に対して原則1名の教員を配置し、常時、実習現場で直接あるいは間接的に学生の指導にあたる体制がとれている。実習病院側指導者との連携もスムーズで、指導方法や内容、実習環境等に関して問題があれば、随時検討し解決する仕組みが作られている。実習科目ごとに実施する臨地実習指導に関する学生の評価では、実習の準備、実習環境や関係調整への配慮の項目で満足度が高い。

実習指導体制の中で最も大きな課題は、医療機関での実習では、本学を含めて5つの看護師養成校が競合し、実習施設の確保と調整が難しい点である。学生の学習進度から考えて効果的な実習配置を希望しても、調整の結果、止むを得ず、例えば、病院での実習前に在宅看護の実習が始まるなど、効果的とはいえない配置になってしまう状況がある。

また、「地域看護学実習Ⅰ（在宅看護論）」は、訪問看護ステーションでの実習を実施しているが、実習施設の規模が小さいことから1施設2名程度の学生配置となり教員の関わりが巡回型になっていること、年度により施設の事情で受け入れが困難になることなどの課題がある。「地域看護学実習Ⅱ」では、保健所・市町村の統廃合が進み、実習施設数が少なくなり施設側の負担が大きくなっていること、県内全域の施設を利用しており、学生の移動距離・宿舎や交通費などの経済的負担が大きいことが挙げられる。

臨床検査学科

臨床検査学科では、実習の特性上、教員が実習内容に関して直接的に指導することは少ないが、その分、担当教員と現場指導者との打合せを密に行っている。また、実習の成果をレポートにまとめ、報告を行うことによって、現場で学んだことをさらに肉付けし深める役割を教員が担っている。

臨床検査技師の養成機関は県内には本学のみであり、実習施設が競合する等の問題はみられない。

3) 安全対策について

実習安全委員会の活動を中心に、特に感染予防に関する安全対策については手厚い体制がとれている。実習に出る準備として、ウイルス抗体価の検査を行っているが、その結果

への対応において、より精密な抗体価検査やワクチン接種については、経費負担や副作用の問題があり一律の対応や指導が難しい状況にある。また、学生のウイルス抗体価についての理解、感染予防に対する意識は必ずしも高いとは言えない状況にあるので、今後も引き続き、学生の感染予防に対する意識と理解を深めていく必要がある。

【将来の改善に向けた方策】

開学から4年間の教育内容を評価・改善し、平成21年4月より改正カリキュラムによる教育をスタートさせる予定である。さらに教育効果を十分に発揮するために、以下のような教育方法の改善に取り組んでいく。

1) 教育効果の測定

- ①学生の到達度評価について、現状よりさらに公平・妥当性のある客観的な評価方法が可能かどうかを含めて教員間で評価方法についての検討を行う。
- ②客観的臨床能力試験 (Objective Structured Clinical examination OSCE) の導入など、教育効果を測定することの是非について検討する。

2) 成績評価法の改善

- ①試験の適正な実施体制を整備し不正防止を図ることを目的に、平成20年度から試験監督の方法や学生への諸注意の徹底など改善を試みているが、さらに厳正な成績評価方法がないか調査する。
- ②学生に対し、シラバスにより成績評価方法を周知しているが、さらに、配点内容などを含めて評価方法を明確に示す。

3) 履修指導体制の充実

- ①クラス顧問などの過重な負担を軽減し、持続可能な履修指導体制を整えることを目的に、平成20年度の学生委員会の取り組みとして相談体制の検討に着手している。
- ②学生の主体的学習能力や問題解決能力の強化を図るための方法を検討する。

4) FD活動による教育改善への組織的な取り組み

- ①教員の教育能力を向上させるための研修、特にワークショップなど参加学習型の研修を支援する。
- ②教員間の授業公開や相互批判の活動推進など、授業の質向上への取り組みを行う。
- ③教員間の関連科目に関する意見交換、授業内容の調整などの場を設けることにより、効果的・効率的な授業の展開を図る。
- ④教員の教育研究活動に対するニーズを把握するため、アンケート調査や検討会を設けるなど啓発活動を行う。

5) 授業形態、授業方法の工夫

- ①学生の理解度や満足度が高まるよう多様な教育媒体の活用について引き続き検討する。
- ②地域住民の参加や模擬患者を活用した授業の展開など、学生にとって分かりやすく魅力のある授業を導入する。

6) 臨地実習指導方法の改善

(1) 実習目標達成のための工夫

看護学科

- ①授業評価・技術評価などをもとに、実習経験の違いにより学びの深さに差が出ないよう、実習方法を工夫したり、カンファレンスや報告会で他者の学びを共有する等の工夫を引き続き行う。
- ②看護技術の到達レベルについて、経験の実態および今後の看護教育の動向も視野に入れて見直しを行うとともに、実習で経験することが困難な項目については、学内演習の充実を図り目標への到達度を高める。

臨床検査学科

臨地実習Ⅱについて、時間的な制約から実習できる項目に制限があったが、改善策として、実習施設との緊密な連携をとることにより実習内容の充実を図るとともに、カリキュラムの見直しを行い、改正カリキュラムでは単位数を1単位増とした。

(2) 実習施設、指導体制について

看護学科では他校と実習施設が競合し、学习上望ましい進度で実習計画が組めない状況にある。新たな実習施設の開拓にも限界があり困難な課題ではあるが、よりきめ細かな調整と実習方法の工夫等により対応する。

(3) 安全対策について

- ①感染予防マニュアルの活用を促進し、学生の感染予防に対する意識をより喚起するため、関連する講義等で各教員がマニュアルを活用するなど、4年間を通じた計画的な教育プログラムを確立する。
- ②平成21年度のカリキュラム改正においては、安全教育をより強化するため、両学科合同で医療安全について学ぶ科目を新たに開講する。

3-3 国際化への取り組み

【目標】

語学教育などを通して国際的な視野で行動できる学生を育てることを目標とする。

【現状】

1. 授業科目からみた国際化への取組み

国際交流に必要な語学力の育成についてみると、基礎科目 35 科目のうち 10 科目を外国語科目に当てている。そのなかでは、英語を主体として科目構成がされているが、ドイツ語、フランス語も履修できるようにしている。英会話の授業は、英語の **native speaker** である 2 名の非常勤講師が担当しており、1 年次前期、後期に必修科目として開講し、英会話力の向上を図っている。

また、特別講義の企画として、平成 16 年度には国際協力事業団専門員として海外での臨床検査領域における活動の経験が豊富な講師を招聘し、特別講演「国際保健」を実施した。講演後、学生の国際貢献に関する意識調査を行ったところ、講義を聴いて大いに興味を触発されたと回答した学生が多かった。

看護学科では、看護学概観・地域看護学概論の合同授業として特別講義を企画し、青年海外協力隊員として派遣され、2 年間フィリピンでの地域看護活動を体験した保健師の取組みについて学ぶ機会をつくり、学生の海外での医療活動への興味を喚起した。

2. 海外からの留学生・研修生の受け入れ

1) 研究生の受け入れ

愛媛県の県費留学生事業の一環として、平成 17 年 4 月 1 日より平成 18 年 3 月 31 日まで、ブラジル連邦共和国からの留学生^{注)}を 1 名研究生として受け入れた^(注)本学規定の留学生には該当しないため、研究生規程に基づき研究生として受け入れ)。

看護学科としては、留学生の学習テーマに合わせて担当の教員を決定し、担当教員を中心に 1 年間の教育計画に基づいて指導に当たった。大学内では、看護学分野の授業聴講、看護に関する情報交換などを計画実施し、県内の実習病院や県外の先進的医療施設においては、先端的看護の研修が効率よく実施できるように指導体制を組むなど、年間を通して公私に亘る支援を行い、達成度の高い研修を行うことができた。

2) カンボジア王国からの研修生の受け入れ

JICA による「カンボジア王国医療技術者育成プロジェクト」の一環として、平成 17 年 2 月 6 日～3 月 10 日まで、臨床検査学科マネジメント及び細菌学の教育に必要な知識と技術の習得を目的とした研修生を受け入れ、臨床検査学科において研修プログラムを作成し指導に当たった。

3. 教員の海外交流

1) カンボジア王国 臨床検査技師養成施設への派遣

JICA による「カンボジア王国医療技術者育成プロジェクト」の進捗状況の把握及び今後の方針を検討するため、平成 16 年 12 月 6 日から 12 月 15 日まで、国内委員の一員と

して教員1名が現地を訪問した。

このことが契機となり、上記研究生の受け入れの企画・実施に結びついた。

2) 福建中医学院護理学系（中国福建省）における研修

本学の教員研修の一環として、県費による海外研修制度があり、2名の教員が、平成17年3月22日～3月30日まで、代替・補完医療（漢方・中国医学）における看護方法の教育についての研修を目的に、中国を訪問した。また、大学間交流の可能性についても併せて情報収集を行った。

【点検・評価】

“国際社会で活躍できる人材の育成”は、大学に課せられた責務であり、学生が国際的な視野から学ぶことのできる環境を整えることは重要であるが、国際化の取組みはまだ軌道にのっていない。学生自身の国際貢献についての意識レベルも高いとはいえない。

上記のブラジルからの研究生受け入れは、愛媛県からの委託によるものであったが、受け入れ準備や1年間の経験を通して、看護学科教員や学生にとっては国際交流の貴重な経験となった。

今後の教育研究活動においては、日常の教育や学生生活の中で国際貢献等に関する意識啓発を進めるとともに、例えば、“学生が国際化を体験できるプログラムの導入”など積極的に海外交流を進めるシステムの構築も検討課題である。

【将来の改善に向けた方策】

1. 留学生受け入れの検討

本学では、学則において留学生の入学制度について規定しているが、現在までにこれに該当する留学生の受け入れ実績はない。

留学生の受け入れについては、本学の設置目的とも照らしながら、希望者の受け入れができるように具体的な体制整備を検討する。

2. 学生への意識啓発

国際化が進展する中、それに応えうる人材を育成することは重要である。地方の大学という条件からも、教育の中で意図的に機会をつくる努力が必要である。

計画として、平成20年度に、JICA青年海外協力隊の活動実績のある卒業生を教育協力者として招き、医療従事者の国際活動を身近な問題として学生に考えさせる機会を設けることを計画している。

また、カリキュラム改正の中では、単なる語学教育ではなく、海外の生活や文化を含めて学ぶ「国際文化コミュニケーション」2教科を新設し、国際社会の諸問題を身近なこととして学習できる環境を整えつつあり、平成21年度からスタートする予定である。

第4章 学生の受け入れ

【目標】

大学の教育理念・教育目標に基づき、学生の募集、学生の受け入れ方針、入学者の選抜方法および選抜体制を適切に設定し、公平かつ的確に実施することを目標とする。

具体的には、①新たに発足した県立大学であることから、その特色を地域の人々や進学を目指す高校生に広く周知し、受験生を確保すること、②優秀な学生を確保するため、複数の選抜試験方法を導入すること、③将来の医療専門職として必要な学力及び人間性を重視するため、大学入試センター試験のほか、個別学力検査（面接・小論文など）を課し評価すること、④卒業後、保健医療専門職として県民の保健医療福祉に貢献するとともに各分野の発展に寄与できる人材を確保するために、県内出身者を多く受け入れることのできる推薦入学試験を導入すること、⑤短期大学の卒業生等の進学に対する社会的な要請に対応するため、看護学科については3年次編入学制度を設けること、⑥入学試験の公平性・妥当性、外部への透明性を確保すること、⑦定員を適正に管理することである。

【現状】

1. 学生の受け入れ体制

1) 学内組織

上記の目標を達成するための組織として、広報活動に関しては広報委員会、入学試験に関しては入試委員会および入学試験評価委員会を設置している。広報委員会は、教員5名と事務職員1名で構成し、入試委員会は、教員5名と事務職員1名で構成している。

2) 学生募集に関わる広報活動

本学は平成16年4月に開学した新設大学であり、大学の特色について広く周知し、地域の人々や進学を目指す高校生などの理解を得ることが重要な課題と考え、開学の段階から広報委員会を常設し、活動の中核とした。広報委員会を中心に、県内の全高等学校・中等教育学校及び県内の看護専修学校、過去に志願者の多い県外の高等学校への個別訪問、進学相学相、出張講義、オープンキャンパス等の企画、調整、実施など、地域の人々や進学を目指す高校生に向けた広報活動を行い、受験生の募集に努めている。

(1) 「大学案内」、広報誌「しれい」の発行、大学ホームページの開設

本学の教育理念、教育目標、教育の特色、教育活動の状況、具体的教育内容などを詳細に紹介するよう工夫を凝らしており、最新の情報発信ができるようリニューアルに努め、入学希望者が本学の特色を理解したうえで志願できる状況を整えている。

(2) オープンキャンパスの開催

毎年、高等学校および中等教育学校の夏季休業に合わせて開催するとともに、秋の学生祭のイベントの1つとしてキャンパスツアーを開催するなど、入学希望者への周知を図っている。内容としては、大学紹介、模擬講義、模擬実習、キャンパスツアー、個別進学相談などをプログラム化しており、平成18年度からは、学生自治会との共同企画とし、先輩が後輩を案内することにより先輩との交流が図れるよう工夫している。

4年間の参加者の状況は、表4-1のとおりである。年度によって若干の増減があるが、おおむね200名前後の参加がある。現在は平日に開催しているが、平日と休日（週末）開催のどちらが良いかについて参加者にアンケートを実施した結果では両者が拮抗している。

表4-1 オープンキャンパス参加者の状況（人数）

	県内生	県外生	計
平成16年度	203	16	219
平成17年度	158	22	180
平成18年度	173	12	185
平成19年度	221	15	236

(3) 進学相談会、高等学校への出張講義、高校訪問、ガイダンスセミナーへの参加

県内には、約70校の高等学校及び中等教育学校があるが、他大学との共同により開催される県内高等学校・中等教育学校での進学相談会には可能な限り出席しており、年間15～20回に及んでいる。また、医療系の進学希望クラスを持つ高等学校の依頼により出張講義を行っており、医療職を目指す高校生の進学の動機づけになっている。

その他、県内の高校訪問による進路担当教員への周知活動や、受験業者等が主催するガイダンスセミナーへの参加など、新設大学である本学の特色が高校生や関係者に浸透するための広報活動を積極的に展開している。

3) 入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）

本学では、保健医療の専門職として地域の保健医療福祉に貢献し、各分野の発展に寄与できる医療技術者の養成を目指している。従って、看護学科、臨床検査学科ともに“保健医療福祉に関心があり、本学の教育理念・教育目標に共感し、その達成に向けて主体的に努力できる者であること”をアドミッションポリシーとしている。

4) アドミッションポリシーの公開

アドミッションポリシーは、入学者選抜要項・学生募集要項に記載し、大学ホームページ (<http://www.epu.ac.jp/>) にて公開することにより、入学希望者に十分な情報提供ができるよう努めている。その他の入試情報についても随時、大学ホームページや広報誌『し

れい』に掲載し、情報公開を行っている。これらに加えて、県内の高等学校・中等教育学校を個別訪問した際、アドミッションポリシーに即した受験生を求めていることを伝え、高校側の理解を求めている。

2. 入学者選抜方法

1) 入学者選抜試験の概要

本学では平成 16 年度の開学以来、入学者選抜試験として、一般選抜試験、特別選抜試験（推薦）、特別選抜試験（社会人・留学生）を設け、一般選抜試験では、「前期日程試験」と「後期日程試験」（看護学科のみ）を取り入れ、幅広い人材を求めている。

それぞれの入試制度にはそれぞれの目的があり、入試科目もそれに併せて設定しており、内容については後述する。

入学定員は、看護学科 60 名、臨床検査学科 20 名、合計 80 名である。さらに、平成 18 年度からは、看護学科のみ 3 年次編入学試験を実施しており、入学定員は 10 名である。

表 4-2 各入学試験の募集定員

学科名	入学定員	一般選抜		特別選抜		
		前期	後期	推薦	社会人	私費外国人留学生
看護学科	60人	35人	5人	18人	2人以内	若干名
臨床検査学科	20人	14人	—	6人	—	若干名

(1) 一般選抜試験

一般選抜試験では、医療分野へ進む意思を明確に持ち、一定の学力を備えた学生を、県内および県外から広く選抜することを目的としている。前期日程試験・後期日程試験ともに大学入試センター試験を利用した学力試験と本学で実施する個別学力検査を課している。

大学入試センター試験（表 4-3）については、看護学科では文系、理系双方の基礎学力がバランスよく学習できていることを重視し 5 教科 5 科目を指定し、臨床検査学科は理数系の科目を 2 科目ずつとし理系の基礎学力を重視しており、計 5 教科 7 科目を指定している。「国語」を必須としている以外は、いずれの教科も科目には選択の幅を持たせている。

個別学力検査等では、前期日程試験は小論文と面接、後期日程試験（看護学科のみ）は面接による評価を実施している。

各科目等の配点は、表 4-4 のとおりである。

表 4-3 一般選抜試験の試験科目

[大学入試センター試験のうち、本学の指定する教科・科目]

学科	日程	教科名	科目名	科目選択の方法及び科目数
看護学科	前期日程・後期日程	国語	国語	指定する
		地理歴史	世界史A 世界史B 日本史A 日本史B 地理A 地理B	左記から1科目を選択 2科目以上受験の場合は得点の高い科目
		公民	現代社会 倫理 政治・経済	
		数学	数学I 数学I・数学A 数学II 数学II・数学B 工業数理基礎 簿記・会計 情報関係基礎	左記から1科目を選択 2科目以上受験の場合は得点の高い科目
		理科	物理I 理科総合A 化学I 理科総合B 生物I	左記から1科目を選択 2科目以上受験の場合は得点の高い科目
		外国語	英語 ドイツ語 フランス語 中国語 韓国語	左記から1科目を選択
		5教科5科目（前期日程・後期日程同一教科・科目）		

学科	日程	教科名	科目名	科目選択の方法及び科目数
臨床検査学科	前期日程	国語	国語	指定する
		地理歴史	世界史A 世界史B 日本史A 日本史B 地理A 地理B	左記から1科目を選択 2科目以上受験の場合は得点の高い科目
		公民	現代社会 倫理 政治・経済	
		数学	数学I・数学A	指定する
			数学II・数学B 工業数理基礎 簿記・会計 情報関係基礎	左記から1科目を選択

		理 科	物理 I 化学 I 生物 I	左記から 2 科目を選択 3 科目以上受験の場合は得点 の高い科目
		外 国 語	英語 ドイツ語 フランス語 中国語 韓国語	左記から 1 科目を選択
		5 教科 7 科目（前期日程のみ）		

表 4 - 4 一般選抜試験の配点

学 科	日程	大学入試センター試験					個別学力検査等		合計
		国語	地歴公民	数学	理科	外国語	小論文	面接	
看護学科	前期	200	100	100	100	200	150	150	1,000
	後期	200	100	100	100	200	—	200	900
臨床検査学科	前期	200	100	200	200	200	150	150	1,200

(2) 特別選抜試験（推薦入試）

県内出身の学生は卒業後に本県の医療機関に、県外からの学生は県外（出身県）へ就職する傾向がある。県立大学として地域の保健医療福祉に貢献できる人材を育成するという観点から、特別選抜試験（推薦入試）では、看護学科、臨床検査学科ともに入学定員の3割を推薦入試の募集人数とし、出願条件を愛媛県内の高等学校及び中等教育学校を卒業見込みの者としている。また、大学での教育内容に適応できるだけの基礎的学力を確保すること及び大学入学まで学習習慣を崩さないことを期待し、調査書の全体の評定平均値を4.0以上としたうえで、大学入試センター試験を課している。

選抜方法は、両学科共通であり、まず、面接（50点）、小論文（40点）、調査書（10点）からなる第一次選考を行い、一次選考合格者には第二次選考として、大学入試センター試験科目の中で本学が指定する3科目の各得点が全国平均点の85%以上であることを最終合格基準として課している。大学入試センター試験の利用科目は、表4-5のとおりである。

(3) 特別選抜試験（社会人、留学生）

特別選抜（社会人）は、看護学科のみ実施しており、出願要件を3年以上の社会人経験を有する者としている。一度社会へ出て働いた経験を持ち、卒業後は看護の分野に就職することを目指す者のための制度である。選抜方法では、面接（40点）と小論文（60点）を課している。学力を確保するため、小論文には英文による出題を含み（英和辞書の持ち込み可）、面接に比して小論文の配点を高くしている。英語が必要である、という観点ではなく、一般的な学力を知る一つの指標として英語を課している。

留学生（私費外国人留学生特別選抜）に関しては、日本留学試験、面接（日本語で実施）、小論文（英文出題を含む）の結果により判定する。

表 4-5 特別選抜試験（推薦）の試験科目

看護学科		臨床検査学科	
国語	国語	数学	数学Ⅰ・数学A 数学Ⅱ・数学B 工業数理基礎 簿記・会計 情報関係基礎
数学	数学Ⅰ 数学Ⅰ・数学A 数学Ⅱ 数学Ⅱ・数学B 工業数理基礎 簿記・会計 情報関係基礎		
理科	物理Ⅰ 理科総合A 化学Ⅰ 理科総合B 生物Ⅰ	理科	物理Ⅰ 化学Ⅰ 生物Ⅰ
	から1科目を選択	から1科目を選択	から1科目を選択
外国語	英語 ドイツ語 フランス語 中国語 韓国語	外国語	英語 ドイツ語 フランス語 中国語 韓国語
	から1科目を選択		から1科目を選択
< 3教科3科目 >		< 3教科3科目 >	

（４）３年次編入学試験

看護系大学又は看護系看護系短を卒業（見込み）の者又は看護系専修学校の専門課程を修了（見込み）の者に出願資格を与え、入学後は学士としての教育を受ける機会を与える。

選抜方法は、筆記試験（看護学及び英語）と面接を課しており、看護学では、専門科目（基礎看護学、母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、在宅看護論）から出題している。入学者の選抜は、学力検査（看護学 200 点、英語 100 点）及び面接（50 点）の得点結果を総合して行うことを学生募集要項に明記し、実施している。

3. 入学者受け入れ方針、入学者選抜方法、カリキュラムの関係

1) 入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）と教育理念・教育目標との関係

入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）として、「保健医療福祉に関心があり、本学の教育理念・教育目標に共感し、その達成に向けて主体的に努力できる者であること」を掲げている。

(1) 面接の重視

一般選抜、特別選抜を問わず、看護学科、臨床検査学科ともに、入学者選抜試験において小論文と面接（一般選抜後期は面接のみ）を課していることは大きな特徴である。

これは、本学の教育理念、教育目標を理解し、アドミッションポリシーに適合した、保健医療福祉分野で専門家として働く意欲と能力を持つ学生を選抜しようとする本学の方針を意図するものである。

面接試験に際しては、時間を十分に確保し適正を見極めることを重視している。特に看護学科では、グループ面接と個別面接とを実施しており、グループ面接は、一般選抜前期及び推薦入試で導入しており、患者との関係やチーム医療における他者との関係を築く力や医療人としての将来性を見定めようとするもので、1グループ5～6名の構成で約40分実施している。個別面接は、社会人、一般選抜後期、3年次編入の受験生に実施しており、社会人及び編入学では、既に社会に出て経験を積んだ者が多いことなどから、受験生個々の資質や意欲を見ようとするものである。

(2) 基礎学力を有する学生の確保

医療系の専門職を目指して学ぶためには、高校までの基礎学力は不可欠である。一般選抜試験・特別選抜試験（推薦）ともに、大学入試センター試験科目として、「国語」を必須科目としていることは、本学として国語はあらゆる科目の基礎として重要と考えるからである。

また、看護学科は5教科5科目を指定し、臨床検査学科は5教科7科目を指定している。近年、多くの大学で受験科目数を減らして受験生を増やそうとする傾向があるが、本学が選択の幅を持たせても科目数を一定数指定しているのは、医療系専門職となるためには、ある程度広い範囲の科目について理解していることが必要と考えるからである。

推薦入試に関しても、大学入試センター試験における科目を指定し、調査書および大学入試センター試験の点数に下限（いわゆる足切り）を設けているが、このことも医療系専門職となるために必要な力量を確保するためである。

2) 入学者選抜方法とカリキュラムの関係

入学者選抜方法に関わらず一定のレベルを持った学生を選抜して受け入れ、入学後は後に述べるように、入門的な科目を配置することにより、大学教育への適応がスムーズにできるようにしている。また、カリキュラム編成においては、入学当初は両学科に共通の基礎的及び専門基礎的な科目を配置し、次第にそれぞれの学科に固有の専門科目の学習へと進むことができるように科目配置を行っている。

4. 入学者選抜の仕組み

1) 入学試験の実施および管理体制

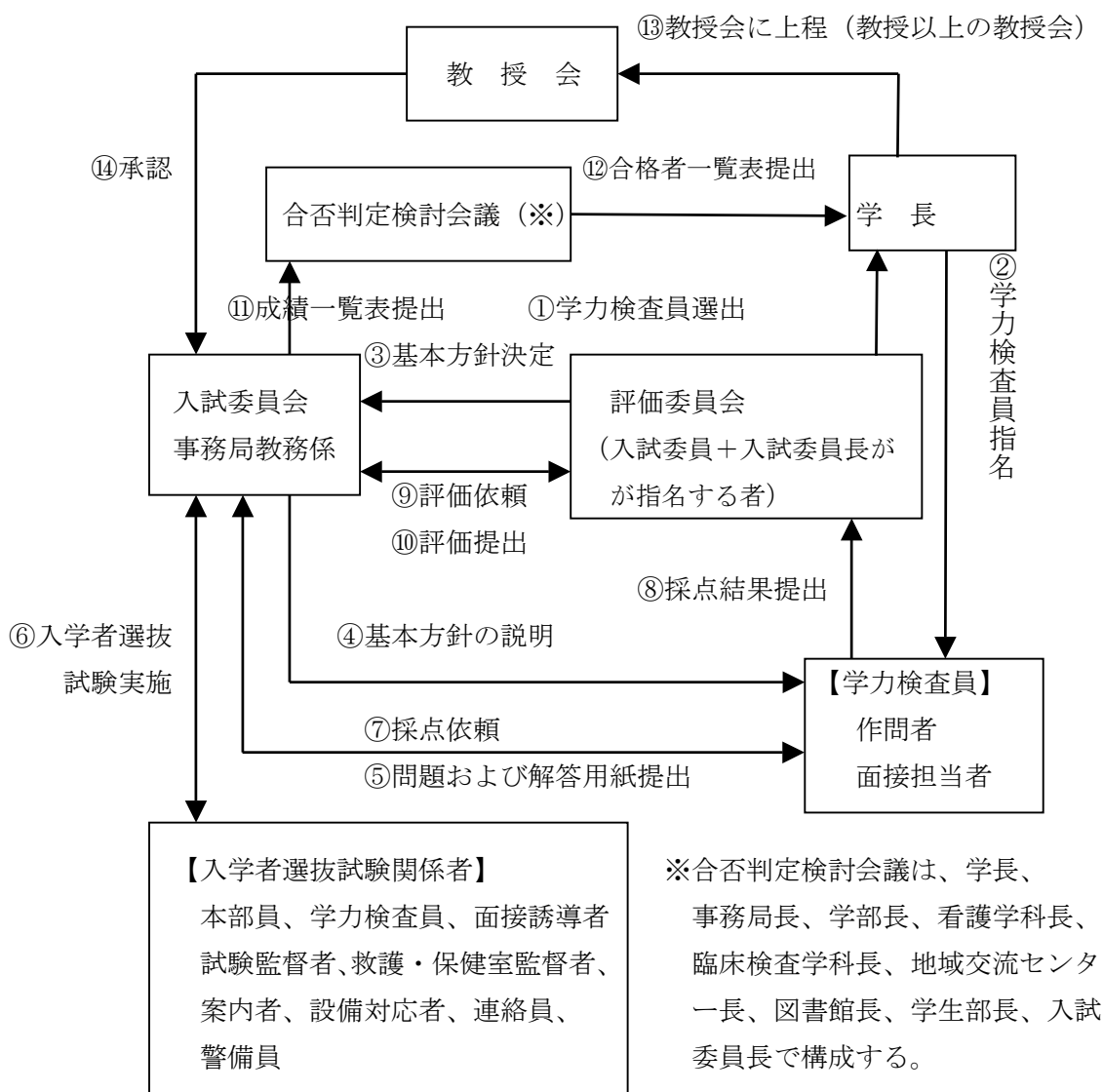
入学者選抜試験および管理運営は入試委員会が担当しており、具体的には、入学試験日

程の検討、試験問題の作成、試験問題の印刷、試験監督・面接員の適切な配置、試験場の環境整備、入学試験当日の運営要領の作成と実施、入学試験ミス防止対策や発生時の対応などについてのマニュアル作成など、入学試験に係る全ての事項を扱っている。

なお、入試委員会の下に、入試委員と入試委員長が指名する者（平成20年度まで両学科長）で構成される入学試験評価委員会（以下、評価委員会）を設置し、入学者選抜試験の基本方針の検討、学力検査員（作問者、面接者を含む）の選定や問題作成における基本的方針の検討のほか、入学試験のあり方についての情報収集や問題点の検討も行っている。

入学試験を実施する体制としての学長、教授会、入試委員会、評価委員会などの位置づけは図4-1のとおりであり、入学試験実施体制として、フローチャートに沿って連携を密にとりながら円滑に活動している。

図4-1 入学試験実施体制フローチャート



2) 入学者選抜基準の透明性

一般選抜試験では大学入試センター試験、個別学力検査（小論文および面接）を課しており、それぞれの科目についての配点を公表している。

特別選抜試験（推薦）については、高校から推薦する際に調査書の評定平均値 4.0 以上の者とする事とし、面接、小論文、調査書それぞれの配点を公表している。また、大学入試センター試験について、本学が指定する 3 科目の各得点が全国平均点の 85%以上であることを合格基準とすることも公表している。

特別選抜試験（社会人）や 3 年次編入試験においても各々の科目の配点を公表している。

以上、可能な範囲で選抜基準を公開しており、透明性の高い入学試験制度になっている。

また、入学者選抜試験の結果については大学ホームページにおいて、合格者の最高点、最低点、平均点を公開している。採点結果は、愛媛県個人情報保護条例に基づき希望する受験生本人に開示している。また、個人の入学試験成績については、合格発表の日から 1 ヶ月間、開示請求に対応している。

3) 合否判定などの公平性・妥当性を確保するシステム

受験生の合否判定については、合否判定検討会議において合否判定資料の検討を行い、教授会の審議を経て合格者を決定している。

合否判定検討会議及び教授会では、受験生をコード化して、受験生氏名及び受験番号を伏せて審議しており、判定に関わる公平性を確保できるよう配慮している。合格発表は受験番号のみで行っている。

また、公平性を確保するため、大学等の受験生（本学受験に限定しない）の親となる教員については、年度当初に調査を実施し、入試委員、問題作成・採点委員、面接委員、試験監督者などの入試に関わる業務から外している。

5. 入学者選抜試験の実施状況及びその検証

(1) 一般選抜試験

募集人員に比べて入学者数が若干多くなっているが（表 4-6）、これは特別選抜試験（推薦）の結果、合格者が定員に満たなかった場合に一般入試で補っているためである。

表 4-6 一般選抜試験（前期・後期）の実施状況

看護学科									
	区分	募集人員 A	出願者 B	受験者 C	合格者 D	入学者 E	出願倍率 (B/A)	受験倍率 (C/A)	合格倍率 (C/D)
H16 年度入試		40	715	653	61	40	17.9	16.3	10.7
H17 年度入試	前期	30	146	122	38	36	4.9	4.1	3.2
	後期	10	259	98	14	11	25.9	9.8	7.0

H18年度入試	前期	30	84	76	34	32	2.8	2.5	2.2
	後期	10	60	21	13	13	6.0	2.1	1.6
H19年度入試	前期	35	160	142	43	39	4.6	4.1	3.3
	後期	5	173	77	11	9	34.6	15.4	7.0
H20年度入試	前期	35	106	92	46	40	3.0	2.6	2.0
	後期	5	68	16	11	10	13.6	3.2	1.5

臨床検査学科									
	区分	募集人員 A	出願者 B	受験者 C	合格者 D	入学者 E	出願倍率 (B/A)	受験倍率 (C/A)	合格倍率 (C/D)
H16年度入試		14	429	384	21	14	30.6	27.4	18.3
H17年度入試	前期	14	45	41	18	18	3.2	2.9	2.3
H18年度入試	前期	14	49	39	16	14	3.5	2.8	2.4
H19年度入試	前期	14	48	41	17	15	3.4	2.9	2.4
H20年度入試	前期	14	54	45	20	19	3.9	3.2	2.3

(2) 特別選抜試験（推薦）

平成17年度から平成20年度までの推薦入試において、二次選考で基準点を満たすことができず不合格となる受験生がいることから、合格者数が募集人員(定員)を下回る結果となっている(表4-7)。

表4-7 特別選抜試験（推薦）の実施状況

看護学科								
	募集人員 A	出願者 B	受験者 C	合格者 D	入学者 E	出願倍率 (B/A)	受験倍率 (C/A)	合格倍率 (C/D)
H16年度入試	18	34	34	18	18	1.9	1.9	1.9
H17年度入試	18	24	24	12	12	1.3	1.3	2.0
H18年度入試	18	29	29	14	14	1.6	1.6	2.1
H19年度入試	18	25	24	10	10	1.4	1.3	2.4
H20年度入試	18	36	36	9	9	2.0	2.0	4.0
臨床検査学科								
	募集人員 A	出願者 B	受験者 C	合格者 D	入学者 E	出願倍率 (B/A)	受験倍率 (C/A)	合格倍率 (C/D)
H16年度入試	6	26	26	6	6	4.3	4.3	4.3
H17年度入試	6	18	18	2	2	3.0	3.0	9.0
H18年度入試	6	17	17	6	6	2.8	2.8	2.8
H19年度入試	6	26	26	5	5	4.3	4.3	5.2
H20年度入試	6	14	14	3	3	2.3	2.3	4.7

(3) 特別選抜試験（社会人・留学生）

特別選抜試験（社会人）については、募集定員は少ないが毎年一定の応募者があり、合格者、入学者を確保している（表4-8）。

留学生（私費外国人留学生特別選抜）に関しては、現在まで出願者はいない。

表4-8 特別選抜試験（社会人）の実施状況

看護学科								
	募集 人員 A	出願者 B	受験者 C	合格者 D	入学者 E	出願倍率 (B/A)	受験倍率 (C/A)	合格倍率 (C/D)
H16年度入試	2以内	4	4	2	2	2.0	2.0	2.0
H17年度入試	2以内	5	5	2	1	2.5	2.5	2.5
H18年度入試	2以内	7	7	2	2	3.5	3.5	3.5
H19年度入試	2以内	5	5	2	2	2.5	2.5	2.5
H20年度入試	2以内	4	4	2	1	2.0	2.0	2.0

(4) 3年次編入学試験

3年次編入学試験の出願者数、合格倍率等は表4-9のとおりである。

平成20年度入試まで出願者も多く、入学者も募集定員を満たしているが、合格者からの辞退があるため、追加合格者を出さざるを得ず全合格者数が年々増加している。

表4-9 編入学試験の入学試験実施状況

看護学科						
	募集人員 A	出願者 B	受験者 C	合格者 D	入学者	合格倍率 (C/D)
18年度入試	10	20	19	14	10	1.4
19年度入試	10	28	28	16	10	1.8
20年度入試	10	37	36	24	10	1.5

※合格者には追加合格者を含む

(5) 各年の入試問題を検証する仕組み

入学試験実施後の入試問題の検証については、実施の都度、入試委員会及び評価委員会において、入学試験の実施体制及び入試問題の適切性・妥当性について分析も加えて評価する体制をとっており、評価結果を次年度への改善に活用している。

3. 入学定員の適正管理

1) 入学定員の適正管理

本学では、教育水準の維持のために、入学者数が適正水準に収まるよう、合否判定検討会議で検討し教授会で決定している。入学者数は、4年間を通して学士課程入学、編入学ともに定員を確保できており、年次により定員を1～2名上回る入学者数で適正水準を維持している（表4-10）。

表4-10 学士課程入学、3年次編入学の入学者数

	学士課程入学			3年次編入学		
	定員	合格者数	入学者数	定員	合格者数	入学者数
16年度入試	80	108	80	—	—	—
17年度入試	80	86	80	—	—	—
18年度入試	80	85	81	10	14	10
19年度入試	80	88	80	10	16	10
20年度入試	80	91	82	10	24	10

2) 学生収容定員と在籍学生数の適切性

表4-11に示すように、平成20年5月現在の学生収容定員と在籍学生数の違いは1%以内であり、差が生じているのは退学及び卒業延期による増減によるもので、在籍学生数はほぼ定員どおり維持できている。

編入学生では、2名が卒業延期となり、編入定員を上回る結果となっている。

表4-11 学生収容定員と在籍学生数 平成20年5月現在

学 科	入 学 定 員	編 入 定 員	収容定員		在籍学生数		B/A	D/C
			総 数 (A)	う ち 編 入 学 生 数 (C)	総 数 (B)	う ち 編 入 学 生 数 (D)		
看護	60	10	260	20	259	22	1.00	1.10
臨床検査	20	—	80	—	83	—	1.04	—
計	80	10	340	20	342	22	1.01	1.10

3) 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている場合

本学は常に定員を適正に維持しており、この項目に該当しない。

4. 入学者選抜方法改善への取り組み

1) 入試成績と入学後の成績の関係の解析

平成 18 年度、19 年度に、センター試験導入後の 2 期生～4 期生を対象に、学生の入学試験成績と入学後の成績の関係について分析を行った。その結果、一般選抜と特別選抜（推薦）の入学者において入学後の成績に優劣はついておらず、全体として一定の層の学生を確保することができている。また、入学試験の成績と入学後の成績の間には、いずれの入学試験で入学した学生においても相関はみられなかった。

2) 退学者と退学理由

開学からの 4 年間を通して退学者数は 5 名で、いずれも看護学科の学生であり（表 4-11）、対入学者比率 1.5% である。退学者については、退学する以前から、本人と教員との間で頻回に面談を行っているが、学業不振を理由とした退学者はなく、いずれも進路変更によるものであった。18 年度、19 年度に各 2 名ずつの退学者がみられるが、これをそれ以前と比べて漸増傾向とみるべきかどうか、また、1、2 年生の段階で 2 名ずつ退学のあった学年が、今後、3、4 年生になってさらに増加するかどうかについては、今後の経過をみる必要がある。

表 4-11 入・退学者数の状況 平成 20 年 3 月現在

学 科	学 年	入学者数	退学者数	在学者数
看護	平成 16 年度入学生	60	1	59
	平成 17 年度入学生	60	0	60
	平成 18 年度入学生	61	2	59
	平成 19 年度入学生	60	2	58
	小計	241	5	236
	平成 18 年度編入学生	10	0	10
	平成 19 年度編入学生	10	0	10
	小計	20	0	20
臨床検査	平成 16 年度入学生	20	0	20
	平成 17 年度入学生	20	0	20
	平成 18 年度入学生	20	0	20
	平成 19 年度入学生	20	0	20
	小計	80	0	80
合 計		341	5	336

【点検・評価】

1. 学生募集に関わる広報活動

本学は、新設の県立大学であることから、県民および進学を目指す高校生に大学の存在や特色を広く周知し理解を得ることを目標に掲げており、開学時より、広報委員会による大学の広報と、入試委員会による入試の実施を車の両輪として学生の受け入れに関わっており、概ね適切に運営されてきたものと評価している。

(1) 広報活動に関しては、「大学案内」、広報誌「しれい」の発行、大学ホームページの整備により、本学の教育理念、教育目標、教育の特色、教育活動の状況、両学科の具体的教育内容、大学教員の研究活動や在校生の日常生活などを広報している。

18歳人口の減少と大学の増加によって、入学定員を確保する前提として応募者の確保は重要な課題となっており、ホームページや大学案内の構成を学外の専門業者に依頼している大学も少なくないが、本学の場合、このための予算には限りがあり、今後も教職員の努力によって内容の充実や読みやすくする工夫、タイムリーな発信などに努める必要があるが、大きく改善すべきところはないと判断する。

(2) アドミッションポリシーを入学者選抜要項・学生募集要項に記載し、大学ホームページに公開するだけでなく、高校訪問、進学相談会、出張講義、オープンキャンパスの機会を通して、本学の特色や両学科の教育内容を分かりやすく説明するよう努め、入学希望者が本学の特色を理解したうえで志願できる状況を整えていることは評価できる。

(3) オープンキャンパスは、広報委員会を中心に、受験者の立場での企画、運営を念頭に全学的に取り組んでいる。学生自治会との共同企画により、高校生が本学学生と直接に接する機会を持つことへの評価は高く、県内高校生の参加も増え成果をあげている。

しかし、平日開催であることから、高校の授業日と重なり参加できない、保護者が参加しづらいとの意見があり、他方、休日（土・日）の開催では、本学学生の協力を得ることが難しい、休日に模擬試験が組まれて参加できない場合があるなど、開催日についてはさまざまな要因を検討する必要があるが生じている。多くの高校生や保護者の参加を得るにはどのような工夫が可能か、学生募集に効果的な開催時期はいつかなどの検討が必要である。

(4) 平成17年度より行っている県内の高等学校・中等教育学校等への個別訪問、開学時より積極的に参加している進学相談会、出張講義では、進路指導教員や受験生との情報交換や入学・就職情報の発信に努めるなど積極的に活動し効果がみられており、評価できる。

2. 入学者選抜試験方法

現行の入学者選抜試験は、それぞれの試験方法ごとに目的があり、試験方法について大きな変更を要するとは考えていないが、いくつかの検討課題も見られることから、以下に入学者選抜試験方法ごとの点検・評価について述べる。

(1) 応募者数について

応募者数については、一般選抜入試、特別選抜入試ともに2倍を超える応募者があり、

その中から適切な学生を選抜できている。細部について考察すると、一般選抜入試（前期）に関して、臨床検査学科では出願倍率が3.2～3.5倍と比較的安定しているが、看護学科では前期は2.8～4.9倍、後期は6.0～34.6倍と1年おきに大きく変動しており、推移を見守る必要がある。これは臨床検査学科では県内および近隣に競合する大学がないが、看護学科は県内にも近隣の県にも競合する大学が数多くあるため、受験倍率や選抜方法をみながら受験生が動くものと考えられ、毎年度の受験者数が均一化できるような工夫は難しい。

（2）一般選抜入学試験

一般選抜入学試験（前期）では、個別入学試験として小論文と面接を課すほか、大学入試センター試験を課している。この選抜方法について大きな変更の必要はないと判断する。

一般選抜入試（後期）は看護学科のみで実施しており、募集人員は10名と少数であったが、平成19年度入学者選抜試験より募集人員の比率を前期日程重視に変更し、5名へと減員した。平成20年度入学試験結果をみると、出願者数、受験者数ともに激減している。後期日程の受験生数の減少と学生の質の低下については、多くの大学で同様のことが言われており、後期日程試験を廃止する大学も多くなっている。本学でも今後、後期日程試験の存続については検討が必要である。

（3）特別選抜入学試験（推薦）

特別選抜入学試験（推薦）の特徴として、出願者数は一定の倍率を確保できているが、年度によって二次選考基準（大学入試センター試験）での不合格者がやや多く、定員を満たせない状況があることは問題である。推薦入試での欠員分は一般選抜試験で補充しており、入学総定員としては学生数を確保できているが、推薦入試による入学者の減少は愛媛県内出身者が減少する結果となり、県立大学の存在意義として問題視されている。県立大学としては、一定の学力を維持した県内者の確保に向けて、進路担当教員や受験生への周知に努める必要がある。また、18歳人口減少時代に突入していることを見据え、社会人への門戸を拡大する等の検討も視野に入れていく必要がある。

選抜方法については、一般選抜と特別選抜（推薦）の入学者で入学後の成績に優劣がなく、推薦入試にセンター試験を課していることで一定の学力を持つ学生を確保することができていると判断できるため、現行の実施方法で大幅な変更の必要はないと判断している。

（4）3年次編入学試験

3年次編入学試験については、平成18年度からの実施であり、受験生の動向についてまだ十分に判断できないが、平成20年度までの3回を振り返ると、年々、受験生は増加しているが、その一方で辞退者も多い傾向がある。編入学制度については、全国的に短期大学の募集停止や短期大学・専修学校からも大学院進学が可能となったことから編入学制度の利点が少なくなっている。本学は、県内で唯一助産コースを開講していることから、今後、これらのニーズや出願倍率を考慮しながら、募集人員の変更あるいは編入学制度存続の意義について検討していく必要がある。

3. 入学者受け入れ方針(アドミッションポリシー)について

1) 入学者受け入れ方針と教育理念・教育目標との関係

本学では、大学の設置目的・教育理念・教育目標に基づいて入学者受け入れ方針を定めており、学生募集要綱やホームページ等においても、教育理念・教育目標を記載し、その内容に共感し主体的に努力できる人を求めていることを明記し理解を得ている。したがって、本学の入学者受け入れ方針と教育理念・教育目標は整合性があると判断する。

2) 入学者受け入れ方針と選抜方法、カリキュラムの関係

保健医療の専門職として地域の保健医療福祉に貢献できる医療技術者を育成することを目標とするアドミッションポリシーは、本学の教育理念・教育目標を反映するものとして適切であり、社会にも受験生にも徐々に浸透していると判断する。

入学者の選抜方法は、アドミッションポリシーに基づいて選択実施しており、入学後のカリキュラムは、教育理念・教育目標に基づいて編成していることから、三者は有機的に連動しており、アドミッションポリシーに合致した学生を選抜し教育することに結びついていいると考えられる。その結果として、留年者や退学者が少なく、高い国家試験合格率を示しているものとする。

背景として、入学者選抜試験に小論文と面接を必須としていることは大きな特徴で、医療専門職を目指す意欲と意思を持ち、良好な人間関係を構築できる資質を持った者を選抜するために必要な方法であり、適切と考える。また、一定の基礎学力を持つ者を選抜するためにセンター試験を課し、理系・文系に関わらず全学生に国語を必須として課していること、語学を含めて5教科5科目あるいは5教科7科目という比較的多くの科目を課していることは本学入試の特徴であり、医療専門職を育成する大学として一定の水準を維持する上で重要と考えており、大きな変更は必要ないと判断する。当然のことであるが、毎年の個別学力試験や面接の実施においては、反省点や小さな修正が必要であるが、これらは、その都度入試委員会や教授会等において協議し、適切に対処できている。

4. 入学者選抜の仕組み

1) 入学者選抜試験実施体制の適切性

入学試験を実施する体制としての学長、教授会、入試委員会、評価委員会など、入学試験実施体制を整えており、4年間の入学試験の実施において円滑に各組織が機能しており、適切に活動していると判断する。

2) 入学者選抜基準の透明性

入学試験科目の配点と選考基準については、最大限公開しており透明性は高い。小論文と面接に関しては大学内では採点基準、選考基準を設定しているが、これを公開することは困難である。客観テストに比べて透明性に欠けることは避けられないが、科目等の性質

上止むを得ないと考える。

3) 入学者選抜とその結果の公平性・妥当性を確保するシステム

入学試験の合否は、入学者選抜試験実施要綱に基づいて、合否判定会議を経て教授会で決定する仕組みになっており、受験生をコード化して審議するなど、判定に関わる公平性は確保できている。小論文と面接に関しては、事前に内部で採点あるいは面接に関する採点基準等を設定して実施しており、公平性は保たれていると判断する。また、受験生等の親となる教員は入試に関わる業務から外すことを定め、公平性を保つようになっている。

合格発表については、受験番号のみで行い、ホームページ上に合格者の最高点、最低点、平均点を公開するとともに、希望する受験生に採点結果の開示を行うなど、選抜結果を公表することを通して公平で妥当な選抜を行っているという判断をする。

5. 入学者選抜方法の検証

1) 入試問題を検証するしくみの導入状況

入学試験後に開催する入試委員会や評価委員会において、各年度の入試問題に問題があるかどうか見直し、問題があれば次年度へ向けて改善策の検討を行っている。

6. 入学者選抜における高等学校との連携

高校への広報活動については前述したが、今後も県立大学として県内の高等学校・中等教育学校との連携を図り、本学に関する進学情報の浸透を図ることは重要である。これについて大きな改善は必要ないと判断するが、より効果的に取り組むための検討は必要である。特に推薦入試に関して、一次選考で合格しても二次選考のセンター試験により不合格となる受験生が多いことは問題で、高校側に対し適切な推薦を依頼しているところである。

7. 定員の適正管理について

入学者数は4年間を通して定員を確保でき、年度により定員を1~2名上回る入学者数で、適正水準を維持している。この結果、学生収容定員と在籍学生数の差は1%以内で適切に維持できている。

8. 退学者の状況と退学理由

開学から4年間の退学者数は看護学科の5名（対入学者比率で1.5%）で、退学の理由は、いずれも進路変更によるものであった。退学者が出ることは残念であるが、入学前に描いていた看護職の像と、入学後の学習内容の間に大きな差がある場合、進路変更をすることも必要な選択である。進路変更は本人にとっても辛い選択であり、職業の持つ特性や学習内容について、高校への広報活動や進路相談を通して予め情報提供できる機会を増やしていく必要があると考える。

学生生活に関しては、本学では、教員が学生の相談に乗る経路を複数用意しており、進路や学業、友人関係その他の学生の悩みに不断に対処している結果、退学に至る前に問題解決に至る事例も多い。これら相談システムは今後も継続していく必要がある。

【将来の改善に向けた方策】

1. 学生募集に関する広報活動について

- ・平成 22 年度から予定される法人化にあわせて、受験生や保護者に選ばれる魅力ある大学作りへの検討を開始する。
- ・多くの高校生や保護者の参加が期待でき、学生募集に効果的なオープンキャンパスの開催時期を決めるため、調査・検討を開始し、2年後を目処に結論を出す。
- ・県内の高等学校、中等教育学校との連携を強化し、本学に関する進学情報の浸透を図り、県内者の確保に向けた取り組みに向けて、効率的な広報活動の検討を行い、2年後を目処に結論を出す。

2. 入学者選抜方法について

- ・推薦入試および一般入試の出願倍率の維持とそのため選抜方法について検討を行い、2年後を目処に結論を出す。
- ・3年次編入学試験の必要性を検討し、2年後を目処に結論を出す。
- ・一般選抜試験（後期）の必要性を検討し、2年後を目処に結論を出す。
- ・入学者選抜試験の選抜方法と入学後の教育の連動の検討を行い、入学試験科目および入学後の教育方法の検討を行う。

第5章 学生生活

【目標】

学生が、豊かな人間性を培い専門職としての能力を修得することを目指して、実り多い充実した学生生活を送ることができるように、学生の主体性を尊重しながら支援体制を整えることを目標とする。

具体的には、①奨学金制度・授業料減免制度等の経済的支援体制を確立し、運用すること、②学生の健康管理体制及び心身の健康増進のための相談支援体制を確立し、運用すること、③交通事故・各種犯罪防止など日常生活の安全対策を講じ、相談支援を行うこと、④ハラスメント防止体制を確立するとともに相談活動を充実させること、⑤就職・進学指導体制を確立するとともに、すべての学生が進路選択ができるよう支援を行うこと、⑥課外活動への支援体制を整え、学生生活の充実を図ることである。

【現状】

1. 組織と運営

上記の目標達成を促進する中心的な組織として、学生委員会を設置している。学生委員会は学生部長を長とし、教員4名と事務局職員1名からなり、支援体制の具体的な遂行においては、他の教職員、学生生活に関連する教務委員会とも連携・協力して活動している。

2. 学生への経済的支援

1) 奨学金制度

奨学金制度としては、日本学生支援機構奨学金及び民間企業からの奨学金、その他各都道府県からの看護職員修学資金等があり、入学当初から経済問題で勉学に支障が出ることはないよう4月初めに実施するガイダンス時に説明会を開催するとともに、大学案内や「学生生活のしおり」、大学ホームページ、学内掲示版等で積極的に広報し周知している。

利用状況は、日本学生支援機構奨学金については、全学生の約半数が利用している（表5-1）。

また、民間企業等からの給付型の奨学金制度や都道府県からの看護職員修学資金等の制度を利用している学生もいる（表5-2）。

表5-1 日本学生支援機構奨学金の利用状況(平成19年度在学生)

学科	学年	在学生数(人)	貸与人数(人)	利用率
看護	1年生	60	30	50.0%
	2年生	60	31	51.7%
	3年生	60	31	51.7%
	編入3年生	10	4	40.0%

	4年生	59	30	50.8%
	編入4年生	10	0	0.0%
臨床	1年生	20	11	55.0%
	2年生	20	12	60.0%
	3年生	20	10	50.0%
	4年生	20	9	45.0%
	合計	339	168	49.6%

表5-2 民間企業等からの奨学金制度利用状況

		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	備 考
貸 与	愛媛県奨学資金	2	0	—	—	H.18年度から募集停止
	都道府県看護職員修学資金	0	0	1	0	
給 付	(財)三浦教育振興財団	—	—	2	2	推薦枠1、2名程度 H18年度から募集
	(財)星川奨学会	—	1	1	1	推薦枠1名 H17年度から募集

2) 入学選考料、入学料及び授業料の減免

(1) 減免制度の概要

入学選考料、入学料及び授業料について、災災その他止むを得ない事情により学費の支弁が困難な者に対して、勉学の機会を失することがないように減免の制度を設けている。

入学前には募集要項や大学案内、ホームページを通して周知し、入学後は4月初めに実施するガイダンス時および学内掲示版により制度の概要を説明し周知を図っている。

入学選考料、入学料及び授業料の減免の対象は、次のいずれかに該当し、納付が困難と認められる者である。授業料の減免には、下記に加えて学業成績が優秀であることを要件としている。(『愛媛県立医療技術大学の入学選考料、入学料及び授業料の減免等に関する規程』参照)

- ①学費を支弁している者が死亡し、又は障害の状態となり、これに代わる者がいないとき。
- ②学費を支弁している者が非常の災害(火災を含む)を受けたとき。
- ③その他①②に相当する特別な事情があると認められるとき。

(2) 申請と採択の状況

①入学料の減免

平成16～19年度の4年間の入学料の減免申請者は2名で、いずれも採択されている。

②授業料の減免

平成16～19年度の4年間における授業料の減免申請と採択状況は表5-3のとおり

である。減免については、経済状況や学業成績など一定の要件により全額・半額の基準を定めており、基準を満たしている者は全員採択されている。

③入学選考料については申請、免除の実績はない。

表5-3 授業料の減免状況

学 科		平成16年度				平成17年度				平成18年度				平成19年度			
		前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期	
		全額	半額	全額	半額	全額	半額	全額	半額	全額	半額	全額	半額	全額	半額	全額	半額
看護	申請人数	1		2		4		4		5		3		3		2	
	減免採択人数	1	0	1	0	3	0	2	1	2	1	2	0	3	0	2	0
臨床 検査	申請人数	0		1		2		0		3		2		0		0	
	減免採択人数	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
合計	申請人数	1		3		6		4		8		5		3		2	
	減免採択人数	1	0	2	0	4	0	3	2	3	2	3	0	3	0	2	0

3. 生活相談等

1) 学生の心身の健康保持・増進

学生の心身の健康保持・増進に関しては、学校保健法に基づく定期健康診断、臨地実習に伴う各種感染症の予防対策、保健室の整備などに取り組み、平常時及び緊急時の健康管理に努めている。

(1) 定期健康診断

毎年4月・5月に、学校医などの指導のもとに、学校保健法に基づく定期健康診断を実施している。実施項目は、内科健診、眼科検診、レントゲン検診、身長・体重・視力測定、血圧測定、貧血検査、尿一般検査等である。健康診断の実施にあたっては、学生委員が事前に注意事項等を学生に周知し、当日にスムーズな運営ができるようにしている。健康診断の受診率はほぼ100%で、健診当日にやむをえない事情で受診できなかった者については、健診機関で個別に受診できるようにしている。

健康診断の結果については、要受診者、要経過観察者に対して、クラス顧問(看護職等)が受診勧奨や日常生活の見直し等に関する事後指導を行いフォローしている。

(2) 臨地実習に伴う各種感染症予防対策

医療従事者を養成するという本学の特性から、臨地実習における学生の感染症予防及びケアの対象者への感染防止を目的に、入学時の健康診断に併せて次のような感染症予防対策を計画・実施している。経費は、後援会(全学生の保護者による組織)が負担している。

- ① B型肝炎予防対策：HBs抗原・抗体検査の実施及び事後指導。
- ② 小児感染症の予防対策：風疹抗体、麻疹抗体、水痘抗体、流行性耳下腺炎抗体検査

の実施及び事後指導。

- ③ 結核の予防対策：ツベルクリン反応検査（2回測定法）の実施及び事後指導。
- ④ インフルエンザ予防対策：介護老人保健施設実習学生に対してインフルエンザワクチンの接種を実施。

検査の実施に当たっては、実習安全委員会が、学生全員に対して事前に検査目的について説明し、結果については、データの見方、結果をふまえた対応策（ワクチン接種の勧奨など）の説明を行っている。

（3）保健室の整備と利用

学内での発病、負傷に対処するための救急用品や静養のためのベッドを整備しており、学生は必要に応じて利用できる仕組みになっている。本学は医療系の大学であることから、発病や負傷への対処は医師、看護師の資格をもつ教員が適宜対応している。

保健室の利用状況は表5-4のとおりで、切り傷、すり傷、打撲や生理痛、風邪症状等による利用が主である。平成19年度は看護学科の学生の頭痛や発熱、倦怠感などによる一時的な休養のケースが増えており、なかでも1年生が多かった。

表5-4 保健室利用者数

年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
利用目的	学 科	人数	利用率%	人数	利用率%	人数	利用率%	人数	利用率%
処 置	看 護	5	8.3	11	9.2	7	3.7	13	5.0
	臨床検査	1	5.0	3	7.5	4	6.7	2	2.5
休 養	看 護	3	5.0	5	4.2	3	1.6	32	12.3
	臨床検査	3	15.0	0	0	0	0	3	3.8

（人数は延人数）

（4）メンタルヘルス相談

専用の相談室を設け、5名の学生委員が相談員として相談にあたるほか、外部カウンセラー（臨床心理士）による相談を隔週火曜日に開設しており、学生の状況によっては臨時の相談も行うなど、臨機応変の対応を実施している。

相談室は、講義室などから離れた静かな場所に設置しており、相談室専用のメールアドレスを設けるなどプライバシーの確保ができるよう配慮している。

また、看護学科3年生には、臨地実習に出る直前の緊張が強くなる時期（3年後期）に心理テストを実施し、ストレスストレスマネの講話を実施するなどの試みも行っている。

（5）禁煙指導

学生生活の手引きに禁煙に関するページを設け、禁煙を呼びかけている。校舎内はすべて禁煙とし、敷地内でも指定された場所以外での喫煙を禁止し、分煙を徹底している。

(6) アルコールに関する指導体制

新入生に対して、自治会と共催でアルコールパッチテストを実施するとともに、未成年の飲酒禁止、急性アルコール中毒の予防、飲酒運転の禁止等について周知し、アルコールとの健全な付き合い方についての自覚を促している。

2) 生活の安全管理対策

(1) 交通安全指導

年1回、二輪車通学の学生を対象に交通安全講習会を開催している。愛媛県警察本部、松山南警察署及び愛媛県二輪車安全普及協会の協力を得て、交通安全に関する講話及びバイクの実技指導を含むバイク教室を開催している。

交通安全講習会への参加は、平成16年度は任意であったが、平成17年度から講習会の受講を学内駐輪場への駐輪許可条件にしたことから参加率が向上した(表5-5)。

しかし、後述(表5-7)するように、通学や実習などに伴う移動中の交通事故の発生は学生数の増加とともに増えており、より一層の注意喚起が必要である。

表5-5 交通安全講習会(バイク教室)参加状況

年度	平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	受講対象者数	参加者数	参加率 %	受講対象者数	参加者数	参加率 %	受講対象者数	参加者数	参加率 %	受講対象者数	参加者数	参加率 %
看護	60	41	68.3	32	27	84.4	52	50	96.2	59	54	91.5
臨床検査	20	16	80.0	12	12	100.0	19	19	100.0	18	16	88.9

注：受講対象者は平成16年度は新入学生全員、平成17年度以降は新規二輪車通学の学生(全学年)である。

(2) 犯罪被害の防止対策

毎年、夏季休業の前に、愛媛県警察本部生活安全課の協力を得て、新入学生を対象に犯罪被害防止教室を開催し、学生が被害者とならないために、ストーカー犯罪、性犯罪等に関する防犯知識を普及啓発している(表5-6)。

表5-6 犯罪被害防止教室参加状況

年度 学科	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
看護	58	96.7	53	88.3	45	75.0	57	95.0
臨床検査	20	100.0	19	95.0	18	90.0	19	95.0

また、平成20年度からは、本学を管轄する松山南警察署との連携を強化し、不審者情

報や防犯に関する情報を適時に送信してもらう仕組みを整え、教職員並びに学生に周知することとした。開学以来現在まで、学生が犯罪被害を受けた事例はない。

(3) 傷害賠償保険

学生は、全員傷害賠償保険に加入している。平成16年度は、学生災害傷害保険に加入していたが免責条件が厳しかったため、保険料を負担している後援会の同意を得て、平成17年度から看護学学生傷害賠償保険（WillⅡ）に加入変更した。本保険は臨地実習中の感染事故や交通事故、また、学生が器物を壊した場合の賠償等にも対応しているため、学生、実習施設双方にとって安心できる材料のひとつとなっている。

傷害・賠償事故の発生件数とその内訳は、表5-7のとおりである。

表5-7 傷害・賠償事故発生件数

事故発生状況	学 科	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
移動中	看 護	3 (2)	5.0	2	1.7	7 (1)	3.7	14(3)	5.4
	臨床検査	0	0	1	2.5	1	1.7	2(1)	2.5
学内・学校 行事	看 護	0	0	0	0	1	0.5	2	0.8
	臨床検査	0	0	2	5	4	6.7	3	3.8
臨地実習中	看 護	0	0	0	0	1	0.5	0	0
	臨床検査	0	0	0	0	0	0	0	0
プライベート な時間	看 護	0	0	0	0	0	0	0	0
	臨床検査	0	0	0	0	0	0	0	0
事故発生件数合計		3 (2)	3.8	5	3.1	14 (1)	5.6	21(4)	6.2
再掲：通院件 数	看 護	3 (2)	5	3	2.5	8 (1)	4.2	13(3)	5.0
	臨床検査	0	0	2	5	5	8.3	3(1)	3.8
再掲：入院件 数	看 護	0	0	0	0	0	0	2	0.8
	臨床検査	0	0	0	0	0	0	0	0

()は、保険適用外の数値で内数

学生の交通事故に関しては、発生時に学生自らが警察に連絡し、その場で事故処理を行うとともに大学事務局へも連絡することを指導しており、学校加入の保険適応の有無を含め、大学としても事後処理に関わっている。その他の事故に関しても、連絡を受けた教職員が、事故内容に応じて関係機関、保護者、学内の各種委員会等と連携をとりながら対応している。

また、事故状況を分析し、環境の改善、意識啓発等を行い再発防止に努めている。

4年間の事故の発生状況をみると、移動中の交通事故が多く、実習を含め正規の授業活動中の事故はほとんどみられない。

(4) 下宿、アパートに関する情報提供

後援会と連携し、後援会が収集・蓄積している大学近郊のアパート・マンション情報を入学手続き書類に同封し、全ての新入学見込み生に配付、宿舍の便宜を図っている。

(5) アルバイトに関する情報提供

松山学生アルバイト求人システムに参加しており、学内のパソコンから求職、登録が可能である。本学の登録者は20%で、加入大学中では最高の登録率である。中予地区の全大学が運営に参加している情報提供システムであり、学生に安全な求人情報が提供されている。

3) ハラスメント防止対策

セクシャル・ハラスメントの防止対策としては、「セクシャル・ハラスメントをなくすために教職員が認識すべき事項についての指針」、「セクシャル・ハラスメント調査委員会設置要領」を策定し、運用している。

セクシャル・ハラスメント調査委員会は、相談が寄せられた場合に学長の指示により設置される。調査委員会の構成員や任務、調査・報告および相談者（被害者）へのケア、加害者への指導・助言の流れについて『要領』で規定している（図5-1）。

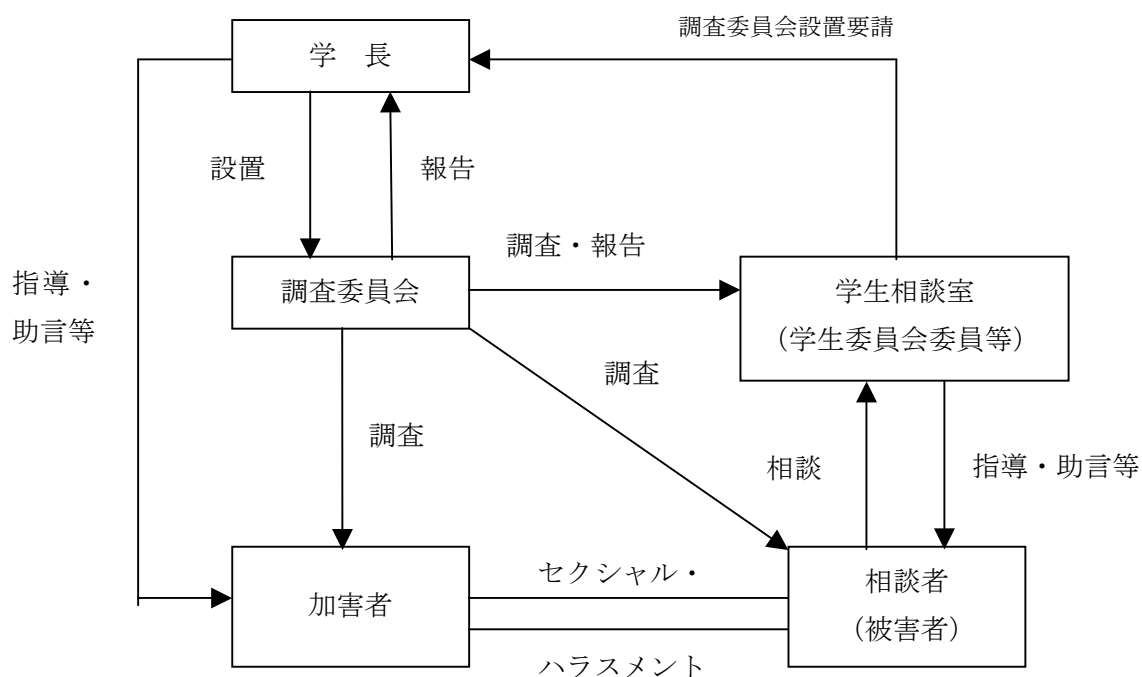


図5-1 セクシャル・ハラスメント苦情相談のフロー

過去4年間の状況としては、平成16年度に、学生から教員によるセクシャル・ハラス

メントに該当する相談が1件寄せられ、学生部長を長とする調査委員会が設置された。

調査の結果、加害者に対して停職3ヶ月の懲戒処分が下された。これ以後、学内教職員を対象に、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント予防に関する講習会を定期的に行い、教職員の意識を高く保つ努力を払っている。

しかし、平成19年度末に行った学生生活に関する無記名式アンケート調査の結果、256名の回答者のうち、セクシャル・ハラスメントを受けていると感じる者が3名、パワー・ハラスメントを受けていると感じている者が25名みられた。そこで、その内容について把握するため、無記名あるいは匿名での情報提供を呼び掛けたが学生からの申出はなかった。

4) 生活相談

(1) 組織

愛媛県立医療技術大学学生相談室運営規程に基づき、学生相談室を設置・運営している。相談室長は学生部長が兼務し、相談室の運営業務を統括している。

(2) 相談員と相談の受付方法

メンタルヘルス相談の項でも述べたように、5名の学生委員が相談員として相談に当たるほか、外部カウンセラー（臨床心理士）をおき、隔週火曜日に相談日を設けている。

また、学生生活全般にわたり最も身近な相談者もしくは相談窓相として、クラス顧問（看護学科：各学年4～5名、臨床検査学科：各学年2名）を置いている。学生部長が召集して、年に1～2回、クラス顧問会議を開催し、学生の実態や対応に苦慮しているケース等について、プライバシーに配慮しながら情報交換し、学生委員会との連携を図っている。

相談の受付は、学生が相談しやすい環境を整えることが最重要と考え、学生相談員やクラス顧問のメールアドレス及び相談室専用のメールアドレスを設けて「学生相談のしおり」やシラバス等に記載するとともに4月のガイダンスで学生へ周知を図っている。

(3) プライバシーの保護

相談室専用のメールアドレスを活用すれば、担当の事務職員と学生部長以外には知られることなく外部カウンセラーに相談することができる。

外部カウンセラーによる相談の場合には、その都度、所定の相談記録票に相談内容を項目のみ記録してもらっているが、記録票の保管は学生部長が一元的に管理している。

このようにしてプライバシーが保護されることを繰り返し学生に周知するとともに、学生が相談を寄せやすいように、年に1回程度、学生相談員からのメッセージを「キャンパスライフ」として発信し、気軽な相談室の利用について呼び掛けている。

(4) 学生相談の状況

外部カウンセラーによる相談件数は、表5-9のとおりで、年々相談件数が増加傾向に

ある。相談内容として多いのは、表5-10に示すように、対人関係、自己の性格、次いで学業に関することである。

学生委員及びクラス顧問等が行った相談については、明確な報告基準を設けておらず、正確に実態を把握するのは困難であるが、その都度の報告によれば、学生が教員の研究室を訪ねたり、メールで相談を寄せる事例が多い。内容としては、身体的な悩み、対人関係、就職に関することが多い。

表5-9 外部カウンセラーによる相談件数

年 度	相談者数	延べ相談回数
平成16年度	2	6
平成17年度	1	13
平成18年度	5	28
平成19年度	6	50

表5-10 相談事項別件数 (重複あり)

年 度	学業	対人関係	身体的	自己性格	精神的	人生観	アルバイト	セハラ
平成16年度	1	6						1
平成17年度	1	10	1		5			
平成18年度	8	23	2	4	5	1	1	
平成19年度	13	24	4		3		5	

(5) オフィスアワーの開設

各教員は、教育研究の時間を調整し、学生に対してオフィスアワーの曜日や時間、場所を設定し、本学のホームページ上に公開し活用を呼びかけている。実際には、公開されているオフィスアワー以外の時間にも学生が訪ねており、教員は時間の許す限り対応している。学生たちは、各自の希望により随時教員を活用して相談・助言を受けることができるオープンな相談機能として有効に活用しており、多くの問題がここで解決されている。

(6) 相談員の相談技術向上のための研修

全国学生相談研修会に毎年1名の学生相談員を派遣し、学生相談についての技術向上に努めている。派遣された相談員は、研修内容を日々の業務に活かすとともに、研修結果を委員会で報告し他の委員の資質向上にも役立てている。

4. 就職指導

1) 就職指導体制

学生への個別の就職支援は、各学科で責任を持つことを基本としているが、全学的な就

職支援の企画・運営は、学生部長を総括責任者として学生委員・クラス顧問と事務局の連携のもとに取り組んでいる。

看護学科では、学生委員・クラス顧問を中心に、学務課学生係と連携をとりながら、個別に指導・助言を行っている。

臨床検査学科では、学科長を中心として学生委員、クラス顧問等で「就職対策班」を設置し、学務課学生係と連携を図り、就職指導にあたっている。

就職の道を選択せず、さらに自身のレベルアップを希望する学生に対しては、大学院への進学あるいは海外大学への留学等についても指導・助言を行っている。

2) 就職ガイダンス、就職セミナーの開催

両学科の学生に対して、3年次の2月頃に学生委員会の主催で就職ガイダンス、就職セミナーを実施している。

ガイダンスでは、進路登録票等提出書類の記載方法、求人情報の開示、手続き等の指導を学務課学生係が行っている。

就職セミナーは、社会人としてのマナーを身につけ、進路(特に就職)に対する意識の啓発を図ることを目的として、外部講師(愛媛県若年者就職支援センターより派遣)による講演を開催している。

3) 就職情報の提供

本学の学生に適切であると判断した求人情報は、学生ホールに設ける就職情報コーナーで自由に閲覧が出来るように職種毎に整理している。

臨床検査学科では、学科内に専用スペースを設けて就職情報を随時掲示しており、病院実習で大学を空ける期間も情報を確実に周知できるよう、学生の了解を得てメーリングリストを作成し情報を提供している。また、能力検定試験等の受験情報を学生に提供し、就職時の進路拡大を図っている。

4) 合同就職説明会の開催

さまざまな医療機関等の情報を一度に収集でき、求人を予定している病院・企業等の人事担当者と学生が直接話をする事ができる機会として、毎年6月に「合同就職説明会」を開催し、求人側、学生側双方から好評を得ている。参加者は看護学科4年生が中心であるが、希望すれば3年生以下も参加できる。また、県内の他の看護師養成機関からも参加の希望があり、平成20年度は1校が参加した。

5) 卒業後の進路

卒業時の資格として、看護学科では看護学士の学位が授与され、看護師、保健師、助産師(選択学生のみ)の国家試験受験資格が取得できる。臨床検査学科では保健学士の学位

が授与され、臨床検査技師の国家試験受験資格、食品衛生管理者・食品衛生監視員(任用資格)、甲種危険物取扱者試験受験資格が取得できる。

第1期生である平成19年度卒業生の進路状況は、第3章表3-11に示したとおりである。大学院への進学者を除き、全員が医療職として就職している。県内就職率は、看護学科52.4%、臨床検査学科77.8%である。

5. 課外活動

1) 自治会活動の支援

自治会は愛媛県立医療技術大学自治会会則に基づいて設置されている。

自治会活動は、年額3,000円の自治会費と後援会からの助成金等により運営されており、会計収支については学生委員会へも報告を求め、適正に運用されるよう助言を行っている。自治会運営については、学生委員会及び学務課学生係を中心に全教職員が自治会の要請を受けて支援しているが、学生の自主性を阻害しないように配慮しながら、人的・知的援助を行っている。

2) 学生団体(サークル)

学生団体は10名以上の会員をもって成立し、自治会執行委員会に規約、会員名簿及び予算案を提出し、学長の承認を得なければならない。

平成16年度の開学1年目には9団体だったが、平成19年度には13団体が活動している。小規模な大学ながら、地元砥部町の人々との交流やボランティア活動を中心とした地域交流型サークルやJ2リーグの地元サッカークラブ(愛媛FC)を応援するボランティアサークル等、地元に着目したユニークな活動もみられ、大学の内外において活発な活動が行われている。教員は学生からの要請に応じて顧問を務め活動を支援している。

サークル助成金は自治会予算から支出されている。その会計収支についても学生委員会に提出されているが適正に執行できている。

3) 学生祭

学生祭は、両学科から選出された学生祭実行委員を中心に例年10月最終週または11月第1週の土曜・日曜の両日に開催している。学生祭の実施にあたっては、学生委員会、事務局学生係及び各サークル顧問が中心となり、教職員は全面的に協力している。

【点検・評価】

1. 経済的支援について

奨学金を希望する学生は100%受給することができており、経済的支援は整っていると見える。また、入学料、授業料の減免制度についても、希望学生数は少ないが活用されており、要件を満たす学生については全員採択されている。また、奨学金、減免制度いずれ

も成績要件を具備しているため、勉学に励むうえでの意識啓発にもつながっている。

以上より、学生への経済的支援体制は、有効かつ適切に機能していると評価できる。

2. 学生の健康の保持・増進対策の適切性

定期健康診断・感染症予防対策については、企画・実施・結果のフォロー等について学生委員会、実習安全委員会、クラス顧問が連携を密にして対応しており、学生の受診率もほぼ100%で、事後フォローも個別に実施できており、適切に運営しているといえる。

保健室の整備・管理運営については、学生委員会の管轄であるが、教員の大半が医療職であることから、各教員が判断して対応しており、これまで明文化した運営規定が整備されていなかった。学生の利用率が高くなってきていることもあり、早急に保健室の管理運営について整備する必要がある。

3. 生活の安全対策の適切性

学生生活の安全性については、女子学生が多いこと、市街地郊外という地理的条件を考慮して、交通安全、防犯等に細心の注意を払って対策を立てており、バイクによる交通事故を除いては特に問題はない。交通事故の問題については、事故の発生状況を分析し、引き続き対策を充実していく必要がある。

4. ハラスメント防止対策の適切性

平成16年度にセクシャル・ハラスメント行為が大学で起きたこと自体は、大学として大きな問題であり猛省すべきことであるが、学生にとってハラスメントの問題を訴え易い場が提供されていたこと、問題を解決する自浄能力があったことは評価できる点である。

この問題を契機に、教職員は毎年研修会を開くなどして自己点検を行っており、その後は学生からハラスメントに関する相談や訴えは出されていない。

しかし、平成19年度末の学生アンケートにおいて、パワー・ハラスメントを受けていると感じている学生が回答者の10%にみられ、憂慮すべき結果であった。具体的状況を知るための呼びかけに対する学生からの反応が得られなかったため、平成20年10月、全学生に対して再度アンケート調査を実施し、学生及び教職員（非常勤講師を含む）にその結果を公表するとともに、対策の充実に向けて活用している。

平成20年度からのハラスメント対策としては、クラス顧問制度を強化して学生の日常生活の様子に気を配り、相談機能の充実を図っている。

また、全教員にアンケート結果を周知し、各自の日頃の教育活動の点検を促すとともに、平成20年7月末には、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの双方を含むアカデミックハラスメントについて、どのような行為がハラスメントに該当するのか、他大学等で起こった事例をもとに研修会を開催し、熱心な指導であっても学生の特性や状況によってはハラスメントと認識される場合もあることなど、教育活動における留意点を再確

認め、ハラスメントの発生防止対策を推進している。

これらの状況から、本学のハラスメント対策は年々充実してきていると評価できる。

5. 生活相談活動の有効性

外部カウンセラーを活用してのメンタルヘルスを中心とする相談は、入学時のガイダンスで全学生に周知し、講師からも直接その意義や相談の方法について講話の機会をつくっている。申し込みの方法や相談室の使用においても相談者のプライバシーの保護は適切に配慮されており、学生にとって有効に機能していると判断できる。

相談者数の増加は、一つには完成年度を迎えるにしたがっての学生数増によるものと考えられるが、平成19年度は、相談者数は18年度とほぼ同数であるにもかかわらず、相談件数が2倍近くに増加しており、特定の相談者が繰り返し相談室を利用している状況が推察される。相談室が有効に活用されているともいえるが、長期にわたって問題を解決できずにいる学生が存在するとも考えられ、状況を見極める必要がある。

一方、学生委員やクラス顧問、一般教員による相談の実態については、日常的な関わりのなかで行われている部分も多く、相談件数の判断が難しく、正確な実態を把握することは困難である。しかし、学生の欠席や休学・退学が少ない状況から、日常的な関わりのなかでタイムリーに助言や励ましが行われ、悩みが深刻になる前に支援できている状況が推察される。厳格な報告義務を課すことは、学生が安心して相談できる様々な相談の場を奪う可能性もあるため、当面は現状の対応で継続していきたいと考える。

6. 就職指導の適切性及び就職担当部署の活動の有効性

就職指導に当たっては、両学科ともに学生から提出された進路登録票をもとに、学生の希望に沿って指導・助言を行っており、就職・進学に関する相談・指導・助言体制は整備されている。

求人への対応、学生への情報提供、個別相談などにおける役割は、学生委員会、各学科の教員、学務課学生係の連携によって円滑に遂行されており、組織的に、あるいは個別的に就職の支援体制ができているといえる。

1期生の就職率は100%を達成することができ、現状の体制で特に問題は見当たらない。

7. 課外活動に対する支援の有効性

自治会活動、学生のサークル活動および学生祭の開催のいずれにおいても、教職員の協力体制、施設の整備・提供など、必要と考えられる支援体制は整っており、適切に課外活動の支援が出来ているといえる。

【将来の改善に向けた方策】

1. 保健室の整備

学生委員会の取組みとして、平成 20 年度中に「保健室の管理運営に関する申合せ」を作成し、それに基づいて保健室の環境や必要物品の整備を行い、いつ学生が休養にきても安心して利用できる状況に整える。

2. 交通安全対策

通学及び大学と実習施設との往復において交通事故が発生していることから、21 年度中にその要因分析を行うとともに、現状の対策に加えて、さらに入学時及び実習スタート時のガイダンスにおいて、交通事故防止の意識啓発を強化する。

3. ハラスメント防止対策

平成 20 年 10 月に実施したハラスメントの実態調査結果に基づき、事態の把握と予防対策の充実を図る。

また、教員を対象にしたハラスメント研修会を毎年継続的に実施する。今後の研修の進め方として、事例検討など参加学習型の具体的な研修会を企画する予定である。

4. 学生生活に関する学生の要望や意見を聴く仕組み

学生生活に関する困りごとや大学への要望等を把握することを目的に、自治会役員との話し合い、定期的なアンケート調査の実施を学生委員会の活動として 20 年度に実施し、今後の委員会活動に有効に活用する。

第6章 研究環境

【目標】

倫理的な配慮に基づく研究の遂行を基本理念とし、地域社会や看護学、臨床検査学の発展に寄与できる研究成果を産出するとともに、成果を国内外へ発信し、その活用を図ることを目標とする。

具体的には、①学内の研究条件(研究費・研究室・研究チーム、研究時間など)を整備することにより、研究内容の質の向上及び研究成果公表数の増加を図ること、②競争的外部研究資金の獲得を推進し、発展的な研究活動を展開することである。

【現状】

1. 研究活動

1) 専任教員の研究業績

毎年、専任教員の研究業績を研究活動目録として出版している。表6-1に平成16年度から19年度までの専任教員の研究活動状況を学科毎に示した。いずれの学科も、専任教員が著書、学術論文、学会発表、報告書等、各々の研究成果をコンスタントに公表している。数は少ないが、英文論文の公表や国際学会での発表も行っている。

表6-1 研究業績

	年度	著書	学術論文			学会発表			報告書 他
			和文	英文	計	国内	国際	計	
看護学科	16	12	23	2	25	39	4	43	7
	17	11	13	1	14	36	4	40	3
	18	4	28	0	28	42	2	44	1
	19	8	22	1	23	46	0	46	2
小計		35	86	4	90	163	10	173	13
臨床検査学科	16	2	6	6	12	26	1	27	2
	17	1	7	3	10	25	1	26	3
	18	1	7	3	10	23	2	25	1
	19	0	10	2	12	18	2	20	3
小計		4	30	14	44	92	6	98	9
合計		39	116	18	134	255	16	271	22

2) 研究成果を公表する紀要の発行

短期大学の発足以降、年1回紀要を発行しており、大学発足以降もこれを継続して、愛媛県立医療技術大学紀要として発行している。発行には常設の紀要委員会があり、投稿

規程に基づいた原稿の募集から編集、発行までを行っている。紀要は、教員の教育・研究活動の向上に貢献するとともに、地域社会に向けて研究活動の成果を公表することにより本学の活動を浸透させる役割を果たしている。

教員の研究における紀要の位置づけとしては、特に、萌芽的な研究の成果を公表する場として、実態調査資料などを紹介するための場として、教員の本格的研究に取り組む基盤作りを促進できる研究公表の場として利用できるよう、編集している。初期の頃は、投稿される論文の質や書き方に課題のあるものも若干見られたが、厳しい査読審査を続けた結果、現在では論文の質が向上してきている。

紀要に掲載する論文の種類は、和文または英文の総説、原著、短報、報告、資料、その他の未発表論文であり、本学の専任教員を筆頭著者と規定している。平成 16 年度から平成 19 年度まで毎年 6－8 報が掲載され、総ページ数は毎年 50－80 ページである。

本学の紀要は、図書館や地域交流センター等で日常的に学生も手に取ることができるが、その中に教員の専門領域の研究成果を目にすること、なかには卒業研究など学生の参加による研究成果が公表され共著者として名前が連ねられていることなどから、学生の教育・研究に対する意欲を一段と高める効果を生み出している。

2. 附置研究所との関係

本学は、附置研究所を設置していない。

3. 研究条件の整備

1) 教員研究費及び旅費

(1) 教員個人研究費

本学では、講座研究費として教員個人あたりの研究費が配分されている。大学における継続した研究を保証する重要な費目であるが、設置主体である愛媛県の財政事情により毎年大幅に削減されてきている（表 6－2）。

設置時の平成 16 年度には教員一人平均約 28.5 万円であったが、平成 19 年度には約 15.9 万円になり、平成 20 年度にはさらに約 10 万円にまで低下している。

また、研究に必要な予算を執行するうえで、費目別に予算枠が定められており、予算枠を変更し難いことが研究遂行上での制約になっている。

表 6－2 教員研究費等

(単位：千円)

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
講座研究費	16,789	16,436	12,103	9,396	5,900
教員研究旅費	6,432	8,400	4,380	2,960	1,928
教育研究助成費	4,981	7,036	4,359	2,878	1,738
計	28,202	31,872	20,842	15,234	9,566

(2) 教員研究旅費

教員の研究に関わる旅費については、平成 16 年度には教員一人あたり 10.9 万円であったが、平成 20 年度には 3.3 万円を下回り、日帰り東京出張 1 回分にも不足する額となった。関連学会に参加して学ぶことだけでなく、調査研究のための出張や、研究成果を学会で発表するに際しても、研修として自費で出かけることが常態となっている。

(3) 共同研究費の制度化

講座研究費とは別枠で、共同研究推進等を目的とする競争的研究費の枠組みを設け、教員の研究意欲を刺激するとともに、講座間、学科間の研究的連携及び学際的な研究活動を推進することを目的に、「教育研究助成費」として学内共同研究助成費の枠を確保している。年度によって、学科あるいは学部として取り組む統一的なプロジェクト研究への支援、科学研究費に申請するテーマの前段階の研究への支援など、様々な工夫をして利用しており、大切な研究費枠である。

しかし、平成 18 年度には総額 509 万円であった予算が、平成 20 年度には 170 万円程度にまで低下しており、本研究費目の目的を果たすことが困難になってきている。

(4) 競争的外部資金

競争的外部研究費として、毎年、4 件から 8 件の文部科学省・日本学術振興会の科学研究費補助金を獲得しており、助成金額も増加している。また、これら公的研究費補助金のほか、一般企業から、平成 17 年度 2 件（計 300 万円）、平成 18 年度 1 件（200 万円）の奨学寄附金を受けている。

表 6 - 3 科学研究費、奨学寄附金 (単位:千円)

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
科学研究費	3,300	6,300	3,900	10,630	10,460
奨学寄附金	3,000	3,000	2,000	0	2,000

2) 教員研究室等の施設・設備

専任教員の居室兼研究施設である研究室は総数 41 室、総面積は 984 m²である。そのうち、個室は 31 室、共同使用室は 10 室である。教授、助教授（准教授）の全員と一部の講師は個室を、一部の講師と助手（助教）は 2～4 名が共同の部屋を使用している。教員一人あたりの平均面積は 17.6 m²である。

研究活動のための専用施設として、臨床検査学科は、分析系実験研究室、機能系実験研究室、形態系実験研究室、病原系実験研究室を保有しており、電子顕微鏡、フローサイトメーターなど、多様な研究機器を所有している。また、動物実験のための飼育設備及び動物実験室として小動物管理室 2 室を設置しており、吸気・排気フィルター付空調設備、24

時間タイマー付照明設備を完備している。

一方、看護学科は、研究活動のための専用施設を保有していないが、教育のための施設である演習室5室、合同実習室兼演習室1室を保有しており、これらの部屋を教員の共同研究活動にも使用している。

3) 研究時間の確保

教員は、学内における講義・演習、学内実習、学外実習などの他、各種委員会などによる時間的制約はあるものの、それ以外の時間は自由に研究に使うことができる。研究・調査によっては深夜や休日に及ぶことがあるが、特に入校時間や滞在時間に関する制限はなく、自由に大学の施設を利用して研究あるいは調査を続けることができる。

4) 研究能力向上に向けた組織的取り組み

本学の教員は、個人または講座、学科を超えたグループ、あるいは学外研究者とともに研究活動を推進しているが、その中心は個人による研究活動である。講座内や関係する講座間での教員間の相互協力や指導は個々に行われているが、研究活動向上に向けた組織的な取り組みとしては、FD委員会を中心に、研究成果や研究方法に対する批判的検討によって研究能力の向上を図るとともに、外部資金獲得の方法等、研究環境の整備に向けた支援を実施している。具体的には、教員の研究成果を発表するための研修会や研究手法獲得・向上のための研究セミナー、研究助成金獲得の支援、研究倫理研修等を行っている。

また、教員の能力向上のための学外研修を認めており、教育活動に支障のない限り、研修日をとったり、各種学会に参加したりすることを奨励している。しかし、各教員の教育歴は多様であるため、個々の教員の経歴によって、研究能力向上のために必要とする支援の内容が異なる現状にある。

5) 研究体制

本学には大学院がなく、研究は教員主体で行われている。これに卒業研究の4年次生が加わるが、短時間の参加にすぎず、経験未熟であるため、一定レベルの研究成果を出すことは一般には困難である。教員の研究体制としては、看護学領域の教員では、共通する専門領域や講座内の共同研究への取り組みが多く、複数教員の意見交換を重ねながら研究成果を蓄積し公表している。一方、基礎教育講座や臨床検査学科教員では、教員同士の研究領域やテーマに重複が少ないこともあって、個人ごとに研究活動を推進しているケースが多い。これは、多様な研究テーマを持つ教員が存在することを意味してもおり、うまく共同あるいは協力することにより研究に必要な知識・技術の提供を受け、相互に新しい研究の展開に成功している例も出てきている。教員の研究を紹介し合う学内セミナーは、教員が相互に研究内容を知り、積極的に共同研究を進めるうえで役立っている。

6) 適正な研究活動推進のための関連組織

適正な研究活動を推進するための組織として、研究倫理委員会、動物実験委員会の2委員会を設置している。

(1) 研究倫理委員会の活動

研究倫理委員会は、学内教員4名、事務職員1名によって構成している。審査申請状況に応じて、必要時に委員会を開催し、本学研究倫理審査規程に基づき、ヘルシンキ宣言（1975年 東京改定、1983年 ベニス修正）の趣旨を尊重して、人間を直接対象とする研究における倫理的問題の有無を審査している。過去4年間に21件の審査申請があり（表6-4）、審査の結果は、承認12件、条件付承認8件である。

ヒトゲノムに関わる研究を審査する委員会の規定を設けているが、現在まで申請が出されていないため、委員会は開催していない。

表6-4 研究倫理委員会の審査状況 (件)

年度	申請件数	審査結果		
		承認	条件付承認	非該当
16年度	3	0	2	1
17年度	5	2	3	0
18年度	4	1	3	0
19年度	9	9	0	0
計	21	12	8	1

(2) 動物実験委員会の活動

すべての動物実験が動物倫理の原則に則って行われることが必要であり、本学の「動物実験指針」に則って行われるよう審査する、学内教員5名と総務課長の6名で構成する委員会を設置している。本学において動物実験を実施する場合、実験者は、動物実験計画書を本委員会に提出し、承認を受ける必要がある。

平成16年度から19年度に承認した研究は27件であり、そのうち、20年度以降も継続する予定の研究は10件である。

【点検・評価】

1. 研究成果の公表

看護学科、臨床検査学科ともに、コンスタントに研究成果を発信しており、学会発表した研究の約半数を学術論文として公表することができる。最新の研究成果を学会において発表するだけでなく、その成果を学術論文として公表することは重要で、評価できることである。

しかし教員個々についてみると、活発な研究を行って学会発表や論文発表を行っている

教員がいる一方で、この4年間に、ほとんど見るべき成果が現れていない教員もいることは問題である。また、教員の経歴によっては、学術論文をまとめて公表するには支援を必要とする者もいるため、これらの教員に対しては、講座内あるいは講座間でも、重点的に支援する方策をとることが望ましい。

また、多くの研究成果発表の場は国内学会であり、国際的な学会においても研究成果を発信し、学術的交流を図ることが望まれる。教員個々の努力が必要であることはいうまでもないが、FD研修会などを通じて学術的な支援ができるように、組織的な努力も必要と考える。

2. 研究環境

1) 研究費

(1) 講座研究費と共同研究費の区分

研究費全体が、個人に配分されるいわゆる講座研究費と、学内でのプロジェクト研究とに大別されて配分されること、すなわち、経常的に見込める個人研究費（講座研究費）と、プロジェクトによる競争的配分研究費（教育研究助成費）の二本立てであることは、基本的に評価できるシステムである。特に後者は、共同研究を推奨する制度的保証として評価できるものである。

(2) 財政状況の悪化

設置主体の財政状況の悪化によって、教員の研究費および教員研究旅費は毎年急激に削減されてきている。平成20年度には個人研究費は教員一人当たり10万円を、旅費は3.3万円を切り、教育研究助成費は大学全体として170万円にまで低下したことは、設置主体の財政事情による困難性は理解できるとしても、大学としての研究を支えるには不十分なまでに低下したと評価せざるを得ない。

本学の目的から、基本的には研究より教育を重視するものであると考えるが、大学における教育が、単なる知識の切り売りではなく、様々な事態に対して自ら考え対処できる能力をもった医療人の育成を期待する以上、教員自身が研究マインドを持ち続けて教育に当たることが必要である。そのためには、教員は座学だけではなく、実地に調査しあるいは実験することによって研究成果を挙げ、それによって研究マインドを維持することが必要である。それを支えるには、ある程度の研究費の保証は必要であり、現状は大学のあり方として憂慮される状況にある。

(3) 外部資金の導入

このような観点からも、外部研究資金の獲得が今後ますます重要である。文部科学省・日本学術振興会の「科学研究費補助金」獲得件数、金額ともに徐々に増加してきており、本学のような研究環境にあつてはむしろ健闘していると評価できるが、活発な研究活動の展開という観点からは潤沢であるとは言えない。今後は、研究環境を整えるために、文部科学省・日本学術振興会の科学研究費補助金のみならず、その他の公的機関による研究費

補助金や一般企業からの研究資金を獲得できるよう努力する必要がある。

このことを具体化するのには容易ではないが、外部研究資金を獲得するための能力向上に向けたFD企画や、研究費申請に至る前の、研究テーマの選び方、研究計画の立て方、研究経過などを点検するシステムの構築、申請書を書く段階での点検や校校による改善など、きめ細かい多様な工夫が必要である。

民間企業との産学連携や資金援助については、県の組織として困難な場合が多い（事実上不可能）が、法人化することによって可能になると考えられる。

2) 教員研究室等の施設・設備

研究室の広さや研究機器などの設備については、概ね整備されている。しかし、機器については、短期大学時代から使用しているものが多く経年劣化が進んでいるが、設置主体の財政悪化のため修理や更新できない機器が増えていることには問題がある。

3) 研究時間の確保

小規模の大学ではあるが、委員会などは中規模大学と変わらない種類が必要なこともあり、教員の時間が制約される傾向にあることは避けられない。また、学外での臨地実習など、教員が学外に出る必要があることも避けられない。しかし、講義・実習・運営などで拘束される以外の時間にはある程度余裕があり、研究に使うことができる。また、深夜や休日にも入校制限や滞在制限はなく、自由に大学の施設を利用して研究あるいは調査を続けることができることも評価できる。

ただ、警備システムが厳重なため、通常の勤務時間外に入校するに際しては、警備システムの解除手順が煩雑で、解除すべき区域が細かく設定されているなど、事実上、立ち入りが著しく制限されている。安全管理との兼ね合いはあるが、通常の大学に見られる程度に、週末や夜間でも教育・研究のために自由に利用できることは大学として活発な活動を保証するために基本的に重要であり、この点は将来改善の余地がある。

4) 研究能力向上に向けた組織的取組み

全学的には、FD委員会を中心に、研究能力の向上や、外部資金獲得方法等、研究環境の整備に向けた支援を行っている。また、教員の能力向上のための学外研修や各種学会への参加を奨励している。ただ、各教員の教育歴は多様で、個々の教員の経歴によって、必要とする支援の内容が異なる現状にあり、例えば学位取得に向けた学習の支援等を含め、今後は、よりきめ細かな支援が必要と考える。

また、FD委員会活動として本学教員の学習ニーズを調査しており、その結果に基づいた教員の研究活動を支援するための企画を検討する必要がある。

5) 研究体制

本学には大学院がなく、卒業研究の4年次生は短期間の参加で経験未熟であるため、研究の中心は教員による個人研究とならざるを得ないため規模の大きな研究は困難である。

また、教員個々の研究分野も多様であるため、内部での共同研究も専門分野によっては困難である。しかし、離れた研究分野にある教員同士が共同・協力することにより新しい研究の展開に成功している例も少しずつ見られており、さらに積極的に推進することが望ましい。互いの研究内容を発表し合う学内セミナーなども積極的に開催し、看護学科と臨床検査学科が合同で開催するセミナーも、異分野の研究を知る機会として利用できるの良いと考える。

なお、将来的には、大学院設置の検討も必要と考える。

6) 適正な研究活動推進のための関連組織

開学以来、研究倫理審査委員会および動物実験委員会（動物倫理審査を担当）ともに、特に問題なく役割を果たしてきたと判断する。組み替え DNA 研究、ヒトゲノム研究、疫学研究等、これまでの審査体制の枠から外れる申請はなかったが、将来このような申請が出てくることを想定して、適切な対応に向けての準備が必要と考える。

【将来の改善に向けた方策】

1. 教員の研究活動の推進

FD 委員会が実施した教員の学習ニーズ分析の結果に基づき、職位や学科の状況に応じて、研究能力の向上に資する研修会をさらに強化して企画する。

教員の研究成果を学内の教員間で共有・批評し合うセミナーなどの機会を設け、精度の高い研究成果を産出するための能力を獲得する機会を設ける。

本学の警備システムをより利用しやすいシステムに変更することにより、休日等に自由に研究活動が可能な体制にする。

これらを通して、研究内容の質の向上及び研究成果公表数の増加を図る。

2. 研究費の確保

法人化によって運営交付金の学内での予算配分が自由に決定できるようになれば、他費目の経費節減を含めた努力により、研究費確保に努める。

3. 外部研究資金獲得の推進

外部資金を獲得するための研修会については、これまでも FD 活動の一環として実施してきたが、さらに研修会等を充実するとともに、平成 20 年度から参加している学外の研修会についても積極的に活用していく。

研究費採択率を上昇させるために、申請書を内容的にチェックする組織を設ける。

4. 適正な研究活動の支援組織

本学の現状に応じた倫理審査の基準や、新たな研究倫理指針の必要性等を検討し、倫理審査委員会の審査体制を整備する。

法改正等の現状に沿って、学内の動物実験に関わる規程を見直す必要があるか検討する。

5. 大学院設置の検討

法人化後の大学院設置の可能性について検討を開始する。

第7章 社会貢献

【目標】

本学の設置目的の一つである地域社会、特に愛媛県民に対する貢献の役割を果たすことを目標とする。

具体的には、①地域に開かれた大学づくりを目指して設置した地域交流センターを拠点として、組織的な地域貢献活動を企画・実施すること、②地域との連携を密にし、教員の教育研究成果の社会への還元を通して、保健医療福祉に関わる関係機関・関係職種の資質向上並びに地域住民の健康レベルの向上に貢献すること、③本学が設置している大学施設を地域住民の学習や健康づくりの場として広く開放し、教育活動との相互交流を図ることである。

【現状】

1. 社会との交流を促進するシステム

本学は、平成16年4月の開学以来「地域に開かれた大学」を目指して、地域交流センターを拠点とする活動を推進している。また、図書館・体育館・運動場などの施設・設備を地域住民の生涯教育や健康増進のために開放している。

1) 地域交流センター

地域交流センターは、地域に開かれた大学として、県民及び保健・医療・福祉専門職の教育システムの拠点としての機能及び交流の拠点としての機能を有する施設として、開学と同時に設置した。

センターの組織としては、センター長（教授兼務）のほか、センター員6名（教員4名、事務局職員2名が兼務）を配置しており、活動の企画・運営の役割を担っている。事業の実施に当たっては、テーマごとにプロジェクトチームを編成して担当するなど、全教職員が役割を分担している。

また、センターの管理・運営、事業の企画・立案・運営について調査・審議する組織として、地域交流センター運営委員会を設置している。構成員は、センター長・保健科学部長・教授2名、事務局長である。

地域交流センターの主な機能としては、人材育成機能、調査研究機能、指導・助言機能、情報発信機能の4つを掲げており、これらの機能を果たすために各種事業を展開している。

2) 図書館・体育館・運動場

図書館・体育館・運動場等の施設・設備については、本学の定める利用規程に基づき、教育に支障のない範囲で保健医療福祉に関わる専門職や地域住民に広く開放している。

図書館の利用については第11章に、体育館・運動場等の開放については本章『5. 地

域への施設開放状況』で詳述する。

2. 地域交流センターの活動

1) 人材育成機能

(1) 地域住民を対象とした公開講座

開学した初年度は、広く大学や地域交流センターについてPRすることを目的に、著名な講師を招いて開講したが、翌年度からは本学教員の専門性を生かしたテーマを設定し、演習などを盛り込んだ参加学習型の講座を企画するとともに、数回シリーズにするなど住民が継続して学習できるようなプログラムを設定している。

また、平成 19 年度には、大学の地域貢献を県内各地に拡大することを目的に、地元市町の協力を得て東予地区(四国中央市)での出前講座を計画・実施し好評を得た。

表 7-1 地域住民を対象とする公開講座

年度	実施回数	テーマ	参加者数
平成 16 年度	1	ストレス時代のすこやか生活	154 人
平成 17 年度	4	健康長寿の秘訣、更年期を上手に乗り切る秘訣、笑いの効果、認知症の介護	145 人
	2	栄養教室(料理にチャレンジ) 運動教室(健康長寿のための運動)	75 人
平成 18 年度	2	食中毒について講演と実習	31 人
	6	健康な子どもを産む、子どもの発達・親の発達、老化にともなう症状、移動介助技術、介護保険の利用方法、	69 人
平成 19 年度	1	健康食品について学ぶ	53 人
	1 (東予)	高齢者の介護・看護	52 人

(2) 保健医療福祉関係者を対象とした専門講座

①臨床検査技師を対象とした専門講座

県内の専門職のレベルアップを図ることを目的に、平成 16・17 年度、先進医療機関等から専門性の高い臨床検査技師を講師として招聘し、専門講座を開催した。

また、平成 17 年度には本学教員による講座も同時開催し、専門領域のトピックスについて相互学習を行うとともに、交流を深める機会としても成果を得ることができた。

表 7-2 臨床検査技師を対象とした専門講座

年度	実施回数	テーマ	参加人数
平成 16 年度	1	免疫反応を利用した反応	66 人
平成 17 年度	1	院内感染、微生物検査のトピックス	63 人

②看護職を対象とした専門講座

本学が県内の看護職の専門的な学習の場として活用されることを意図して、初年度は「実

習指導者講習会」を企画し、当大学教員及び著名な講師による専門講座を実施した。

また、看護師の研究活動を支援する目的で、パソコンを用いての文献検索や統計解析の方法、発表資料の作成方法などについて4年間継続して開講しており、実践の場における看護職の研究活動に対して教員が継続的にフォローする機会にも結びついている。

平成18年度には、全国的にも本県においても地震や水害などが多発したことから、災害をテーマとする専門講座を開催し、災害時及び事後の心身の危機管理について実践現場に役立つ研修を行った。災害を身近な問題として考える機会になり有益であった。

表7-3 看護職を対象とした専門講座

年度	実施回数	テーマ	参加人数
平成16年度	2	学生のやる気を引き出す実習指導	120人
	2	パソコン講座	64人
平成17年度	3	文献検索の方法、エクセルの活用法	127人
平成18年度	2	エクセルによるデータ処理	74人
	1	災害と地域精神保健福祉の実践	27人
平成19年度	1	パワーポイントによる資料の作成	40人
	1	エクセルによるデータ処理	37人

③ SPP(サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト)事業への取り組み

平成17年度から継続して実施しているモデル事業であり、小・中・高校の理科教育を担当する教員が共通の場で研修を行うことにより専門的な知識を深めるとともに、学校種別の異なる教員間の連携を図り、各学校で行われている理科教育の取り組みや内容について相互理解し教育実践に活かすことを目的としている。

毎年度、県内各地域からの参加があり、本学の活動をPRする結果ともなっている。

表7-4 SPP事業の実施状況

年度	実施回数	テーマ	参加人数
平成17年度	1	ABO血液型、赤血球白血球について	16人
平成18年度	1	ABO血液型、赤血球白血球について	16人
平成19年度	1	腎機能について	14人

(3) 大学研究者と専門職との共同研究に対する助成

県内の実践現場の専門職が課題としているテーマについて、大学の教員との共同研究を計画・実施するものに対して、平成16・17年度の2年間、地域交流センターの予算のなかから研究助成研を計上し、審査のうえ1件20万円以内の助成を実施した。

平成18年度以降は、予算縮小に伴い助成のための予算を確保できていない。

表7-5 共同研究助成状況

年度	テーマ	助成金額
平成16年度	重症心身障害児の成長記録ノートの作成及び使用効果に関する研究	200,000円
平成17年度	眼科手術を受ける高齢者に対する点眼指導の検討	113,000円
	良いケアができたと思えた看護実践場面の分析	61,000円

2) 調査研究機能

教員の教育研究成果を社会に還元する活動の一環として、平成 16 年度は、大学の地元である砥部町の「新砥部町健康づくり計画の策定および次世代育成支援計画の策定」への支援など 2 事業への協力を、平成 17 年度は、愛媛県が実施する「愛媛県看護職員需給見通し調査」など 3 事業への参画・助言を行うなど、教員の専門性を生かして、愛媛県や県内の保健所・市町村と連携・協力しながら調査研究活動に携わった。また、平成 18・19 年度は、本学が、地域貢献活動や地域交流センター活動をより積極的に行っていくことを目指して、情報収集を目的とする住民ニーズ調査等を実施した。

調査結果については、平成 19 年度からの公開講座や施設開放の取り組みに徐々に生かしつつある。

平成 16 年度

- | |
|--|
| 1) 事業名：「新砥部町健康づくり計画の策定および次世代育成支援計画の策定」
協力内容：砥部町、松山保健所、関係機関、住民代表が一堂に会して住民参加型の健康づくり計画を作成するに当たり、策定委員、事務局支援、グループワークのファシリテーターとしての協力をを行い、新砥部町の計画策定に役割を果たした。
担当者：地域精神看護学講座 教員 3 名 |
| 2) 事業名：「軽症脳卒中発症者の支援ネットワーク推進事業」
協力内容：宇和島保健所が実施主体となり管内の軽症脳卒中発症者の支援ネットワークの推進について協議するに当たり、ワーキンググループメンバーとして協力を行った。
担当者：成人老年看護学講座 教員 1 名 |

平成 17 年度

- | |
|---|
| 1) 事業名：「愛媛県看護職員需給見通し調査」
協力内容：愛媛県が作成した調査票の配布、調査票回収、入力、集計及び分析を担当した。
分析結果を愛媛県が報告書としてまとめ公表した。
担当者：看護学科有志教員 5 名 |
| 2) 事業名：「愛媛県性教育実践調査研究委員会」
協力内容：義務教育諸学校における性教育の実態調査と愛媛県における今後の性教育の方向性について助言を行った。
担当者：基礎教育講座教員 1 名 |
| 3) 事業名：「軽症脳卒中発症者の支援ネットワーク推進事業」
協力内容：平成 16 年度に引き続き宇和島保健所が実施主体の軽症脳卒中発症者の支援ネットワーク推進のためのワーキング会議において、会議の方向性や進め方の助言、議長の役割を担った。
担当者：地域・精神看護学講座教員 1 名 |

平成 18 年度・19 年度

- | |
|---|
| 事業名：「砥部町の地域における保健活動・住民グループの実態把握とネットワークづくり」
活動内容：地域交流センターの今後の地域支援活動の方向性を探るため、大学が所在する砥部町の協力を得て、地域でボランティアな活動に取り組んでいる団体を把握し、地域交流センターが実施できる活動支援及び活動団体間のネットワークづくり支援の可能性を探るための実態調査を行った。 |
|---|

<p>実施方法：①砥部町役場の担当課に活動団体の紹介及び協力を依頼、団体の取りまとめ部署の協力を得て活動団体の実態把握（平成 18 年度）</p> <p>* 砥部町（行政）が把握している活動団体数</p> <p>ア）民生子ども課関係：ボランティア連絡協議会登録グループ 16 団体</p> <p>イ）生きがい推進課関係 5 団体</p> <p>ウ）保健センター関係 2 団体</p> <p>事業名：「砥部町住民の大学認知度及び期待すること」についての実態調査</p> <p>活動内容：地域と大学のネットワークづくり及び共同活動を推進するための基礎資料を得ることを目的に「砥部町住民の大学認知度及び大学に期待すること」について実態調査を行う。</p> <p>調査対象：平成 18 年度に把握した砥部町が把握している団体のうち協力の得られた 12 団体に所属する住民及び 19 年度に調査に協力が得られた住民。</p> <p>調査方法：地域交流センター員が独自に作成した自記式調査用紙を各種関係機関や団体に依頼し対象者に配布・回収してもらった。</p> <p>調査票配布数：1842 通、回収数 1243（回収率 67.5%）</p> <p>回収した調査票の全てを分析対象とした。</p> <p>老人会 64.9%、幼稚園・保育園の保護者・子育てグループの保護者 31.4%</p>

3) 指導・助言機能

愛媛県内の保健医療福祉の専門職に対して、本学教員の専門性を活かして指導・助言することにより、現場で活動する専門職の資質向上に寄与するとともに専門分野の教育研究活動を発展させることを目的としている。

(1) 保健医療機関等に勤務する専門職対象の相談

①相談窓口の開設状況

保健医療機関に勤務する看護職及び臨床検査技師等からの各種相談、指導依頼に対応するため、平成 17 年 1 月から各教員の専門分野ごとに相談窓口を開設した。

しかし、平日の勤務時間内に日時を指定したこと、来学による面接相談対応を想定していたこと、広報の方法がホームページ上のみで不十分であったこと等から利用実績が伸びず、平成 17 年 4 月をもって日時・テーマ指定による相談窓口の開設は中止した。

平成 17 年度からは、各教員のメールアドレス、研究分野等をホームページ上で公開し、相談者の都合、相談内容に合わせて面接・メール・電話等で柔軟に対応している。

表 7—6 相談窓口を標榜しての開設状況

期 間	窓 口 開設回数	担当教員 (延べ)	主な相談指定テーマ
平成 17 年 1 月 18 日 ～ 平成 17 年 4 月 7 日	13 回	看護学科 12 名 臨床検査学科 3 名	基礎看護学に関すること 看護実践における倫理上の悩み について 遺伝子検査について

表7-7 随時の相談対応（教員からの報告による）

	対応教員数（延べ）	相談者数（延べ）	主な相談内容
平成16年度	20名 看護学科 10名 臨床検査学科 10名	27名 看護職 18名 臨床検査技師 9名	看護研究に関すること 院内研修会に関すること 看護記録に関すること 実験依頼 検査方法の指導
平成17年度	25名 看護学科 14名 臨床検査学科 11名	26名 看護職 6名 保健師 7名 助産師 4名 栄養士 1名 臨床検査技師 8名	看護研究に関すること 院内研修会に関すること 看護記録に関すること 実験依頼 検査方法の指導 調査データの処理の方法
平成18年度	24名 看護学科 20名 臨床検査学科 4名	27名 看護職 19名 保健師 4名 臨床検査技師 1名 その他 3名	看護研究に関すること 院内研修会に関すること 看護記録に関すること 調査データの処理の方法 検査方法の指導
平成19年度	18名 看護学科 18名	32名 看護職 25名 保健師 4名 助産師 2名 その他 1名	看護研究に関すること 院内研修会に関すること 看護記録に関すること 調査データの処理の方法 事例検討アドバイス

②専門職相互の自主研究会、研修会での指導・助言

本学が専門職との交流の拠点として機能することを目的として、講座や各教員が学内に於いて定例的に自主研修会等を支援するとともに、医師、助産師、保健師、看護師、臨床検査技師等が病院等で開催する自主研修会、勉強会に定期的に参画し、指導、助言の役割を果たしている。

表7-8 自主研究会等の支援状況

	対応教員数（延べ）	研究会数	主な研究会等の内容
平成16年度	14名 看護学科 10名 臨床検査学科 4名	14団体	事例検討会 学習援助型健康教育に関する自主学習会 臨床検査で行う遺伝子検査に関する研修
平成17年度	25名 看護学科 19名 臨床検査学科 6名	18団体	県立中央病院臨床倫理問題検討部会 学習援助型健康教育に関する自主学習会 愛媛県助産師研究会 微生物検査研修会
平成18年度	22名 看護学科 20名 臨床検査学科 2名	17団体	愛媛ストーリーナビリテーション研究会 自治体保健師自主研修会 基礎看護技術に関する検討会 輸血検査研修会
平成19年度	16名 看護学科 15名 臨床検査学科 1名	16団体	基礎看護技術教育に関する検討会 自治体保健師自主研修会 愛媛県助産師研究会 一般検査研修会

4) 情報発信機能

開学当初は地域交流センターの活動や教員の専門分野の周知など、活動の基盤づくりに重点を置いた情報発信を行い、徐々に具体的な活動内容についての情報を地域に周知していくよう年次を追って計画的に実施している。

表 7-9 情報発信の概要

年度	実施項目	改善項目
16	<ul style="list-style-type: none"> 地域交流センターリーフレットの作成 専用ホームページの開設、運営 全国生涯学習フェスティバル「まなびピア愛媛」への参加 愛媛県立医療技術短期大学同窓会会員への広報 	<ul style="list-style-type: none"> 教員の専門分野、研究領域の情報収集と公開のための準備 相談窓口開設について、情報公開のあり方の検討
17	<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県広報紙、砥部町広報誌、県政ラジオ番組、県政テレビ番組への掲載、出演 ホームページからの情報発信 相談窓口開設について保健医療施設へのチラシの配布 	<ul style="list-style-type: none"> 教員の専門分野、研究領域を一覧にし、センターのホームページに掲載。※PDFによる公開 相談窓口の実施内容、日程を具体的に明示
18	<ul style="list-style-type: none"> ホームページからの情報発信 公開講座のポスター作成、掲示（県広報紙、ラジオ番組での広報） 	<ul style="list-style-type: none"> 人材人材に関する情報発信の再検討
19	<ul style="list-style-type: none"> ホームページを活用した情報発信 公開講座のポスター作成、掲載（県広報紙、ラジオ番組での広報） 砥部町スポーツまつり参画による地域交流センターの広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> 人材提供に関する情報発信として、大学HPへ『大学の人材提供の公開』を掲載し、地域交流センターのページにリンク可能にした 各講座の特徴を説明し、人材提供の情報を発信 公開講座のポスター（自主制作）作成、視覚的に目立つよう工夫。 配布箇所など対象に合わせて選定

3. 研修会・各種講座等における講演活動

本学専任の教員は、保健医療福祉関係職種への研修や地域住民を対象に実施される生涯教育講座などに講師として積極的に協力参加し、専門職の資質向上や地域住民の健康意識の向上に貢献している（表 7-10）。

年間の活動件数は、平成 16 年度の 96 件から年々件数が伸びており、平成 19 年度は 130 件を超えている。シリーズで実施しているものが多いため、活動日数は件数の約 1.5 倍を数えている。また、参加教員数も年々増加しており、およそ 6 割の教員が専門職や住民を対象とした研修や講演活動に貢献している。

内訳は、専門職を対象とした研修が約 6 割を占めており、一般市民対象が 4 割である。一般市民を対象とするものとして小学校・中学校への講演が年々増加傾向にある。

専門職対象の研修は、看護協会・臨床検査技師会などの職能団体、県立病院などの病院・

施設、愛媛県や県内市町等が主催するものが中心で、対象職種は、保健師・助産師・看護師、養護教諭、臨床検査技師、医師、薬剤師、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護職、保育士などの保健医療福祉関係職種に加え、義務教育機関の教員も含まれる。

研修プログラムとしては、看護職やケアマネジャーなどの人材育成に継続的に関わっている割合が高く、愛媛県内の現任教育に大きな役割を果たしている。

一般市民向けの講演は、幼稚園や小・中学校における児童・生徒及びその保護者を対象とした性教育や保護者に対する子どもの成長発達に関する講話が最も多く、次いで、成人・高齢者に対するメンタルヘルスや健康づくりに関する健康教育が多くなっている。

これらの依頼先は、大学周辺の中予地域のみならず県内各地に広がっており、心と体の健康センター（旧「健康増進センター」、保健所、県立図書館等との協働事業にも取り組んでいる。

表 7—10 講座別研修・講演活動

科別	講 座	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		件数	教員数	件数	教員数	件数	教員数	件数	教員数
看護学 科	基礎教育学	28	4	31	4	32	3	30	5
	基礎看護学	10	3	22	6	16	4	20	4
	地域・精神看護学	33	5	35	5	25	4	41	5
	母性・小児看護学	12	3	11	2	21	4	18	6
	成人・老年看護学	12	5	14	6	24	6	19	6
臨床検 査学科	生体情報学	1	1	3	1	2	1	3	2
	基礎検査学	—	—	1	5	1	5	1	3
計		96	21	117	29	121	27	132	31

4. 愛媛県・市町村・各種関係団体の理事・委員等としての活動

教員の地域貢献の一つとして、愛媛県や各市町村、関係団体などの保健医療福祉分野から要請を受けて、各種委員会・審議会・職能団体などの審議委員・理事・委員としての活動を行っており、延べ 50 件におよぶ役割を担っている。

主なものを列記すると、愛媛県関係では、愛媛県高齢者保健福祉計画等推進委員会、愛媛県医療費適正化検討委員会、愛媛県介護保険審査会、愛媛県環境審議会、愛媛県立中央病院臨床倫理問題検討部会などの委員に 12 件、市町関係では、松山市社会福祉審議会、松山市建築審査会、松山市衛生検査所精度管理専門委員会、西条市介護保険事業計画策定委員会、砥部町行財政改革推進委員会などの委員に 13 件、関係団体では、愛媛県看護協会・愛媛県臨床衛生検査技師会・愛媛県医師会・日本助産師会愛媛県支部などの役員・委員などに 13 件、NPO 法人・ボランティア組織では、障害児・がん・災害時救援団体などの理事・隊員などに 4 件などが挙げられる。

各教員は、教育・研究活動に支障のない限り、休日なども含めて積極的に活動に参加しており、活動分野及び参加教員数は年々増加し地域に浸透している状況にある。

本学の《地域に開かれた大学》としての使命を認識し、地域交流センターの活動とも連携させながらさらに発展させていくことが重要と考える。

5. 地域への施設開放状況

地域住民の理解を得、地域に開かれた大学となるためには、多くの住民が大学を訪れるようにすることが肝要であり、その一環として、教育研究に支障がない範囲で地元の自治体などが主催する事業に施設を開放している（表7-11）。平成18年度から利用されているストレッチ教室は、週1回の定例行事として定着し、地元の中高年の人々と学生たちとの相互交流にも発展できそうである。

表7-11 施設開放状況

年度	開放施設	利用機関	利用目的	利用期間	利用人数
17	運動場	愛媛県	サッカー観戦者用 駐車場	1日	200台
	体育館 運動場	砥部町	ウォーキング大会	1日	70名
18	体育館 運動場	砥部町	ストレッチ教室	毎週金曜日 (5～7月)	60名/回
	運動場	砥部町	ウォーキング大会	1日	60名
	運動場	日本少年野 球連盟	松山クラブ野球練習	3日	65名
	体育館 運動場	砥部町	ストレッチ教室	毎週火曜日 (9～11月)	60名/回
	体育館 運動場	砥部町	ストレッチ教室	毎週火曜日 (1～3月)	80名/回
19	地域交流 センター 運動場	とべ子育て 支援団体「ぼ っかぽか」	子育てつどいの広場	第1月曜日 (19.5～20.3)	親子10組/回
	体育館 運動場	砥部町	ストレッチ教室	毎週金曜日 (5月～9月) 毎週火曜日 (10月～3月)	80名/回
	運動場	砥部町	ウォーキング大会	1日	80名

【点検・評価】

1. 社会との交流を推進するシステムの充実度

開学と同時に開設した地域交流センターは、大学案内やホームページなどによる広報活動、公開講座などを通して徐々に地域住民や関係者に浸透し、本学の社会との交流窓口としての役割を果たすことができている。地域交流センターについては、受験生や保護者等にも本学の特色の一つとして認識されるようになっており、PRの成果が出てきているといえる。

今後の方向として、地域交流システムと学生の教育との結びつきの強化、地域との交流拠点としての機能のさらなる浸透などに努力していく必要がある。

図書館の利用システムや利用状況については後述するが、短期大学時代から広く関係職種に公開していたこともあって、年々利用者数や利用頻度が高くなっており、保健医療職や学生等の教育研究活動に有効に利用されているといえる。しかし、一般住民の利用については地元の一部の人々に限られており、開館時間や貸し出し要件などについて、より利用しやすい体制づくりを検討する必要がある。

体育館・運動場などの施設利用については、徐々に地元砥部町を中心に増加しており、継続的に利用されるようになってきたが、未だ利用頻度も利用している対象も限られている。大学の地理的条件も影響するが、健康づくりなどに利用できる施設として浸透を図る必要がある。

2. 地域交流センターの活動状況

(1) 人材育成機能

①地域住民を対象とする公開講座は、毎年夏季休業期間などを利用して開催しており、本学教員の専門性を活かしたプログラムは受講生から好評を得ている。毎年受講を継続する住民も増加しているが、さらにニーズ調査などにに基づき住民に関心の深いテーマを取りあげることにより受講生の拡大を図ることが必要である。また、地形的に東西に長い本県の特徴を考慮し、東予地区・南予地区での開催なども工夫し浸透させていく必要がある。

②専門職を対象とした継続研修は、専門職の研修ニーズに応える意義と同時に、大学を身近な教育研究機関として認識してもらう機会にもなり、共同研究の取組みに発展した事例や出前講座の要請にも結びついている。

しかし一方で、学生の教育との関係から休日開催が多くなるため、開催回数の限界、教員の負担の問題などもあり、効率的・効果的な開催に向けての検討が求められる。

また、平成19年度に県内医療機関を対象とした本学に対するニーズ調査では、卒業教育や研究指導に関する支援の要望が強く出されていることから、県内の保健医療機関と連携しての計画的・組織的な活動基盤づくりを検討していく必要がある。

(2) 調査研究機能

県や市町の要請を受けて実施した調査研究は、各々行政施策の中に活用されているが、これらの活動は目的達成をもって取り組みを終了しており、継続的な関わりに発展していない。また、教員側から積極的に医療現場や行政機関などに研究テーマの提案をするなどの働きかけはできていない。県立の大学としては、政策形成に有用な調査研究の実践機関として役割を果たすことも重要であり、県内の保健医療の動向も見据えながら、ニーズ調査などを積極的に行い、シンクタンク機能を担うことができるよう研究機能を高めていくことが必要である。

また、平成 18・19 年度に実施した砥部町住民に対するニーズ調査においては、大学や交流センターの活用に関する意見や相互交流の要望も示されており、地域住民と大学が共同で取り組める活動を早急に具体化していく必要がある。

(3) 指導・助言機能

各年度の実績では、メール、電話による相談や面談による個別指導、大学での定例学習会、病院へ出向いて複数のスタッフと意見を交換しながら指導に当たるなど、継続した指導・助言が行われており、専門職の交流の場としても大学が機能している。

開学当初は、時間を設定して相談窓口を開設したが、時間の調整などが難しく有効に機能しなかったことから、当面現行の方法を継続しながら、さらに利用者層の拡大に向けてホームページでのPRなどに努めるとともに、新たな取り組みとして、卒業生に対する大学側からの積極的な発信や相談支援にも取り組んでいく必要がある。

(4) 情報発信機能

リーフレットの作成および専用ホームページの公開により、県内外に向けて大学やセンターの機能について情報を公開している。しかし、公開講座などでは参加者から一定の評価を得ているが、全体として大学利用が大幅に伸びているとはいえ、情報発信の方法や内容について改善を重ねてきている。教員の専門分野の公開についても、当初はテーマのみの公開であったが、研究テーマや研究内容・成果、教育内容、社会的活動、講演可能なテーマ、連絡方法などについて、参加者が利用しやすい情報発信を目指してホームページを中心に改善を進めている。

また、情報発信の在り方については年々新たな方法を検討し、地域行事への参画、HPを活用した人材情報提供などを積極的に行っている。中でも砥部町の行事である「スポーツまつり」への参加は、健康・医療など大学の特徴を具体的に公開できる場として効果があり、学生のボランティア参加なども住民と接近を図るうえで有効であった。

3. 教員の教育研究成果の社会への還元状況

教員が教育や研究活動を通して蓄積している能力を社会に還元する方法として、地域の

関係職種や住民に対する研修会・講演会などの取組みがあるが、各教員は教育研究活動との調整を図りながら積極的に活動しており、年々件数及び日数の増加をみている。

特に、県の保健医療関係機関、看護協会、臨床検査技師会、保健医療福祉関係団体などの研修等に継続的に関わっており、その役割を積極的に果たしているといえる。

また、県立図書館や教育機関等との共同事業の企画も増加しており、中高校生や住民の健康づくりに対しても一定の貢献をしていると評価できる。

今後は、講演など1方向での活動に止まらず、相互交流を通しての共同研究に発展させるなど、実践現場と教育研究機関が連動した取組みが必要と考える。

4. 大学の施設設備の開放状況

運動場や体育館を中心に、地元砥部町などの利用があるが、住民に身近な大学として日常的に交流できているとは言いがたい。平成 18 年度からは、砥部町の運動指導の会場として、19 年度からは子育て支援グループの集いの場として、定期的に利用されるようになっており、学生たちにとっても好影響をもたらしている。

未だ一部の利用者に止まっているので、利用規定なども見直ししながら、地域に開かれた大学としての使命が果たせるよう、利用の拡大を検討する必要がある。

【将来の改善に向けた方策】

1. 社会との交流システムの充実

①平成 19 年度から地域交流システムと学生の教育とのコラボレーションがスタートしているが、地元自治体と積極的な意見交換を重ねながら、さらに計画的、積極的に推進する。

②地域交流センター、図書館、体育館などについては、規定に基づいて利用されているが、さらに地域社会に貢献できる大学づくりを目指して、法人化に伴う組織の見直しを図りながら、休日利用・利用時間延長などの体制整備、規定の見直しを行うとともに、地域開放についてのPR活動を推進し、利用の拡大を図る。

2. 地域交流センター機能の充実

①教員の専門的な能力を最大限活用して、人材育成機能の更なる充実を目指して現行の活動を強化するとともに、愛媛県や市町村、各種関係機関との共同研究を促進し、将来的には、教員の研究領域を活用したシンクタンク機能の遂行を指向して研究機能を高め、情報を発信していく。

②平成 20 年 3 月に第 1 期生が卒業し、保健医療の場で活動をスタートしている。職場に適応し専門職として力量を高めていく過程への支援として、地域交流センター及び教員の協力体制により、卒後教育や情報交換の機会を継続的に企画・実施する。

第8章 教員組織

【目標】

本学設立の趣旨及び教育理念・教育目標を達成できるように、教育研究のための教員組織を確立し、継続的に整備していくことを目標とする。

具体的には、①教員定数を確保すること、②教員の募集・任免・昇任を適切に実施し、主要な授業科目に質の高い専任教員を配置すること、③教育研究の専門性、年齢構成等に偏りがないように配置すること、④演習・実習を展開するための教育研究支援体制を整備し、担当教員と連携して教育活動を推進することである。

【現状】

1. 教員組織

本学の教育理念、教育目標ならびに教育課程の特徴に適合するように教養教育及び専門教育の教員を組織した。

1) 教員組織

本学の教員定数は、学長・学部長を含めて59名で、平成20年5月現在、55名の専任教員が在籍し、学生の教育・指導に専念している。その後の経過として、予定していた1名は10月に着任し、欠員となっていた3名についても、公募により選考を行い、平成21年4月からの採用が内定している。

学部の学生収容定員は340名（看護学科260名、臨床検査学科80名）で、専任教員1人当たりの学生数は7.23人である。

平成20年5月現在の学長を除く学部専任教員は54名で、その構成は、教授16名、准教授9名、講師12名、助教9名、助手8名であり、助教以上の専任教員の現員数は47名、専任教員に占める教授の割合は、34.0%である。開学当初から大講座制を採用しており、各講座・専門領域別に教授を配置し、授業科目や実習内容を勘案して講座の教員数を定めている（表8-1）。

なお、学校教育法の一部改正に伴い、平成19年度には助教授を准教授に職名を変更し、平成20年度からは、助手の中から「助教の選考基準」に基づいて助教への昇任選考を行った。また、平成20年度以降は、助手の新規採用は行わないこととし、現助手については、選考基準に到達した段階で助教への昇任を検討する予定である。

2) 専任教員の配置状況

学部の教員配置状況は表8-1のとおりで、1講座6～9名の教員を配置し、教育活動・研究活動を行っている。講座の構成は、看護学科では、主として全学の基礎科目・専門基礎科目を担当する基礎教育講座と、看護の専門分野を1～2領域担当する4講座（基礎看護学、地域・精神看護学、母性・小児看護学、成人・老年看護学）からなり、臨床検査学

科は、教員の専門性により生態情報学分野と基礎検査学分野の2講座からなっている。

日常の教育活動は講座毎に展開している部分が多いが、教育内容や課題に応じて、関連する教員が講座を超えて協力し合っている。

表8-1 教員組織の概要

所属(学科・講座名)	教授	准教授	講師	助教	助手	計		
学 長	1					1		
学 部 長	1					1		
看 護 学 科	基礎教育	3	1	2	0	0	6	
	基礎看護学	1	0	3	2	1	7	
	地域・精神 看護学	2	1(1)	2	2	1	8(1)	(1) は10月着 任(外書)
	母性・小児 看護学	2	2	1	0	3	8	講師1助教1 公募中
	成人・老年 看護学	1	2	1	1	3	8	講師1公募中
臨床検 査学科	生体情報学	3	1	2	2	0	8	
	基礎検査学	3	2	1	2	0	8	
	17	9(1)	12	9	8	55(1)		

3) 授業科目への専任教員配置状況

全授業科目のうち、専任教員が担当する科目とその割合は、表8-2のとおりである。

表8-2 専任教員が担当する授業科目の割合

区 分	科目群別 授業科目数	専任教員 担当科目数	専任教員 割合(%)
基礎科目	35	13	37.1
専門基礎科目	34	22	64.7
専門科目(看護)	50	47	94.0
専門科目(臨床検査)	41	34	82.9
計	160	116	72.5

本学で開講している160科目のうち専任教員が担当する科目は116科目で、全体の72.5%を占めている。科目群別にみると、基礎科目のなかで教養科目として提供している文系科目や語学については非常勤講師に依頼している科目が多い。専門基礎科目及び専門科目では専任教員の担当科目が多くを占めており、特に看護学科の専門科目においては94.0%を専任教員が担当している。

看護及び臨床検査の専門職を養成するという本学の教育目標に沿って、できるだけ専任の教員を確保し、入学後の早い時期から主体的・継続的に学習できるように体制を整えている。

4) 教員の学位取得状況

教員の学位取得状況をみると、表 8-3 に示すとおり、博士の学位は 40.0%が、修士の学位は 43.6%が取得しており、83.6%の教員が修士以上の学位を有している。

職位別では、教授で博士の学位を持つ者が最も多いが、助教以上の教員のほとんどが博士又は修士の学位を有している。

表 8-3 教員の学位取得状況 H20.5 現在

	博 士	修 士	学 士	計
学 長	1			1
学部長		1		1
教 授	10	4	1	15
准教授	3	5	1	9
講 師	6	5		11
助 教	2	7		9
助 手		2	5	7
計	22	24	7	53

注：学位は最終学位のみを記した

5) 専任教員の年齢構成

専任教員の年代分布は表 8-4 のとおりで、教授の年代は 40～60 歳代、准教授は 40～60 歳代、講師は 30～60 歳代、助教は 30～50 歳代、助手は 20～40 歳代となっており、平均年齢は職位により 4～5 歳程度の年齢差が認められる。

表 8-4 専任教員の年齢構成

	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	計	平均年齢
教授			4	7	6	17	56.0
准教授			3	5	1	9	51.6
講師		1	7	3	1	12	47.1
助教		5	1	3		9	42.6
助手	1	6	1			8	36.5
計	1	12	16	18	8	55	48.3

註：学長、学部長は教授の人数に含む

6) 教員組織における女性教員の占める割合

本学の教員 55 名のうち 36 名が女性教員で、全教員に占める割合は 64.9%である。女性教員が多いのは、本学が看護学科を有することによるもので、看護学科では基礎科目を担当する教員を除いて大部分が女性である。他方、臨床検査学科には男性教員が多い。

7) 教員間における教育課程の連絡調整状況

教育課程に関わる教員間の連絡調整のための主要な組織として、表 8-5 に示すものが挙げられる。これらの他に学科別教授会、学科別実習委員会、各講座内連絡会議などを随時開催し、教育内容やそのすすめ方について情報交換や調整を行っている。

教育課程の運営に関する事項は原則として教務委員会が所掌し、教授会で報告・協議が行われるが、これら常設の委員会活動以外にも、学科の特性によって小委員会やワーキングを設置するなど運営の円滑化を図っている。

平成 19 年度は、大学の完成年度を迎えて 4 年間の教育を点検・評価し、教育理念や教育目標、教育課程の見直しを図ることを目的にカリキュラム検討委員会を設置し、平成 21 年 4 月からの保健師助産師看護師学校養成所指定規則一部改正（カリキュラム改正）への対応を含めてカリキュラム改正の検討を行い、改正案について平成 20 年 11 月、文部科学省の承認を得た。

表 8-5

名 称	構 成 員	開催頻度
教授会	講師以上全教員（他はオブザーバー）	定例は月 1 回
教務委員会	教務委員（教員 5 名、事務職 1 名）	定例は月 1 回
カリキュラム検討委員会	学長指名の委員 10 名	目的達成まで随時
実習安全委員会	実習安全委員(教員 6 名、事務職 1 名)	随時

2. 教育研究支援職員

1) 実習を伴う専門科目における教育研究支援職員の整備状況

本学は、看護職及び臨床検査技師の資格取得を目指す大学であり、教育の性質上実習科目が多いのが特徴である。看護学科では、病院・施設・地域などでの学外実習が 26 単位（助産学選択者は+6 単位）あり、直接住民や患者と関わる体験も多いことから、実習指導体制の整備は重要な課題である。また、臨床検査学科においても、学内実習 16 単位、学外実習 8 単位、計 24 単位と長期にわたる実習を行うため、その体制整備は重要である。

本学の場合、教育研究支援職員の役割を負う職種として、助教・助手が該当すると考えられるが、実習を担当する各講座には 2～4 名の助教及び助手を配置しており、単位認定教員と協力して実習指導に関わる体制を整えている。

また、学内演習・学内実習においても、少人数によるグループ学習を数多く導入し、単

位認定教員を中心に、助教・助手を含む複数教員による教育を展開している。

実施に当たっては、計画の段階から関係教員等で打合せを十分に行い、目標の共有や教育方法の統一を図っている。

2) 外国語教育及び情報処理関連教育における補助体制

外国語及び情報処理関連教育は、いずれも少人数クラスで教育しており、必要に応じて助教・助手の協力を得ているが、常時、教育研究支援職員を配置する必要性はみられない。

3. 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

本学は、平成 16 年 4 月、学長、学部長を含む 57 名の教員で開学し、大学設置申請時の採用計画に基づいて翌年 4 月に教授 1 名を採用、基礎看護学の教授 1 名を除いて、定数 59 名のうち 58 名を確保することができた。

教員の採用及び昇任の選考に関しては、「愛媛県立医療技術大学教員の採用及び昇任の選考に関する規程」及び「愛媛県立医療技術大学教員の採用及び昇任の選考内規」を定め、選考基準は、概ね大学設置基準に定める資格要件に沿って定めている。選考においては、規程等に基づいて履歴書、教育研究業績書の提出を求め、必要に応じて面接を行うなど適切に運用している。また、採用の手続きについても明確に規定している。

候補者の募集は原則公募としており、選考は、教員選考委員会の審査を経て教授を構成員とする教授会で選考している。

開学から 4 年間の退職者については、その都度規定に基づいた公募を行い、適任者を選考のうえ採用しており、長期間の欠員は生じていない。

教員の昇格については、退職教員の補充に際して本学教員が公募に応じる形で審査を受け、3 名の教員が昇格した。平成 20 年 4 月には、助教制度の創設により助手から助教へ 9 名が昇格した。

4. 教育研究活動の評価

教育評価としては、講義・演習・実習について学生の授業評価を実施し公表している。

教員の教育研究活動については、毎年度、各人が自己点検・自己評価を行い自己点検評価委員会に提出するとともに、公的財団研究助成、著書、論文投稿、学会発表、講演活動等については、毎年度発行する「研究活動目録」に掲載・公表している。また、地域の保健医療福祉に関わる専門職や住民を対象とする人材育成・調査研究・指導助言等の活動についても、「地域交流センター活動報告書」に活動実績を報告しており、年 1 回印刷物として公表している。

しかし、これら教育研究活動の実績を教員の待遇や昇進などに反映させるための評価方法や評価基準については、現在のところ作成していない。

教員の採用に当たっては、教育公務員特例法に基づく愛媛県立医療技術大学教員の採用及び昇任の選考に関する規程に従い、履歴書・教育研究業績書及び面接による選考を行っており、教育研究能力及び実績について配慮された選考基準であると考えている。

5. 併設短期大学との関係

本学には短期大学は設置していない。

【点検・評価】

1. 教員組織

1) 学部・学科の教員組織

本学の教員組織は、開学当初から本学が教育理念として謳っている「質の高い実践者の育成」を目指して、大講座制での教育研究活動を実施してきた。小講座ではなく大講座を教員組織の最小単位とすることにより、複数の教員による日常的な協力関係や切磋琢磨が有効に働くことを期待している。各教員は、講座内において授業内容や方法に関する検討、教育を支える研究活動などに積極的に取り組んでおり、特に看護系の講座で顕著である。しかし、基礎教育講座や臨床検査学科の講座では、個々の教員の専門性の違いが大きいこともあって、相互の連絡調整以上の連携は難しい状況が認められる。

全体としては、講座や専門の枠組みを意識しながらも小規模大学のメリットを生かして、学科や講座を超えた教育研究体制が組み立てられており、早急に組織の見直しに迫られているとは考えない。今後、大講座制のメリット・デメリットを評価し直し、必要に応じて改善策を講じる等の方向が考えられる。

2) 教員定数の確保

本学の専任教員は、平成 20 年 5 月現在 55 名が在籍しているが、看護学科・臨床検査学科ともに「大学設置基準」に定める必要数を上回って確保しており、同一規模の公立大学と比較しても遜色ない。平成 20 年 3 月末での退職希望者 10 名、定年退職者 1 名、19 年度中からの欠員 2 名をあわせて計 13 名について学内外へ公募を行った結果、学内昇任を含め、平成 20 年 4 月 1 日の時点で 1 名を除いて確保することができた。

平成 20 年度においては、欠員の 1 名と学内昇任により空席となった 2 名の計 3 名について公募を行い、現在は応募者に対する選考も終え、平成 21 年 4 月からの採用が内定している。

全国的に看護関係の学部学科が依然として増加しており、他方、医療現場での経験を積んだ看護師の不足なども相俟って、専門領域によっては、欠員となった教員の確保が容易でなく時間を要するものもあるが、関係領域とも連携して確保に努力している。

教員確保の問題は、本学のみではなく全国的な課題であり、対応の必要性は認識しているが、直ちに有効な方策を見出すことが困難な状況である。

3) 専任教員の配置状況

授業科目への専任教員の配置状況は、専兼比率にも示すとおり 72.5%を専任教員が担当しており、専門科目では特にその比率が高い。本学は、医療系の2学科を持つという特性から教員の専門性の範囲も広く、専門基礎科目も含めて専任教員が担当できることから、学生の日常の学習活動を継続的に支援できるというメリットにも繋がっている。

基礎科目については専任教員による担当比率が37%と低い状況にあるが、総合大学と異なり、文系教養科目や語学などについて幅広い科目を学生に提供するには、学内の教員がカバーできる範囲に限られることは止むを得ないことである。このような状況ではあるが、英語・理科系科目・情報関連科目・心理学など大半の必修科目は専任の教員が担当しており、非常勤講師ではなかなか難しい入学生のレディネスに合わせた初年時教育や補習の試みも実施できている。これらのことから、専任教員が教育の全体像を把握しながら、教育目標に沿って主体的に教育を展開している状況にあるものと判断する。

4) 教員の学位取得状況

教員の学位取得状況は、85%が修士以上の学位を有し、現在在学中又は論文作成中の者を加えると90%を超えており、教員の質は一定の水準を確保できている。しかし、大学としては、全教員が上位の学位を目指すこと、学位取得後も継続して教育研究に取り組むことを課題としており、この方向で教員を支援するための具体的な環境づくりは今後の課題である。

5) 教員の年齢構成

専任教員の年齢構成は、20代2%、30代22%、40代29%、50代33%、60代14%で、職位によって階段状に構成されており、全体としてはバランスが保たれている。しかし20代30代の若い層が少なく、学科別にみると、臨床検査学科では、前身の短期大学時代から継続している勤務年数の長い教員が多いこともあって、平均年齢が53歳を超えており、50代の助教が3名いるなど、人事の硬直化の影響が見られる等の問題が指摘できる。将来を見据えた対策が必要であるが、直ちに有効な方策を見出せない状況である。

男女比については、専門領域の特殊性から女性の占める割合が高いのは当然といえる。

6) 教員間の連絡調整

教員間における教育課程の連絡調整については、教務委員会、教授会、学科単位の組織などを駆使して円滑に実施できている。新たな課題が生じた場合は、カリキュラム委員会をはじめ特別委員会やワーキングを組織して検討するとともに、全学的な認識や取組みへと発展させるよう努めており、各教員が関心を持って役割を担うように対応している。

小規模大学という特性から、各教員が複数の委員会やワーキングなどに属するため、会議や資料の作成などに多くの時間を割くことになり、教育研究活動への影響も懸念される

ので、委員会の全体的な見直しや効率的な会議運営について検討が必要である。

2. 教育研究支援職員

看護学科・臨床検査学科ともに、教育内容の特徴から実験・学内演習・実習を伴う科目や臨地実習が多く、特に本学の場合、実践力のある専門職の育成に力を注いでいることから、実習指導に関わる体制は重要である。平成 20 年 5 月現在、教育研究支援職員に該当する助教・助手を看護学科 13 名、臨床検査学科 4 名配置し、各講座 2～4 名で実験・実習に関わっているが、特に看護学科では、臨地実習施設の状況も考慮した上で、指導体制として原則「学生 5 名対教員（助教・助手を含む）1 名」で専門領域別にローテーション実習を展開しているため、教授を含む全教員が実習指導に出向いている状況があり、講義や会議等で実習施設を空ける場合の調整などの課題もあることから、支援職員が充足されているとは言い切れない。

しかし、他大学と比較しても助教・助手の数は平均的であり、現有の教員数で効率的な実習指導体制を工夫・調整しながら指導に当たっている。

教員と教育研究支援職員との連携・協力関係については、担当者間で十分な協議が為されており、適切に実施できていると判断する。

3. 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

退職教員が生じた場合の教員の採用は、規程に則って公募による選考・採用を行うこととしており特に問題はないが、看護系教員の場合、大学の急増とも相俟って新たな教員の確保が困難な領域もあることから、公募や採用の方法についての対応が必要である。しかし、職階に必要なとする条件を下げてまで応募人数を増やそうとの意見は少なく、現状では適切な応募者を増やすための有効な具体具を策定し難い状況にある。

教員の昇格については、開学 4 年を経て学位を取得した者や教育・研究業績を蓄積した者も認められるので、定員の枠を考慮しつつ、一定の基準に従って教員の昇格について今後検討していく必要がある。

4. 教育研究活動の評価

教員の教育研究活動の評価については、これまで学内の競争的研究費の配分などにおいて協議事項として議論されてきたが、評価方法や評価基準の設定などの合意ができるまでに至っていない。教育・研究・地域貢献・大学運営など多面的に評価項目を設定し、透明性のある教員評価を行うことは、教員の士気を高め、教育力の向上や研究の活性化にも繋がると考えられ、法人化に際して必要な事項であり、検討を進める必要がある。

【将来の改善に向けた方策】

本学は県立の大学であり、現在は県の 1 組織として位置づけられているが、平成 22 年

度を目途に法人化の検討が進められており、点検・評価で課題としている事項についても法人化を改革の機会と捉えて方向性を議論していく予定である。

1. 教員組織について

大講座制での4年間の運営を学科単位・講座単位などで具体的に評価し、メリット・デメリットを整理したうえで新たな組織の構築に向けて提案を行っていく。

教員が教育研究を推進するうえで多様な役割を担っている状況に対しては、大学全体の組織や委員会のあり方の見直しに合わせて、教員の担当分野や役割を明確にし、業務の効率的な推進を図る。

2. 教員の昇格について

退職などによる教員の欠員補充としての昇任のみでなく、本学での教育研究業績を的確に評価し、個々の教員が基準に即して昇任できる仕組みを検討する。

3. 教育研究活動の評価について

地方独立行政法人法においても職員の給与等について勤務成績を反映させることが謳われており、教育・研究・地域貢献・大学運営などについて合理的・客観的な評価基準の設定や評価方法について検討を始めており、透明性、公平性を確保するためにも教員や関係者との意見交換を十分行い、制度の構築を推進する。

第9章 事務組織

【目標】

本学の理念、教育目標に基づく教育研究を円滑かつ効果的に行うことができるよう教学組織を支援することのできる組織の構築を事務組織の目標とする。

具体的には、①大学規模に合致した人員数で構成される組織であること、②教育研究組織と連携協力関係を確立すること、③大学固有の教務、学生支援業務等に精通し、教育研究組織と一体となって大学運営に参画することのできる資質を有する職員を養成することである。

【現状】

1. 事務組織の構成

事務局長の下に総務課及び学務課の2課を設置するとともに、図書館に司書2名を配置しており、各課及び図書館の人員配置及び事務分掌は、次表(表9-1)のとおりである。

職員は、一般事務のほか、現業用務(ボイラー等施設設備管理、文書通送等)、学内委員会の処務など多岐にわたる業務を担当している。

表9-1 事務組織の人員配置と事務分掌

組 織	人 員 配 置					事 務 分 掌	
事務局長	1					事務管理総括	
総務課 総務係	年度	16	17	18	19	20	① 公印の管理に関すること ② 文書の管理に関すること ③ 職員の人事、給与及び服務に関する こと ④ 予算、決算、その他会計事務に関する こと ⑤ 財産の管理に関すること ⑥ 教授会に関すること
	正職員 (内業務員)	6 (1)	6 (1)	5	5	5	
	臨時職員	2	1	2	2	2	
	計	8	7	7	7	7	

学務課 教務係 学生係	年度	16	17	18	19	20	① 学生の募集、入学、休学、転学、留学、退学、除籍、復学及び卒業等に関する こと ② 学籍簿その他学生の諸記録に関する こと ③ 教育課程に関すること ④ 学生の教科履修に関すること ⑤ 学生の諸届及び諸証明に関する こと ⑥ 学生の奨学金に関すること ⑦ 学生の保健衛生、福利厚生に関する こと ⑧ 学生の就職に関すること ⑨ 学生相談に関すること
	正職員	7	6	6	6	6	
	臨時職員	2	2	2	2	2	
	計	9	8	8	8	8	
図書館	年度	16	17	18	19	20	① 図書の受入れ及び管理保管に関する こと ② 図書の閲覧及び貸出しに関する こと。 ③ 図書の調査及び紹介に関する こと。
	正職員	2	2	2	2	2	
	計	2	2	2	2	2	

2. 事務組織と教学組織との関係

事務局において、教授会をはじめ、学内各委員会の事務処理、法令解釈等を担当するとともに、各種委員会の運営に事務局職員も参画し、教学組織と連携協力しながら日常の大学運営に携わっている。

教授会においては、事務局長に発言が認められており、係長以上の事務局職員も出席して、重要事項の審議・決定に関する理解を共有している。

また、大学の管理運営事項及び将来構想を審議する企画会議においては、事務局長が構成員となっているほか、会議には管理職職員3名が出席し、側面的に支援、関与する体制を構築している。

事務局職員は上記の管理運営に係る組織の構成員として教学組織と関わるのみならず、日常の教務関係事務、学生支援業務、広報業務等教員と一体となって取り組んでいる業務も少なくない。ただ、事務局職員の長年培われた県の行政職員としての観点と大学教員の教育・研究者としての観点との違いにより、物事に対する認識が必ずしも一致するとは限らないため、大学運営の全ての面において事務・教学組織が常に有機的一体性を発揮している状況にあるとまではいえない。

3. 事務組織の役割

事務局の事務分掌については、前述(1. 事務組織の構成)のとおりであり、予算・会計、人事、施設等財産の管理、教務関係事務、学生支援業務などを担当するほか、学内各委員会における調査・審議事項について、法令や学内規程及び予算執行との整合性を図ることなどを担当するとともに議事録作成、連絡調整等の処務を行っている。

教学に関しては、各種データ収集管理、施設の使用管理、経費支出手続き、非常勤講師との連絡調整、各委員会における協議事項の事前準備等、教学組織に対する事務局職員の側面的な支援は様々な場面で行われており、補佐機能としての役割は十分果たしていると考えている。

このように、教学に関する補佐機能を担う組織としては現体制で問題ないと考えているが、現在、県の人事異動の一環で一般行政職員が本学事務局勤務となる体制のもと、加えて短期間の配属期間中に、教学に関しての補佐機能だけでなく、企画・立案に関与するまでの専門的な知識・能力を事務局職員に要求することは難しいと考えている。

また、事務局職員は、予算編成、大学と設置者である県との意思疎通及び連絡調整等に関して教員を主導するとともに、学内委員会等各会議へ参画することにより、学内の意思決定システムの中において事務局としての役割を果たしている。

伝達システムに関しても、学内 LAN 及び教員用メールボックスを活用し、学内への各種情報伝達も速やかに行われており、事務局の活動は適切と考えている。

国際交流については、留学生の受け入れ実績はなく、外国語に堪能な事務局職もおらず、従って国際交流等の専門業務に精通している事務局職員もいないことから、体制自体も構築されていないが、現時点では止むを得ないものと考えている。

現在は大学も県行政組織における地方機関のひとつであることから、大学独自で経営面について審議する権能は有していない。

4. 大学院の事務組織

本学は大学院を設置していないため、この項目には該当しない。

5. スタッフ・ディベロップメント (SD)

事務局職員の研修受講実績は、次表(表9-2、表9-3)のとおりであり、大学設置者の愛媛県が実施する職員研修に参加することにより、県職員としての資質・能力の向上を図るとともに、公立大学協会等が開催する研修会に出席し大学事務職員としての知識教養を深めている。

なお、本学FD委員会が実施した教員対象のセクシセク・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止研修会に事務局職員も参加している(18年度、20年度に実施)。

事務局職員は、県職員として受講を義務付けられている県実施の研修には必ず参加しなければならないこと、さらに大学事務局職員としての資質向上を目的とした研修にもでき

るだけ参加することが望ましいと考えているが、予算、日常業務の制約からすべての研修に事務局職員を参加させることは困難な状況である。

表9-2 設置者実施の職員研修（愛媛県研修所で実施）

研 修 名	年 度			
	16	17	18	19
部長次長級セミナー	○	○	○	○
財務会計オンラインシステム端末機操作研修	○			
ホームページ作成支援研修会	○	○		
中堅職員研修	○			
新規採用臨時職員研修	○		○	○
セクハラ・パワハラ防止啓発研修会		○		○
情報セキュリティ管理職研修会		○		
メンタルヘルスセミナー		○		
新旅費システム操作研修会		○		
新任課長補佐研修			○	
ステージアップ研修			○	○
心肺蘇生法講習会			○	
新任係長級研修				○

表9-3 公立大学協会等実施の職員研修

研 修 名	年 度			
	16	17	18	19
公立学校協会図書館協議会研修会	○			
公立学校協会図書館協議会研修会中国四国地区協議会研修	○	○		
入学者選抜試験実務担当者研修会	○			
地方独立行政法人セミナー	○			
大学変革シンポジウム	○			
公立大学法人化セミナー			○	○
日本看護図書館協会新人研修会			○	
中国・四国地区学生指導者研修会			○	○
甲種防火管理新規講習会			○	
目録システム地域講習会				○

【点検・評価】

1. 事務組織の人員数

県の財政事情及び県職員全体の定数削減計画を反映して職員数は必要最小限の配置となっているが、業務に停滞を生じることなく運営している。

県の一機関である以上、大学の規模・経営効率の観点から 現在の総務・学務の二課体制と現在員数の構成のもとで、事務局内の意思疎通の円滑化と相互支援体制の強化を一層図りながら、小規模組織のメリットを生かした運営を行うことが適切と考えている。

しかし、現在の活動に止まらず、事務組織も教学関係の企画・立案に教員と一体となって取り組むには、事務組織の人員増も検討課題のひとつと思われるが、これは法人化を待たねば解決できない問題でもあると認識している。

2. 教育研究組織との連携協力関係

日常の大学運営においては事務局職員と教員との連携協力関係に特に支障は生じていない。

県の人事異動により、一般行政職員が短期配置（2～3年間）される現在の体制は、業務習熟期間としては短期間に過ぎ、専門業務のノウハウを蓄積するには難しい面もあるが、その中であって、事務局職員は各種委員会委員として委員会活動に参画することに止まらず、委員長の業務を積極的にサポートするなど、現行でも大学運営に必要な連携協調関係は一定のレベルを継続、確保していると考えている。

3. 大学固有の事務に精通した職員の養成

教育研究組織と一体となって大学運営に参画するためには、県の行政職員としての知識だけでは及ばないところがあるため、県行政とは一線を画した大学の管理運営を学ぶ研修をはじめ大学を取り巻く諸情勢、文部科学省等国の動向・制度改正等の説明会、教務関係、学生指導・支援業務や進学指導業務に関する研修会や説明会等に事務局職員をできるだけ参加させ、大学固有事務に精通した職員の養成を図ることが必要と考えている。

しかし、これらの研修等も数多く開催されているため、その内容を精査、選択するとともに、従来は事務局職員が参加することを想定していなかった教員対象の研修についても職員の資質向上に役立つと判断されるものについては、予算、日常業務等様々な条件を勘案しながらではあるが、可能な範囲で職員を参加させ、大学事務職員として資質・能力の向上を図ることを検討しなければならないと考えている。

【将来の改善に向けた方策】

現在、設置者において大学の地方独立行政法人化の検討が進められている状況のもと、職員にも本庁兼務の発令がなされ法人化検討に参画していることから、法人化した際の

より複雑、高度な事務運営体制の構築に向けて研究・調査を行うこととしているが、今後、財務をはじめ各種システムの操作等、実務に習熟する方法についても検討しなければならないと考えている。

また、今後の法人化を見据えた中で、限られた職員数で事務局の機能強化を図るためには、個々の事務局職員の資質向上を図ることが最も肝要であると考えており、予算・日常業務との兼ね合いもあって、直ちに実行に移すことは難しい面もあるが、今後、大学管理運営業務、教学に関わる業務等、可能な範囲で各種研修会に事務局職員を参加させ大学事務に精通し的確に実施する職員の養成を図るとともに、県当局に対し事務局職員の現在の人事異動期間についての配慮も求める。

なお、法人化後は事務局職員の人員増とともにプロパー職員の採用も検討する必要があると考えている。

第10章 施設・設備

【目標】

教育研究目標を達成するために必要とされる施設・設備については、概ね開学の時点で整備されており、現時点で新たな整備計画は有していないが、施設・設備の大半は昭和63年開学の短期大学時代から継続使用しているため、経年劣化により、修繕や更新の要に迫られているものもあるため、今後計画的に修繕や更新を行うことを目標とする。

【現状】

1. 施設・設備等の整備

大学として必要かつ十分な校地・校舎のほか、保健師保健師助産師看護師学校養成所指により必要とされる機械器具及び臨床検査技師指定科目履修校として整備の必要な機械器具、カリキュラムに沿った教育を行うために必要な機械器具については、開学時に整備されている。

1) 校舎・校地等の概要

(1) 校舎・校地の規模

建物配置及び校舎・校地の規模は下図及び次表10-1のとおりで、総敷地面積は26,175㎡、建物面積は12,688㎡、運動場は7,500㎡の広さを擁している。

なお、同一敷地内に県立歯科技術専門学校（定員120名）が設置されている。

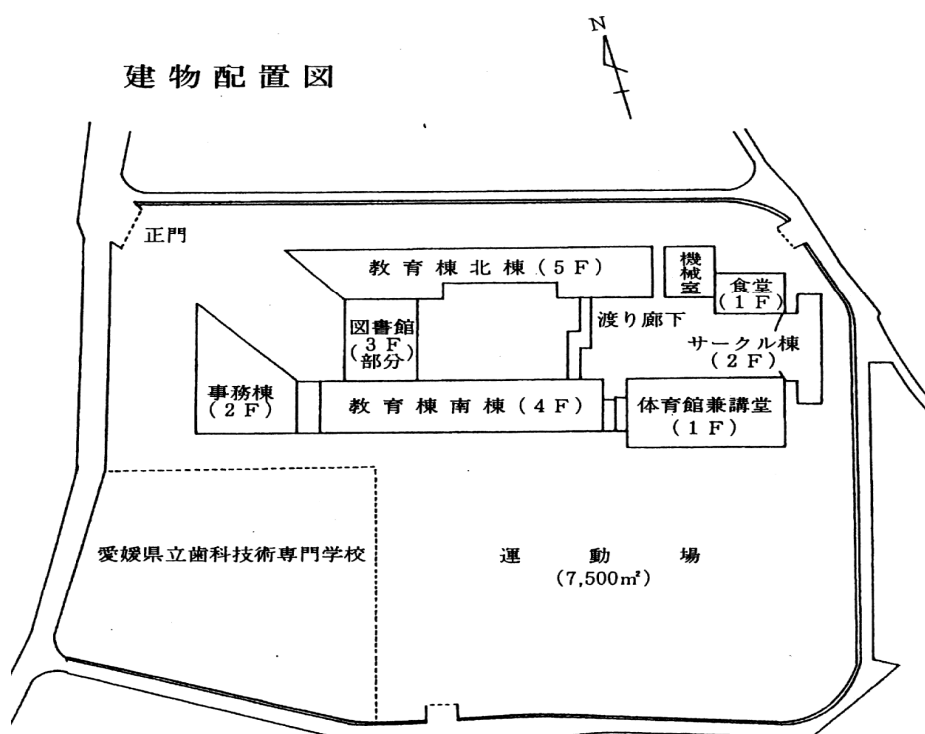


表 10-1 校舎・校地の規模

区 分	建物規模	建物面積	敷地面積	運動場
面積等	鉄筋コンクリート地上5階	12,688㎡	26,175㎡	7,500㎡

(2) 棟別概要

棟別の規模は、表 10-2 のとおりで、南棟・北棟には、講義室、演習室、実験・実習室、図書館、教員研究室等が配置されており、医療系の大学という特質から、演習室、実験・実習室を多く整備しているのが特徴である。

講義室は、180 人収容の階段講義室、100 人程度収容可能な合同講義等に用いる大講義室 3 室、30～60 人収容可能な講義室 8 室を設置しており、ゼミナールなどに使用する演習室も 7 室設けている。各室は、受講学生数や授業形態等により調整して使用しており、常に若干の空室を有している。

表 10-2 建物の棟別規模

区分	教育棟 南棟	教育棟北棟 (図書館を含む)	事務棟	体育館 (講堂)	サークル棟	食堂	その他	計
面積	3,928㎡	6,080㎡	1,027㎡	888㎡	290㎡	233㎡	242㎡	12,688㎡

2) 実験・実習室、情報処理機器の整備状況

学生用実験・実習室として基礎実習室等 15 室を、また、情報処理学習施設として学生用パソコン 46 台を配備した情報科学演習室 1 室を設けており、学生全員にパスワードを配布し、情報科学演習室のパソコンから校内 LAN を利用できるようにしている。

ただ、このパソコンの台数では、看護・臨床検査両学科の学生 (80 人) を対象とした授業を一度に行うことができないため、現在はクラス分けをして授業を実施している。

これについては、パソコン台数の問題だけではなく、学生数とそれに見合うパソコンの収容可能な規模の教室自体を有していないという施設上の問題があつて、現在の対応策しかとることができないということが実態であるが、現状で特に教育上支障は来たしておらず、教員、学生の双方からも改善を求める声もあがつてはいない。また、平成 21 年度からの新しいカリキュラムではパソコンを使用する授業も減少する予定のため、学生用パソコンを増設する計画は現時点では有していない。

実験・実習用の設備・機器については、4 年制大学への移行に併せて整備した機器もあるが、昭和 63 年の短期大学開設当初から使用している設備・機器が多く、修繕・更新等の必要に迫られているものが増加している。

平成 16 年の大学開学以降、更新した主要機器としては、分娩介助モデル(平成 16・18 年更新)、ICU 監視装置 (平成 17 年更新)、分光光度計、遺伝子増幅装置、クロマトチャンパー (平成 18 年更新) などが挙げられる。

また、短期大学時代にも短期大学開設 10 年を経た時点で、機器の更新を計画し、脳波計（平成 14 年更新）、分娩台、心電・心音・脈波計、超純水製造装置、超低温槽（平成 12 年更新）、超音波診断装置（平成 11 年更新）など主要機器の更新を行っている。

2. キャンパス・アメニティ等

白のタイル張りの外壁の建物と、煉瓦の趣のある褐色のタイル張りの通路が一体となって、瀟洒で落ち着いた雰囲気醸し出しており、中庭には人工池、その周囲に緑の樹木と木製のベンチを配し、アメニティに配慮した景観を作り出している。

教育棟の建物内部においても、実習室をつなぐ廊下にベンチや観葉植物を配置し、建物内部にもくつろぎの空間を設けている。

また、学生が授業を離れて学内で時間を過ごすことのできる場として、学生ホール、学生自習室、サークル室、自治会室及び食堂を設けており、情報科学演習室についても授業に使用している時間以外は学生に開放し、パソコンを自由に使用できるようにしている。

周辺環境への配慮としては、実験用排水を適切に処理するため、重金属を沈殿処理することのできる浄化槽を設置しており、実験・実習等で発生する医療廃棄物についても、適法に処理している。また、地元土地改良区との協議により大学敷地を取り巻く用水路の清掃を大学職員が実施しており、周辺道路の清掃活動も教職員・学生がボランティア活動として行っている。

昭和 63 年の短期大学開設に併せて、主要道路から本学への進入道路が整備されたことも、周辺の居住環境の向上に貢献したと考えている。

3. 利用上の配慮

身体に障害のある学生が支障なく勉学できるように、表 10-3 のとおり施設の整備を図っている。

キャンパス間の移動を円滑にするための交通手段の整備については、キャンパスが 1 箇所のため、その必要はなく特に対策を講じていない。

表 10-3 身体障害者へ配慮した施設の整備状況

施設	箇所数	整備場所
教室の整備（車椅子での使用を可能にするとともに障害者用机を整備）	4 室	講義室
身体障害者用トイレ	2 箇所	教育棟北棟 3 階、事務棟 1 階
エレベーターの段差の解消	2 基	教育棟北棟、南棟
身体障害者用駐車場	2 台分	駐車場
車椅子用スロープ	7 箇所	教育棟北棟・南棟、体育館、2 階 渡り廊下、食堂、学生ホール

4. 組織・管理体制

愛媛県立医療技術大学施設等管理規程を制定し、管理責任体制を明確にするとともに、各室等に管理責任者を置き、火災予防、物品の管理等について安全を図っている。

施設、設備の維持管理のうち、清掃業務については民間業者へ委託するとともに、維持管理業務に関しては定年退職した当該業務の経験豊富な職員を臨時職員として雇用し、施設・設備の維持管理に遺漏がないよう配慮している。

消防に関しては、別途、愛媛県立医療技術大学防火管理規程を制定し、規定に基づき防火管理者の指名、火元責任者の指定、防火対策委員会の設置、消防計画の策定、自衛消防隊の設置などを行っている。

また、消防設備及び保守状況は表 10-4 のとおりであり、消防法の定めるところにより、点検報告を行い、学生及び教職員の安全に配慮している。平成 19・20 年度には教職員、学生の合同消防訓練及び避難訓練を実施した。

衛生設備に関しては専門業者とポンプ、ボイラー等の保守点検業務委託契約を締結し、セキュリティについては警備会社に夜間（18：45～23：00）・早朝（6：30～8：30）の警備業務を委託し、警備員不在時は機械警備システムを導入している。また、エレベーターの 24 時間監視システムも導入している。

表 10-4 防火管理体制及び防火設備

設 備	内 容	点検回数
自動火災報知設備	受信機、表示機、煙感知機、電鈴、表示灯、消火栓連動起動装置ほか	年 2 回 (4 月、10 月)
消火器	粉末消火器、強化液消火器	
屋内消火栓設備	加圧送水装置、操作盤、屋内消火栓、連動スイッチ、表示灯、ほか	
誘導灯	避難口誘導灯、階段通路誘導灯	
避難器具	緩降機	
防火戸設備	操作盤、防火戸、防火シャッター、ほか	
自家発電設備	始動装置、自動制御盤、内燃機関、発電機、蓄電設備ほか	
ガス漏れ火災警報設備	受信機、検知器、中継機	
連結送水管設備	送水口、放水口	

【点検・評価】

- (1) 大学の校地・校舎は、2 学科 340 名が学習する環境として必要な広さが確保できしており、合同講義やゼミナール形式の授業が重なる場合は、教室の調整や時間割の工夫

が必要であるが、現施設で特に教育研究に支障を来す状況には至っていない。

しかし、看護・臨床両学科の学生を対象とした試験を一教室で実施するには、現在の合同講義室では手狭であるため、教員からはより大きい規模の合同講義室の設置を望む声があることは承知しているが、直ちに対応することは難しい。

また、学生委員会が学生対象に実施したアンケート結果から、『教室内にロッカーを設置してほしい』、『机を大きくしてほしい』等、学生からも様々な要望が出されており、これらも踏まえて今後の対応を検討する必要がある。

- (2) 施設・設備については、短期大学時代のものに継承して使用しており、平成19年度に空調設備中央監視システムの大型修繕を行うなど優先順位の高いものから対応しているが、校舎が築後20年余を経過していること及び平成13年の芸予地震の影響もあって、修繕を要する箇所も生じており、これらへの対応も検討課題となっている。
- (3) 備品・機器についても、短期大学開学時に整備されたものが大半であり、一部の機器については、教育研究ニーズに適合しなくなったことから、短期大学時代においても計画的に機器の更新を行ってきた。さらに、平成16年の4年制大学開学時には16年度から19年度までの4年間、4年制化対策費として備品購入費4,100万円を予算計上し、順次計画的に備品・機器の整備を図ってきたところであるが、更新を要する機器全てには対応できていないのが現状である。

今後も、厳しい財政状況の中ではあるが、最小の経費で最大の効果を挙げることを目指して対応することとしている。

- (4) 大学正門からバイク・自転車駐輪までの通路も大学構内の通路と同一のタイル張りのため、雨天時にはタイルが滑りやすく、バイクの安全走行に問題があることから、キャンパス・アメニティの形成とは相反することとなるが、安全確保を優先し、止むを得ず正門入口をセーフティコーン等で狭く制限して進入路を一部に限定し、進入する際にはスピードを落とさざるを得ないような対策を講じている。

上記措置では安全対策としては不十分であることは十分認識しているが、経費面の問題もあって抜本的な対策は今後の課題と考えている。

- (5) 施設・設備面での障害者への配慮については、予算面の制約もあり、教育棟の身障者用トイレが1箇所であるなど万全の支援体制とまでは言えないが、できる限り対応していると考えている。
- (6) 施設・設備等を維持・管理するための責任体制は各種規程に基づき確立されており、施設・設備の衛生・安全の確保を図るシステムに関しては、予算の制約を受けながらも、それぞれ整備されているものと考えている。

【将来の改善に向けた方策】

現在の施設・設備で教育研究に支障を来しているわけではないが、経年劣化の進行する施設・設備への対応は、年次進行とともに緊急度が増すことは十分認識しており、

県の厳しい財政状況を反映して県予算が毎年削減されるなかにあっても、施設・設備の維持管理経費、機器等の更新に要する経費については、必要な予算確保を県当局に要求するとともに、更新を要する機器については、優先順位を厳正に見極め対応することとしている。

バイク進入路の安全対策については、大学正門と一体の箇所であり、工事区域、景観保持、工法、経費等の多様な面での検討が必要なため、直ちに抜本的対策を講じることは難しいが、対応可能な手段を模索し検討を進めている。

第11章 図書・電子媒体等

【目標】

本学の教育理念・教育目標を達成するために、保健医療に関する教育研究活動に必要な学術情報環境、大学としてふさわしい教養を涵養する図書及び情報環境を整備し、その効果的運用を図ることを目標とする。

具体的には、①限られた予算を有効に利用するために、必要な蔵書や視聴覚資料について優先順位を検討し整備すること、②開館時間の延長など利用者の立場に立った設備や利用方法を工夫すること、③学術情報システムを整備し、他大学等関係機関との相互協力を図ることである。

【現状】

1. 運営状況

1) 運営

図書館の運営に関し必要な事項は、委員会規程に基づき図書館長を委員長とし、教員4名と事務局職員1名で構成する図書委員会において協議し、教授会の承認を経て決定している。

委員会規程による図書委員会の所管事項は、

- ①図書館の整備運営に関すること
- ②図書の購入計画に関すること
- ③その他図書に関すること
- ④学長が諮問した事項及び教授会が付託した事項に関すること

である。

図書館運営に従事するのは、図書館司書2名と臨時職員1名（6日/月）であり、開閉館時間に合わせて交替制勤務としている。

2) 図書館利用と学外への公開

本学の教職員及び学生以外に、調査・研究のために来館した学外者にも公開している。学外者への図書の館外貸出しは、本学卒業生（短期大学を含む。）や県内の大学・短期大学の学生及び教職員、県内の医療系・福祉系専修学校の生徒及び教職員、県内の医療関係者等を対象に実施している。館外への貸出冊数及び期間は、本学の教職員にあつては5冊以内3週間、本学学生は5冊以内2週間、学外者は3冊以内2週間である。

2. 図書・学術雑誌・視聴覚資料等の整備状況

蔵書数は平成19年度末現在で72,306冊である。表11-1に開学時から現在までの分野別の蔵書数とその変化を示した。医学分野の図書が約1/3を占め、次いで看護及び社会科

学分野が多い。これは、本学が、前身である短期大学時代から医学・看護学系の図書を充実させることに力を注いでいたことに拠るものであり、学内はもとより学外からの利用者が多いことにもつながっている。

図書のうち洋書は平成 19 年度末現在 5,505 冊である。

学術雑誌・紀要類について平成 19 年度でみると、雑誌は 284 種（和雑誌 266 種、洋雑誌 18 種）、紀要類は 134 種を受入れており、製本雑誌は平成 19 年度末で 9,107 冊所蔵している。

学生一人当たりの図書数は 19 年度で 211.4 冊となっており、公立大学図書館の平均 144.6 冊（学術情報基盤実態調査結果による平成 17 年度平均）の約 1.5 倍となっている。

しかし、平成 16 年度から 19 年度にかけて、設置者である県の財政事情により年々図書館予算が削減され、図書はもちろん、最新情報を得るうえで必要な雑誌についても購入数は次第に減少している。平成 16 年度は和雑誌 126 誌、洋雑誌 15 誌を購入していたが、平成 19 年度には和雑誌 80 誌、洋雑誌 10 誌と減少しており、学外機関への文献複写依頼等の活用により対処している。

視聴覚資料所蔵数は、平成 19 年度現在 1,153 点である。内訳は医学系 46%、看護学 33% で、大大が VHS ビデオであるが、DVD-ROM や CD-ROM も徐々に増加してきている。

表 11-1 図書の整備状況（分野別蔵書数）

	総記	哲学	歴史	社会 科学	自然 科学	技術	産業	芸術	言語	文学	医学	看護学	合計
大学 開学時	1,944	2,436	1,591	9,577	6,535	2,048	360	1,931	1,685	4,278	24,184	11,032	67,601
平成 16 年度	1,983	2,470	1,629	9,812	6,604	2,094	374	1,960	1,700	4,329	24,781	11,384	69,120
平成 17 年度	2,022	2,515	1,670	10,043	6,787	2,157	383	1,977	1,885	4,413	25,354	11,756	70,962
平成 18 年度	2,001	2,499	1,687	10,052	6,653	2,155	382	1,967	1,864	4,411	25,856	12,132	71,659
平成 19 年度	2,028	2,542	1,705	10,232	6,665	2,183	397	1,989	1,850	4,425	26,014	12,276	72,306

3. 図書館の規模、開館時間、機器・備品の整備状況

1) 建物

図書館は総面積 686 m²で、南北教育棟の中間の 3 階に位置しており、学生及び教員の利便性と静謐な環境保持についての配慮がなされている。

閲覧室には貸出カウンター及びパソコン 6 台を設置する検索コーナーの他、視聴覚教材閱

覧、新聞閲覧、ブラウジングの各コーナーを設けている。閲覧室の南側一角に自習用の個室2室と、防音構造を施したグループ研究室1室を設置している(図11-1 図書館の平面図参照)。個室には電源コンセントがありパソコンの使用が可能である。グループ研究室は定員8名で、VTRなどのオーディオ機器を設置している。いずれも予約制で教員及び学生が利用できる。書庫は4階に設置している。それぞれの面積は表11-2のとおりである。

図11-1 図書館の平面図

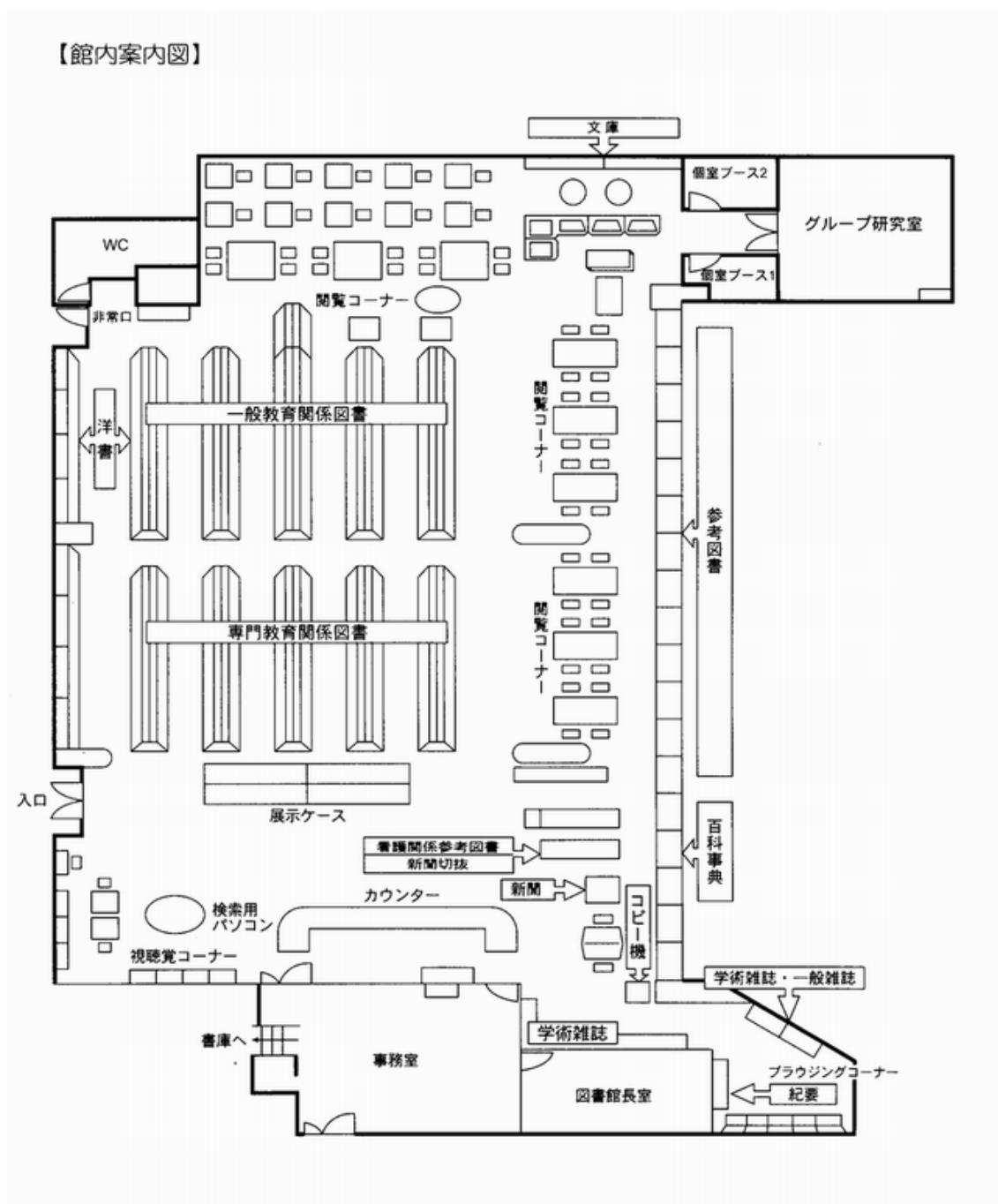


表 11-2 図書館の面積

総面積	館長室	事務室	閲覧室	個室ブース	グループ研究室	書庫
686 m ²	15 m ²	41 m ²	512 m ²	10 m ²	23 m ²	85 m ²

2) 閲覧席

閲覧席は全 71 席で、その内訳は表 11-3 のとおりである。このうち、学習・調査研究等に使用できる閲覧机のある席は 46 席あり、学生定員(340 人)の 13.5%にあたる。通常、閲覧席数で問題は生じていないが、試験期間中においては満席となることもある。

表 11-3 図書館の座席数

総席数	個人用	4人掛け	視聴覚 コーナー	新聞 閲覧	ブラウジング コーナー	個室 ブース	グループ 研究室
71 席	10 席	36 席	3 席	2 席	10 席	2 席	8 席

3) 書架収蔵能力

書架収蔵能力は 7 万冊（開架 43,000 冊、書庫 27,000 冊）であるが、平成 19 年度末現在、既に所蔵冊数が 7 万 2 千冊となり、収蔵能力を超えた状態である。

4) 開館時間

開館時間は長期休業期間も含め 9:00 から 19:00 までの 10 時間である。

休館日は日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までのほか、図書の点検整理に必要な期間である。

5) コンピュータシステム

図書館の情報機器構成は表 11-4 のとおりである。なお、文献検索システムについては、『5. 学術情報システムの整備』の項で記述する。

表 11-4 図書館情報機器構成

サーバ機 (2 台)	インターネット検索用	HP での蔵書検索用 学内サーバ室に設置
	図書データベース構築用	図書等のデータベース用 図書館に設置
クライアント機 (9 台)	図書館業務用 (3 台)	カウンター：貸出業務、CAT/ILL 業務 図書館事務所：データ入力等
	蔵書検索用 (3 台)	閲覧室に設置
	文献検索用 (3 台)	同上

(1) 図書館用サーバ機

図書館所蔵の図書・雑誌・視聴覚資料及び研究室所蔵資料のデータは、図書館管理システム(下記(2))によりデータベース化し、貸出し、検索等の図書館サービスに利用できるようにしている。開学前年の平成15年8月に、学内の情報機器更新の一環として、データベース用及びインターネット検索用サーバ各1台、図書館業務用パソコン3台及び蔵書検索用パソコン3台を保守契約5年で導入した。

(2) 図書館管理システム

短期大学時代から図書館管理システムを導入しており、平成15年のサーバ機更新に併せて、図書館管理システム「情報館 5.0」((株)ブレインテック)を限定サポート契約で導入した。蔵書点検セットについては、3台契約している。

(3) 蔵書検索システム

短期大学時代の平成12年度から、本学ホームページを通じ学外からオンラインにより蔵書検索ができるシステム「WebOPAC」を導入し運用している。

(4) 無線 LAN

開学時に学内に無線 LAN が敷設され、館内での学内 LAN 利用環境が整備された。

6) その他の機器

(1) 視聴覚機器

VHS ビデオ視聴用としてビデオ視聴セット3台を設置している。最近 VHS ビデオに代わり DVD-ROM が媒体として出るようになったため、平成17年9月に DVD プレイヤー1台を新たに設置した。

(2) コピー機

図書館資料は申込みにより複写が可能である。平成17年4月にコイン式コピー機を導入したことにより、複写受付業務に迅速に対応できるようになった。

(3) ブックディテクションシステム

図書の無断持出し防止のため、短期大学時代の平成4年度(平成5年2月)に図書館出入口に電波式(キハラ製)のブックディテクションシステムを導入し、大学開学後も引き続き使用している。年間の不明図書冊数は平成16年度～19年度の4年間で13冊であり、システムは順調に稼働してきた。しかし、導入から15年以上経ち、誤作動が頻発するようになっている。

4. 利用状況および利用者への配慮

1) 入館者数

(1) 学生・教職員の利用状況

学生・教職員の利用状況は、表11-5に示すとおりで、年間4万人～5万人が利用しており、一日平均200人程度である。

図書の貸出状況は、表 11-6 に示すとおりで、年間 15,000 冊程度の図書を貸出しており、その 8 割以上が学生である。学生は、一人年間平均 37 冊程度借出しており、公立大学の学生が借出す平均冊数 19 冊(2007 年度日本図書館協会調べ)のほぼ 2 倍である。

図書館の利用方法はホームページ上で公開し、閲覧、貸出、返却、予約、継続貸出、資料の複写、視聴覚コーナー、個室ブースやグループ研究室、レファレンス、学外機関の利用方法、図書購入希望、Web 検索についての情報を提供している。

図書館の利用方法に関する学生への説明は、1 年次前期に図書館オリエンテーションとして行っている。また、医学中央雑誌などの文献検索システム（医中誌 Web、JDream など）については、最終年次の学生を対象に行っている。

(2) 学外者の利用状況

学外者の利用者数は年間 2,000 人～2,500 人程度である（表 11-5）。学外者への図書の貸出冊数は、1,500～2,300 冊で推移している（表 11-6）。学外利用者の 8 割の所属先は病院（大半が看護師と思われる）で、2 割は他大学もしくは医療系専修学校の学生、保健所や福祉施設関係者などである。

学外者は図書館のホームページから蔵書、雑誌について検索できる。直接来館する以外に、他大学図書館、病院図書室等からの相互利用（文献複写・図書貸出）も受付けている。学外者の図書館利用の具体的な方法についてはホームページ上で案内している。

文献検索システムは学内専用で学外者は利用することができない。

表 11-5 入館者数の推移

年度（開館日数）	利用者数（人）	
	学生・教職員（1 日平均）	学外者（1 日平均）
平成 16 年度（233 日）	50,951（219）	2,438（10）
平成 17 年度（233 日）	43,924（189）	2,505（11）
平成 18 年度（232 日）	37,441（161）	2,731（12）
平成 19 年度（232 日）	43,169（186）	1,879（8）

表 11-6 貸出状況

年 度	貸出冊数			
	学生	教職員	学外者	総数
平成 16 年度	13,915	1,880	1,690	17,485
平成 17 年度	13,046	1,669	1,931	16,646
平成 18 年度	11,132	1,432	2,350	14,914
平成 19 年度	12,597	1,076	1,577	15,250

5. 学術情報システムの整備

1) 文献検索システム

文献検索性用パソコンは、平成 16 年開学時から図書館システム用機器とは別に 3 台使用していたが、平成 18 年度に機器を更新した。(表 11-4 図書館情報機器構成 参照)。

現在導入している有料の文献検索システム(民間事業者によるデータベースサービス)は、次の 4 種類である。

- ・「医学中央雑誌 Web 版(略: 医中誌 Web)」: 2 回線(IP 接続)
- ・「JDream II (ジェイドリーム 2)」: 20 回線
- ・「国立情報学研究所学術コンテンツポータル論文情報ナビゲーター CiNii (サイニイ)」: 100 回線
- ・「CINAHL (シナール)」: 1 回線

(参考) 年度別アクセス数

	医中誌 Web	JDream II	CiNii	CINAHL
平成 16 年度	482	189	統計なし	未導入
平成 17 年度	1,519	935	2,333	240
平成 18 年度	921	583	1,341	176
平成 19 年度	1,317	1,228	3,234	167

※ 平成 17 年度の医中誌アクセス数の大幅増加は、カウント方法の変更による。

※ 平成 16 年度は利用者の申告によるログイン数、平成 17 年度以降は各システムへのアクセス数(ログイン数)によっているため、数字が増加している。

2) 他大学等学外機関との相互利用

国立情報学研究所 ILL 文献複写等料金相殺サービスが平成 16 年度から開業され、本学はこの事業に平成 17 年度から参加した。表 11-7 に示すとおり、文献複写の受付が平成 17 年度から約 1,000 件増加しているが、これは当該事業に参加したこと、本学の複写料金が低額であることなどが影響していると考えられる。

相互協力の受付は、平成 19 年度は文献複写 2,696 件、図書貸出 5 件であり、一方、依頼したのは、平成 19 年度は文献複写 684 件、図書借受は 10 件であった。文献複写については常に受付件数が依頼件数を大幅に上回っており、平成 19 年度は 4 倍に達している。

文献複写の受付件数は平成 16 年度から平成 18 年度にかけて順調に伸びてきていたが、平成 19 年度には受付利用時間を制限したことから、受付件数が大幅に減少した。

学外からの利用増は社会へ学術情報を提供するという大学図書館としての使命を果たすことにつながるものではあるが、余りに学外からの文献複写依頼が集中したことから、司書 2 名の体制では他の図書館業務に支障が出たため、止むを得ず利用時間の制限を行ったため受付件数が減少した。

表 11-7 相互協力状況

	受付件数		依頼件数			
	文献複写	図書貸出	文献複写	うち学生	図書借受	うち学生
平成 16 年度	2,133	3	961	290	8	0
平成 17 年度	3,148	6	821	190	9	0
平成 18 年度	4,457	11	547	39	12	0
平成 19 年度	2,696	5	684	229	10	2

6. 学術資料の記録・保管

本学では学術情報を整備し、可能な限り学内への提供及び他大学等との相互利用を行っているが、図書館自らが貴重な資料をデジタル化し公開する、あるいは、図書館資料を長期保存の観点から媒体（メディア）変換して提供し原資料を保存するなどの対策、及び書庫の温度・湿度を管理する環境管理への取組みは、現時点では実施できていない。

【点検評価】

1. 運営状況

図書館の運営に直接携る図書館司書の配置は、設置者である愛媛県の人事により異動が行われている。本学は医療系の大学図書館であり、県立図書館からの人事異動が頻繁に行われると業務に影響を及ぼすため、異動について人事当局と協議する必要がある。

図書委員会は選書を中心に図書館の運営を担っているが、今後の大学図書館のあり方、電子化や学術情報の提供など、委員自身に図書館運営に関する専門的知識が必要とされてきている。

2. 図書・学術雑誌・視聴覚資料の整備

購入する図書資料は、各講座からの購入希望リストをもとに、図書委員会において収書方針に基づき、全体のバランスを調整して決定している。さらに学生の希望図書、非常勤講師の授業に関する図書、図書館において選定した図書についても検討し購入している。そのため、本学の教育研究目的に合致した図書構成となっている。

しかし、図書購入費の削減により新刊図書をはじめ、改訂版図書の購入が次第に困難となってきており、雑誌についても、洋雑誌の価格高騰のため、和雑誌へのしわ寄せ、さらには洋雑誌タイトル数の削減と、研究用雑誌の整備が困難な状態に陥りつつある。また、視聴覚資料も例外ではなく厳しい状況は図書、雑誌と同様である。

県の厳しい財政状況から今後も予算増が見込めない以上、図書等の選定に当たっては優先順位の検討をより厳しく行い、予算の有効活用を図り大学図書館としての役割を維持するよう努力する必要がある。

3. 図書館の規模、開館時間、機器・備品の整備

全学年がそろった平成 19 年度の状況から判断すると、建物、閲覧席に大きな問題はない。書架収蔵能力については、既にその能力の限界に近くなっていることから、平成 18 年度に一般教育分野（医学、看護学以外の図書）、平成 19 年度に医学分野について図書の除籍・廃棄を実施し、収蔵スペースを確保した。

開館時間については、学生や学外者から夜間の延長や土、日曜日の開館を希望する声もあるが、平成 16 年度の 4 年制開学時に図書館司書の勤務時間の交代制を導入し、現行の利用時間である 19:00 まで開館時間を延長し、利用者の便宜を図ったところである。それ以上の要求に応えるには、人員増と経費増の問題を解決しなければならないが、現在、定員削減計画を進めている県の一機関である現体制下でこれらの問題を解決することは非常に難しいと考えられる。開館時間の延長等については、法人化を待って改めて検討しなければならない課題と考えている。

現在の図書館管理システム「情報館 5.0」は「限定サポート」契約で導入していることから、プログラムのバージョンアップがあった場合でも、現行契約ではその適用がなく、本学システムにはバージョンアップが反映されない現状となっている。

図書館管理システムは日常業務で頻繁に使用するシステムであり、バージョンアップ適用は利用者へのサービス向上にもつながることであるため、「標準サポート」契約への切替えを検討する必要がある。

ブックディテクションシステムについても誤誤作が頻発するようになり、本来の機能を十分に果たしているとは言えない状況のため、対応策を検討する必要がある。

4. 利用状況および利用者への配慮

図書館の図書や資料等が有効に活用されているかどうかについては、学生に貸出される図書の多くが医療系看護系図書であることから判断すると、設置目的の一つである教育活動の推進という面では成果が挙げられている。また学外者への貸出冊数の増加は、医療・看護系の蔵書を利用する医療保健福祉関係の専門職者への貸出しが増加したことによるもので、地域における保健医療従事者への貢献という面でも成果が現れてきている。

5. 学術情報システムの整備及び他大学との協力状況

文献検索システムは本学の教員と学生が利用できる。購入雑誌の削減が止むを得ない現状の中で、新しい情報にアプローチする手段を全学生に初年時から教育する必要性が生じてきている。これについては平成 20 年度から実施している。学外者の利用については、希望は寄せられているが平成 20 年度からの実現見通しはたっていない。

他大学等学外機関との相互協力による学術情報サービスは、教職員、学生の研究や学習を進めるうえで必要なものである。また、本学図書館の購入雑誌が減少している状況からも、今後文献複写依頼は増加するものと考えられ、受付業務は学外機関への貢献という面

から重要な役割を担っている。NACSIS-ILL システムを管理する国立情報学研究所がホームページ上で公開している統計情報によると、平成 19 年度は、本学図書館の複写受付件数は 2,024 件で、利用実績のある 1,294 館中 143 位に位置している。ILL システムを経由しない病院図書室などの NACSIS 不参加館からのものを含めると、平成 19 年度の文献複写受付件数は 2,696 件であり、全国的にも外部から大いに利用されている図書館といえる。

6. 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

図書館資料のデジタル化や資料の保存方法の検討、媒体（メディア）変換、書庫の環境整備などは、図書館管理として重要であると認識しているが、現状の施設設備、予算の中での早急な取組みは困難であり、今後の課題と考えている。

【将来の改善に向けた方策】

1. 運営状況

本学の図書館司書の資質として、医療関係図書、雑誌についての専門的知識が求められる。したがって、司書の配属期間は現状を維持する必要があることを県当局に要望する。

図書委員会の役割として、今後、大学図書館のあり方や電子化、学術情報の提供などに関する分野が求められることから、運営組織のあり方を検討する。

2. 雑誌の整備

最大の課題は、予算削減に伴う雑誌タイトル数の減少である。特に洋雑誌については、これ以上削減すると大学図書館の機能にも影響が出ることが予測される。平成 20 年度からは、洋雑誌の印刷体を全廃し電子ジャーナルに変換していくことが決まっているが、今後電子ジャーナルも含めた洋雑誌の購入については、経費面から 1 大学だけで対応するには限度があり、抜本的な解決策の検討が必要と考えている。

3. 学術情報システム及び機器・備品の整備

現在の学術情報サービスは文献複写が中心であるが、今後は本学教員の研究成果を広く情報発信することのできる機関リポジトリ構築の検討も必要と思われる。これに関しては、本学単独では困難と思われるので、県下の大学コンソーシアム等の中で議論、検討を加えていきたいと考えている。

図書館管理システム「情報館 5.0」の契約内容を変更し、サポートサービスの「限定サポート」から「標準サポート」への切り替えとともに、ブックディテクションシステムも、蔵書の紛失に抑止力があると認められるが、機械そのものの耐久性の問題もあることから、将来的には新機種の導入を検討する。

第12章 管理運営

【目標】

大学の設立の趣旨と、教育理念・教育目標を達成するために、管理運営に関する規則・規程等を制定し、教授会をはじめ組織・機構を整備するとともに、円滑な運営を行うことを目標とする。

具体的には、①大学運営組織及び規則・規程を整備し円滑な運用を図ること、②教授会をはじめとする各種組織を整備し規則に基づいた運用を行うこと、③学長等の任免を選考規程に基づいて行うとともに、その権限が行使できていること、④大学の意思決定プロセスを確立し、円滑な審議に基づく合意形成ができていることである。

【現状】

1. 大学運営組織

大学の管理運営に関しては、学則をはじめ各種規程に基づく組織として、大学運営に関する重要事項を審議する「教授会」を、そして教授会のもとには、総務委員会をはじめ各種常設委員会を設置し、教育研究、入学試験、学生支援など各分野に関する目標に沿って活動を行っている。

また、学長を補佐し、大学の管理運営及び将来構想等を審議するために「企画会議」を、学外有識者から大学運営や将来構想などについて提言・助言を受けるために「運営諮問会議」を設置している。

教授会など大学運営の主な組織の概要は次のとおりである（図12-1）。

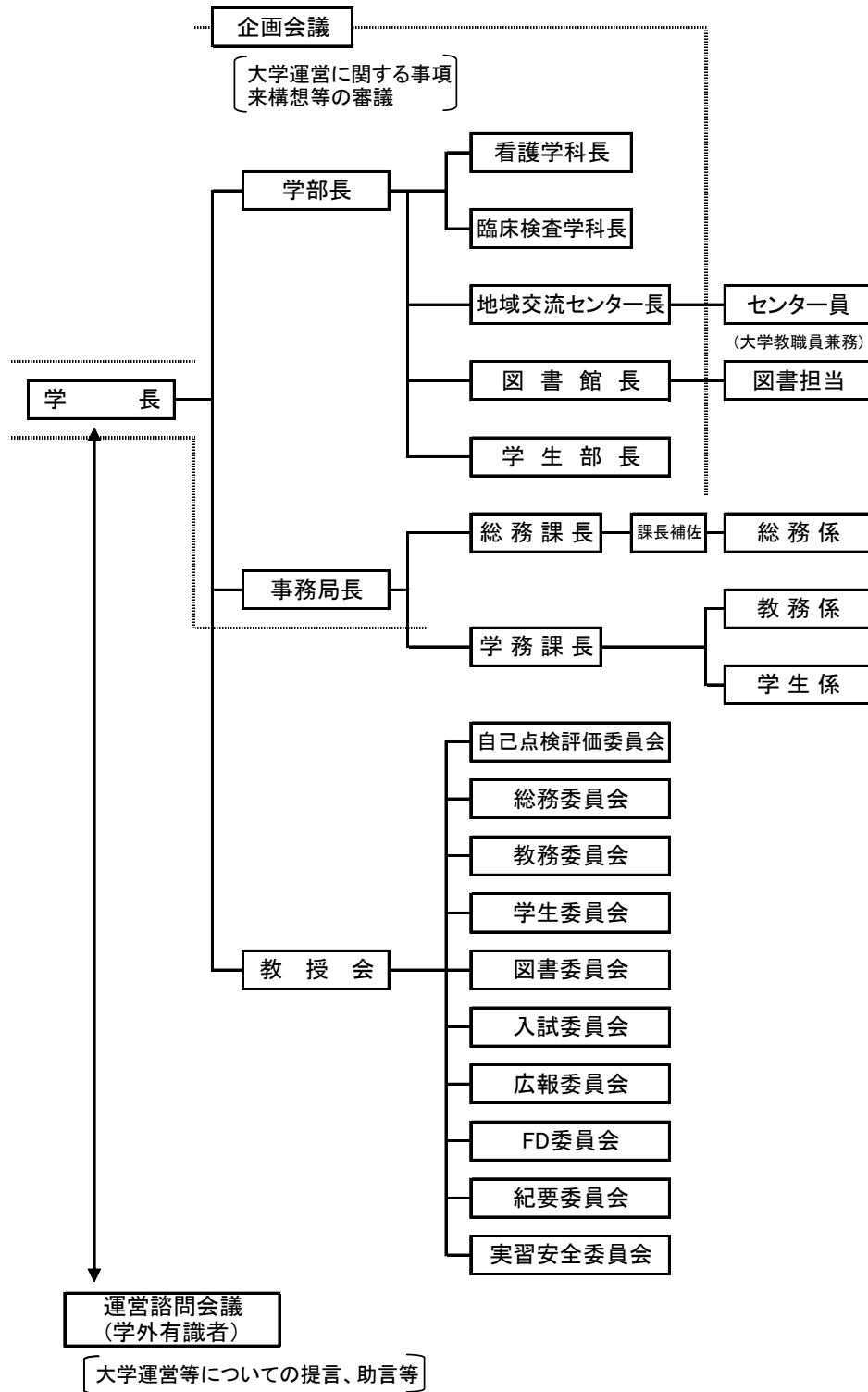
なお、大学院研究科委員会に関しては、本学は大学院を設置していないこと、評議会、大学協議会の審議機関に関しては、本学は単科大学であり必要性も少ないことから設置していないこと、また、法人理事会に関しては、本学は公立大学で法人化をしていないこと、以上によりこれらの事項についてはいずれも該当しない。

1) 教授会

(1) 構成

学則第9条の規定に基づき学長、学部長、教授、准教授及び講師をもって構成しており、助教・助手はオブザーバーとしての参加が認められている。また、事務局長も出席して発言することができることとされており、その他に、事務局の課長・課長補佐・係長が出席し、議事録の作成、必要に応じての事務的事項の説明を行っている。

図 12-1 運営組織図



(2) 審議事項

教授会の審議事項は、次のとおりである。(学則第9条第3項)

- ① 学則その他重要な規程に関する事
- ② 教員の人事に関する事
- ③ 教育課程及びその履修に関する事
- ④ 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍その他の身分に関する事
- ⑤ 学生の試験及び卒業に関する事
- ⑥ 学生の指導及び賞罰に関する事
- ⑦ その他教育研究上の重要事項に関する事

なお、第2号の職員の人事、第4号の学生の身分、第5号の学生の試験・卒業については、学長、学部長、教授を構成員とする教授会を開催することができるとしている。

(3) 開催

教授会は、「愛媛県立医療技術大学教授会規程」に基づいて運営され、毎月1回開催の定例会と、入試・人事その他重要事項の審議を行う場合に臨時に招集する臨時会があり、いずれも学長が招集し、会議を司る。

教授会の定足数は、構成員の3分の2以上、議決は出席者の過半数(規程の改廃その他教授会が特に重要と認めた事項は3分の2以上)で決することを定めている。

2) 委員会

(1) 委員会の設置

学則第10条の規定に基づき、特定の分野に関する重要事項を調査・審議するため、表12-1の委員会を設置している。

また、上記委員会は定例的に開催されているものが多いが、それ以外にも表12-2に示すとおり、本学委員会規程に基づき、学長が大学運営上必要と認め、教授会の議を経て設置した常設委員会がある。

このほか、教員選考委員会、選挙管理委員会、セクシュアルハラスメント調査委員会などを必要に応じてその都度設置することとしている。

表12-1 委員会規程別表で規定する常設委員会(定例的に開催されている委員会)

委員会名	委員構成	開催状況	処務担当課
自己点検評価委員会	学長、学部長、学科長、委員会委員長、事務局長、総務課長、学務課長	随時	総務課
総務委員会	教員：5名、事務局職員：1名	毎月1回程度	総務課
教務委員会	教員：5名、事務局職員：1名	毎月1回程度	学務課
学生委員会	学生部長、教員：4名、事務局職員：1名	毎月1回程度	学務課
図書委員会	図書館長、教員：4名、事務局職員：1名	毎月1回程度	総務課

入試委員会	教員：5名、事務局職員：1名	毎月1回程度	学務課
広報委員会	教員：5名、事務局職員：1名	毎月1回程度	学務課
FD委員会	教員：5名、事務局職員：1名	毎月1回程度	総務課
紀要委員会	教員：5名、事務局職員：1名	随時	学務課
実習安全委員会	教員：7名、事務局職員：1名	随時	学務課

表 12-2 上記以外の常設委員会（随時開催されている委員会）

委員会名	委員構成	開催状況	処務担当課
廃棄物等処理委員会	教員：3名、事務局職員：1名	随時	総務課
動物実験委員会	教員：5名、事務局職員：1名	随時	総務課
組換え DNA 実験 安全委員会	教員：5名、事務局職員：1名	随時	総務課
研究倫理委員会	教員：4名、事務局職員：1名	随時	総務課
放射線安全委員会	教員：3名、事務局職員：2名	随時	総務課

（2）活動状況

各委員会は、概ね月1回程度の開催を定例としているが、委員会の設置目的によっては随時開催としている。事務局職員も委員として参加し、教員と連携協力して活動している。

なお、委員会における調査・検討結果は、議案、協議事項又は報告事項として教授会に提出されるが、委員会の活動状況は学内のネット上に掲載され、全教員がタイムリーに目を通せる仕組みになっている。

3) 企画会議

（1）目的

企画会議は、学則第11条の規定に基づき、学長を補佐し、本学の管理運営に関する事項及び将来構想等を審議するために設置している。

（2）構成

構成員は学長、学部長、学科長、地域交流センター長、図書館館長、学生部長及び事務局長であり、学長が必要と認めた場合は他の職員を加えることができる。

（3）開催状況

毎月1回、定例開催を原則とし、大学の管理運営に関する重要事項や懸案事項の審議、教授会の議案整理などを行うこととしている。必要に応じては随時に開催もしている。

4) 運営諮問会議

(1) 目的

学則第 12 条の規定に基づき、大学運営等について学外有識者から提言、助言等を受けるために設置している。

(2) 委員

委員は、大学その他の教育研究機関の関係者、保健・医療・福祉関係者、本学所在の自治体の関係者など 10 名に委嘱している。

(3) 任務

学長の諮問に応じて、次の事項について審議し、助言を行う。

- ① 本学の将来構想に関すること
- ② 本学の教育研究上の目的を達成するための運営方針に関する重要事項
- ③ 本学の教育研究活動状況についての評価に関する重要事項
- ④ その他本学の運営に関する重要事項

(4) 開催状況

大学開学年度の平成 16 年 10 月に委員の委嘱を行い、毎年 2 回程度開催している。

主な協議事項は、平成 16 年度は、県立大学としての運営の方向性に関して、平成 17 年度からは、将来を見据えた助産師教育のあり方についての検討であり、助産師教育については、専攻科の設置について専門部会を立ち上げて検討しているところである。

2. 学部教授会と学部長の間の連携協力関係及び機能分担の適切性

本学は、1 学部のみであることから、学部教授会は設置されておらず、教授会は学長の下に全学の教授会として組織されており、学部長は、学部の統括を行うと同時に学長を補佐する役割を持つと規定されている。

学部の教育研究等の運営については学部長が統括しているが、常に学長と連携を密にしながらその機能を果たしており、教授会の運営、各委員会の運営等についても、学長を中心に連携・協力体制をとり、役割分担をしながら円滑に推進することができている。

3. 学部教授会と全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

1) 企画会議

学内において、本学の管理運営、将来構想、法人化への対応などの重要事項について、学長の諮問を受けて協議を行う補佐機関として「企画会議」を設置しているが、大学としての完成期を迎え、法人化の検討も始まっている重要な時期にあつて、組織の位置付けを再確認しながら大学の管理運営に関して責任ある運営を行っており、教授会との連携や役割分担も円滑かつ適切に実施していると判断する。

2) 運営諮問会議

本学の運営に関する学外有識者による助言機関として「運営諮問会議」を設置しているが、本学の運営や将来構想に関して適切に機能している。特に、平成 17 年 7 月以降、本学における助産師教育のあり方、助産師育成を通じた地域貢献のあり方について幅広い視野からの意見が示されており、専門部会の活動も含めて本学の今後の方向性を検討するうえで有意義に運営されている。また、教授会との連携や役割分担も適切に実施できている。

しかし、平成 19 年度から会議の開催回数が少なくなり、協議途上にある上記の議案が結論をみていないことは課題といえる。

これは、設置母体である愛媛県の財政状況から、本学を含めた公的施設の見直しが検討されるなど、結論が出せない状況が生じたことが大きな要因であり、今後、法人化の議論の中で課題の解決に向けて検討を継続する予定である。

4. 学長等の権限と選任手続き

1) 学長の権限及び選考

学校教育法第 92 条第 1 項及び第 3 項に規定されている学長の設置とその権限については、愛媛県行政組織規則、学則及び愛媛県医療技術大学処務規程に具体的に定めている。

学長の権限は、学生の入学・卒業に関すること、教授会の運営など学則に定める運営事項から処務規程に定める事務管理に至るまで広範囲に及ぶ。

学長の選考方法及び任期については、教育公務員特例法第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条の規定に基づいて制定した、愛媛県立医療技術大学学長選考規程、同施行細則に規定しており、学長の任期満了、学長の辞任又は欠員のときに、全教員（助手を含む。）を有権者とする選挙により学長候補者を選考することとしている。

学長の任期は 4 年、再任の場合は 2 年とし、引き続き 6 年を超えて在任することはできないと規定している。

平成 16 年 4 月の開学に際し、初代学長の選考は開学時特例により大学設置者である愛媛県知事が行い、任期は平成 20 年 3 月 31 日までとされていたことから、学長の任期満了に伴い、平成 19 年 12 月の定例教授会において学長選考日程等を審議し、次いで教授会の議を経て設置された学長選挙管理委員会の管理執行の下、学長選挙が執行され、平成 20 年 4 月から第 2 代学長が就任した。

2) 学部長の権限及び選考

学校教育法第 92 条第 2 項、愛媛県行政組織規則及び学則に基づき、本学では学部長を置き、その権限及び役割については愛媛県立医療技術大学処務規程で規定しており、学部の教育研究の統括及び学長を補佐する役割を担っている。

学部長の選考及び任期については、教育公務員特例法第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 7 条の規定に基づき、愛媛県立医療技術大学学部長選考規程を制定しており、任期及び再

選による任期はそれぞれ2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできないと規定している。

選考は、学部長の任期満了、辞任又は欠員のときに行うこととしており、全教員（助手を含む。）を有権者とする選挙により選出した学部長候補者について学長が選考することとしている。

開学時の学部長選考は開学時特例により大学設置者である愛媛県知事が行い、任期は平成20年3月31日までとされていたことから、学部長の任期満了に伴い、愛媛県立医療技術大学学部長選考規程に基づき学部長選挙管理委員会を設置し学部長選挙を執行した。

候補者1名であったが過半数の得票を得たことから、選挙後の教授会において学長が選考のうえ就任要請を行い、平成20年4月から新学部長が就任した。

3) 学科長、地域交流センター長、図書館長及び学生部長の選考

学科長、地域交流センター長、図書館長及び学生部長（以下「学科長等」という。）は、学則第8条の規定により組織の長として位置付けられる管理職であることから、愛媛県立医療技術大学学科長等選考規程を制定し、選考方法及び任期について定め、教員（助手を除く。）を有権者とする選挙により、本学教授のうちから候補者を選考することとしている。

学科長等の任期は2年とし、再任は可能となっている。

開学時の学科長等の選考は開学時特例により大学設置者である愛媛県知事が行い、看護学科長及び臨床検査学科長の任期は平成20年3月31日まで、地域交流センター長、図書館長及び学生部長の任期は平成18年3月31日までとされていたことから、平成18年2月の定例教授会において地域交流センター長、図書館長及び学生部長の第1回選考を選挙により実施し、平成20年2月の定例教授会において学科長の第1回選考並びに地域交流センター長、図書館長及び学生部長の第2回選考を選挙により実施した。

5. 学長補佐体制の構成と活動の適切性

大学運営組織にも示したように、学長を補佐する体制として、学部長職の設置、企画会議及び運営諮問会議の設置などの組織体制が整っており、連携・協働体制のもと、適切に機能しており、学長を中心に、教育理念・目標に沿った大学運営がなされていると判断する。

6. 大学の意思決定プロセスの確立状況

大学運営組織の項でも述べたように、教授会を大学の最高意思決定機関として位置づけており、その運営や学部・学科及び各委員会等との関係、委員会活動等については、学則、各種規程を整備し、規程に則って運営している。また、重要案件を審議する教授のみを構成員とする教授会、学長の補佐機能をもつ企画会議も必要に応じて開催するなど、大学の管理運営、教育研究、学生の入学・卒業、学生支援など主要な案件の審議を行う意思決定の仕組みは整っている。

7. 法令遵守等

本学は愛媛県の設置する大学であり、県の一機関として県の定める条例、規則に従うとともに、学校教育法、大学設置基準等に基づき、愛媛県立医療技術大学条例、学則、処務規程等を定め、さらに、学則、愛媛県行政組織規則等をもとに各種の学内規程を定めて管理運営を行っており、開学以来、文部科学省による年次計画履行調査、愛媛県の行う毎年度の監査を受けているが、特に問題は生じていない。

また、個人情報の保護、不正行為の防止に関する取組みについては、愛媛県個人情報保護条例をはじめ関連条例や規則を遵守するとともに、県の情報セキュリティ基本方針に基づき、大学独自の「情報漏えい防止対策要領」、「電子情報持ち出し等の基準」などの規定を定め情報の取扱いに遺漏のないよう対処している。

【点検・評価】

1. 大学運営組織及び規則等の整備について

【現状】の項でも述べたが、大学の管理運営組織として教授会をはじめ各種委員会、学長を補佐する企画会議、学外有識者を構成員とする運営諮問会議を設置し、大学の管理運営を行っており、また、規則についても県規則である学則をはじめ各種組織に関する規程も整備されており、それに基づき適切、公正な管理運営が行われていると考えている。

2. 教授会等各種組織の役割と運営の適切性

1) 教授会

教授会は、毎回ほぼ全員が出席し、重要事項の審議のほか、学科や各委員会からの諸案件の協議・報告等を実施しており、大学運営上最も重要な会議として教職員の中に定着している。委員会等の大学運営に関する協議・原案策定の役割と、最高意思決定機関である教授会の役割は、円滑に連動して機能しているといえる。

しかし、会議の構成員は約 40 名、オブザーバー、事務局職員を加えると約 60 名が一堂に会しての会議となり、意見交換を尽くそうとすると会議時間が延長する状況が生じ、課題となっている。平成 20 年度からは、前回議事録の事前配布、委員会報告のネット上での閲覧等を積極的に行い、会議の効率的な運営に努めている。

2) 委員会

各委員会は、教授会の下に組織され、それぞれ本学の教育、研究、運営上重要な任務を担っているが、委員長を中心に責任を持って会議の開催や担当領域の活動を行っており、開学からの大学運営の基礎づくりに大きく寄与している。平成 18 年度からは、各委員会の自己点検・自己評価も活発化し、創意工夫した取組みになっている。

課題としては、委員等の役割を複数持っている教員が多く、会議に要する時間、所管事項の実務なども少なくない。教員の本来業務である教育研究や地域貢献などの役割を遂行

するためには、委員会組織の整理統合、所管事項の明確化、会議運営の効率化などの見直しを図る必要がある。

3) 企画会議

学則及び企画会議規程に基づき設置され、定例的に開催されており、学長補佐の役割を十分果たしているものと考えている。

4) 運営諮問会議

学則及び規程に基づき設置されているものの、平成 18 年 4 月の会議開催からこれまで会議が開催されておらず、提言、助言に至るまでの結論を得ていないため、できる限り早い段階での運営諮問会議の開催が望まれている。

3. 学長、学部長等の権限及び選考手続き

1) 学長

学長の任務は大学運営の全般にわたり、広範囲に及ぶ責任と権限を有するが、多くの事項が学部・学科および学内各委員会の調査・検討に委ねられており、その結果を尊重することによって実質的に学長権限が委譲されていることから、教職員主体の円滑な大学運営ができるシステムとなっている。

平成 20 年度に学長の交代が行われたが、管理職の任にある教職員や各委員長からの報告・相談なども適時に実施されていることから、その権限と役割遂行は円滑に行われているといえる。

学長の選考については、選考に関する規程に定める手続きを経て適正に実施されている。

2) 学部長

本学は 1 学部であることから、学部長は、学部内を統括すると同時に、学長を補佐し校務を掌る重要な役割を担う職種として位置づけられており、学部長選考については、選考に関する規程に定める手続きを経て適正に実施されている。

役割としては、両学科長と連携を密にしながら学部に通ずる課題や学科運営における重要事項に関与するほか、学長を補佐して教育研究に関わる諸課題に対応しており、連携をとりながら円滑に運営できている。

4. 大学の意思決定プロセスの確立状況及び運用の適切性

教授会をはじめ各種委員会等の組織及び運営に関しては、会議の開催状況、教職員の参加状況、協議内容、議事録からも、各組織ともにその運営面での意思決定プロセスは円滑に機能しているといえる。平成 20 年 4 月、学長・学部長をはじめ各組織の長、委員会の長が全て交代したことから、その運営や新たな懸案事項への対応においては、時間をかけ

で十分に協議を重ねるなど合意形成のプロセスを丁寧にとどることに留意しており、さらに有効に組織が機能するよう強化していく努力をしている。

【将来の改善に向けた方策】

1. 教授会等運営組織の見直しについて

教授会をはじめ運営組織間の連携や協力関係はスムーズであるが、少ない教職員のなかで教授会及び委員会等の組織運営を効率的に行うために、運営組織全体の見直しを図っていく。平成 22 年度の法人化に向けて、すでに組織機構や運営に関する見直しに着手しており、点検・評価した結果についても全体像を見直す中で検討する。

2. 運営諮問会議における懸案事項の継続協議

運営諮問会議において平成 17 年度から検討中の助産師教育のあり方については、早い段階に諮問会議としての結論を得る予定であり、法人化における中期目標・中期計画策定の検討において継続審議していく。

第13章 財務

【目標】

本学は県の一機関であるため、措置される県予算の枠内で効果的・効率的な予算執行に努めるとともに、科研費等の外部研究資金の一層の獲得に積極的に取り組むことを目標とする。

財源確保を含めて、大学独自の財政運営は近い将来の法人化後の課題である。

【現状】

1. 中・長期的な財務計画

県財政当局の示す予算編成方針に基づき、県の一般会計の中での単年度予算として計上される予算であることから、大学独自の中・長期的な財務計画を策定することは許されていないが、予算要求に当たっては、シーリング枠内で効果的・効率的な予算科目配分ができるよう調整するとともに、最小の経費で最大の効果が得られるよう、毎年度の執行状況を分析し予算要求に反映させている。

2. 教育研究と財政

開学時からの本学の予算の推移は、表13-1のとおりで、平成16、17、18年度の3年間は短期大学の予算を含んだ額となっている。

予算は県の一般行政機関と同様、県が策定する予算編成方針に基づき必要経費を財政当局に要求しているが、県の厳しい財政事情を受けて、総額は年度毎に当局の定める削減率にしたがって漸減を続けている。その中であって、学生教育に要する経費である教務運営費は小幅の削減に止まっているが、近年、教員研究費が大きく削減されており、教育研究目的・目標を具体的に実現するために必要な財政基盤を確立するには厳しい状況といわざるを得ない。

なお、全体に占める人件費の比率が次第に高くなってきていることも予算硬直化の原因となっている。

表13-1 本学の予算

単位：千円

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
人件費	691,226	707,769	686,895	685,927	689,994
管理費	109,988	102,315	93,345	90,927	88,856
教育研究費	124,763	122,186	92,898	75,475	59,243
教務運営費	51,737	51,660	46,340	41,953	37,072
(うち大学分)	14,381	24,570	35,451	41,953	37,072
図書館運営費	10,094	10,591	7,414	7,484	7,102

地域交流センター運営費	1,330	1,106	614	422	422
学生厚生費	1,095	1,463	2,658	2,502	2,440
教員研究費	39,548	39,548	26,284	18,122	10,207
奨学研究費	3,000	3,000	3,000	3,000	2,000
4年制化対策費	17,959	14,818	6,588	1,992	—
計	925,977	932,270	873,138	852,329	838,093

(注) 平成18年度までの教務運営費は大学分、短期大学分の合計である。

3. 外部資金等

文部科学省等科学研究費及び民間法人からの教育研究奨励のための寄附の受け入れ状況は表13-3のとおりであり、平成19年度は科学研究費が大幅に増加した。

表13-3

単位：千円

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
科学研究費	3,300	6,300	3,900	10,630
奨学寄附金	3,000	3,000	2,000	—

4. 予算編成と執行

予算編成は前述のとおり、県のルールに従って行われており、大学からの予算案の提出にはじまり、本庁主管課及び財政当局の査定並びに県議会における議決を経て措置されている。また、予算執行は、県会計規則及び大学処務規程に基づき、事務局において発注、支出手続き等を行っているが、全ての予算執行が県出納機関の審査を経るシステムとなっている。

このように、予算編成及び執行については、全て県の方針・規則・システムに従って行われており、予算執行についても県の出納機関が審査を行っていることから、予算編成の適切性及び執行ルールの明確性についてはともに十分担保されていると考えている。

5. 財務監査

予算及び決算は県議会における調査・審議・議決事項とされており、また、毎年度、県監査委員による地方自治法に基づく定期監査を受けていることから、財務監査制度は確立されていると考えている。また、現在までこれらの機関等による特段の指摘はないことから、適切な運営であると認識している。

6. 私立大学財政の財務比率

本学は公立大学であり、この項目には該当しない。

【点検評価】

1. 効果的・効率的な予算執行

県の財政状況は厳しく、今後も予算増が全く見込めない現状のため、現行の予算を如何に効果的に執行するかということを教職員全員が共通課題として認識し、執行に当たっては、経費節約を意識するとともに、常に創意工夫をこらし重点的、かつ、効率的な運用に努めなければならないと考えている。

2. 外部資金

平成 19 年度は科研費が大きく増加しているが、今後、県予算での教員研究費の増加が見込めない状況でもあり、外部研究資金の導入は教員の研究活動に不可欠であると考えている。今後も引き続き、科研費をはじめ外部資金獲得に向け、より多くの教員が積極的に取り組む必要性を強く認識している。

【将来の改善に向けた方策】

予算の逼迫する現状のもと、予算要求及び執行の各段階で、事務局だけでなく教員も含めて全員が、効果的・効率的な運用に努めることを共通認識とすることにより、近い将来の法人化に際して自立的な財政運営を営むことのできる基盤づくりを行う。特に、教員研究費については、企画会議、教授会の議を経て公正、公平かつ適切に配分しているが、削減幅が毎年大きくなっていることから、より一層効果的な配分と運用を検討する。

また、教員を対象とした研究助成申請のための勉強会を開催するなど、より多くの教員が外部研究資金導入に積極的に取り組む方策を検討する。

第14章 点検・評価

【目標】

本学開学の目的を達成するため、大学運営や教育研究活動、地域への貢献活動等について年度毎に点検評価し、改善・改革を推進することを目標とする。

具体的には、①自己点検・評価委員会の設置など点検・評価体制を整備すること、②自己点検・評価方法を確立すること、③運営諮問会議などの学外者による評価や認証機関による評価などに対応し改善・向上を目指す仕組みを整備し運用を図ることである。

【現状】

1. 自己点検・評価

1) 自己点検評価委員会の設置

本学は、大学の開設に当たって、大学の教育研究水準の向上を図り、大学設置の目的を達成することを目指して、学則第2条に「自己点検・評価」及び「第三者評価」の実施及び公表について明記し、常設の委員会として「自己点検評価委員会」を設置した。

委員会は、学長を委員長に、学部長、学科長、常設9委員会（第12章 運営組織図参照）の委員長、事務局長、総務課長、学務課長で構成し、自己点検評価の計画、実施、活用に関すること、第三者評価に関することなどを所管している。

2) 自己点検・評価に関する活動

正式な自己点検評価委員会の開催は平成18年度からであるが、学長を中心に教授会などで協議し、次のような自己点検評価に関する活動を実施してきた。今後継続して自己点検評価活動を行う際にも、その推進組織として現在の自己点検評価委員会の機能を生かすことが有効であると考えている。

(1) 平成16年度

- ①大学の開学を前に、学長予定者からの提案をうけて、全教員が「大学教員としての抱負」をテーマに、教育活動、研究活動、大学運営、地域貢献などの観点から文章化して提出。運営組織の構成や大学運営の方向性を検討するうえで活用された。
- ②平成16年度を終えた段階で、全教員が「大学教員として1年間の教育研究活動をどのように推し進めたか」をテーマに自己点検評価を行い、自己点検評価委員長である学長に提出した。結果については、大学の管理運営、教育活動、教員の研究活動別に編集し、学内のネットワークで全教員に配信し、点検評価結果を共有するとともに、活動の改善について検討する資料とした。

(2) 平成17年度 (H18. 7提出)

平成15年度から平成17年度までの3年間（大学認可申請以降の期間）における「教育研究活動の業績」について、全教員が自己点検評価を行い、作成資料を自己点検評価委員

長である学長に提出した。教育研究助成費の配分や大学の自己点検評価の基礎資料として活用された。

(3) 平成 18 年度

平成 19 年度に完成年次を迎えるに当たって、4 年間の大学の活動を振り返り今後の発展の礎を築くため、自己点検評価報告書を作成し公表することについて本格的に審議することを目的に、平成 18 年 10 月に第 1 回自己点検評価委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおりである。

- ① 自己点検評価する期間は開学から平成 20 年 3 月までの 4 年間とするが、第一段階として平成 19 年 3 月までの 3 年間について点検評価を行う。
- ② 自己点検評価の内容は、教育研究に関すること、各委員会の活動に関すること、大学の管理運営に関することなどとし（項目案の提示）、自己点検評価委員を中心に分担執筆するが、相互に関連の深い内容については協力して作業を行う。
- ③ すべての教職員が、大学の自己点検評価を行う活動に参画する。

上記の決定事項をもとに、担当領域別にワーキングや委員会組織を活用して、資料の収集・分析、文章化などを 18 年度の作業として実施した。

(4) 平成 19 年度

平成 19 年 6 月から自己点検評価委員会を計 4 回開催し、調整を図りながら報告書の完成を目指して活動を行った。

主な審議事項は以下のとおりである。

- ① 平成 18 年度までの点検評価資料を早急に完成させ、平成 19 年度の点検評価に必要な資料を収集し追加できる状態に整えていく。自己点検評価報告書の完成は、19 年度終了後できるだけ早期を目途に公表する。
- ② 各委員会活動の点検評価内容の重複や欠落について見直し、全体としての整合性を図る。現状の記述のみでなく、点検評価結果に基づいて改善策を記述する。
- ③ 平成 21 年度に大学認証評価機関の認証評価を申請する予定である。書類の提出は平成 21 年 1 月の見込みであり、4 年間の自己点検評価報告書はその基礎資料となる。

(5) 平成 20 年度

- ① 平成 20 年 4 月以降は、4 年間の自己点検評価報告書の完成に向けての作業を行うことと平行して、「認証評価準備委員会」を設置（学部長他 4 名）、全教職員の協力のもと、申請に向けての資料作成、提出書類に関する情報収集などをスタートさせた。
- ② 平成 20 年 12 月完成を目途に自己点検評価報告書を作成中であり、完成の暁には、本学の学外者による助言機関「運営諮問会議」及び関係機関等に公表して評価を受けるとともに、本学ホームページ上に公表し、広く一般住民の人々に本学の状況を公表する予定である。

③ 自己点検委員会は、常設の委員会として今後も活動を継続する予定である。

3) 改善・改革を行うための制度システムについて

前述のとおり、現在、開学年度である平成 16 年度以降の 4 年間について自己点検評価報告書を作成中であり、また、それと平行して認証評価申請の作業中でもあるため、将来へ向けての改善・改革を行うための新たな制度システム・組織を設けることについては考えが及んでいないのが事実であるが、小規模大学である本学の場合は、将来への改善・改革の検討は現有の教授会、企画会議、各種委員会組織の機能で十分対応可能ではないかと考えており、新たに組織を設置する必要性は少ないと考えている。

2. 自己点検・評価に対する学外者による検証

1) 学外者による点検・評価

本学は、第 12 章でも述べたように、学外有識者から大学運営や将来構想などについて提言・助言を受ける組織として「運営諮問会議」を設置しており、毎年 2 回程度会議を開催し、大学の教育研究活動や運営状況、将来構想などについて報告し、保健医療・看護・教育・学識経験者などの立場から助言を受けている。会議には、学長をはじめ全教授が出席して直接意見を聴取し、大学運営に活かしている。

しかし、自己点検評価に対する学外者による検証については、現在、自己点検評価報告書を作成中であることから、未だ公表にいたっておらず、このため現時点では学外者による検証はまだ受けていない。

2) 学生による点検・評価

本学は、短期大学時代から授業評価の取組みを実施しており、大学においても各授業科目について学生の「授業評価」を受けており、その結果を活用して授業内容や方法の改善に努めている（第 3 章参照）。

また、教務委員会、FD 委員会、学生委員会等の活動として、教育内容や方法、教育環境、学生生活、ハラスメントなどについてのアンケート調査を適宜実施するなど、学生の意見や要望を把握し、教育活動や大学運営に反映させる取組みを行っている（第 3 章、第 5 章参照）。

3. 大学に対する指摘事項等に対する対応

1) 文部科学省高等教育局による年次計画履行状況調査

開学後 4 年間の文部科学省による「設置計画履行状況調査」において付された留意事項についてみると、平成 16 年度・17 年度の例年報告では特に留意事項の指摘はなかった。

平成 18 年度に、「専任教員の異動による変更があるので、当初の設置計画の履行に支障が生じないよう教員を配置すること」の指導があったが、開学以降の 6 名の退職教員につ

いてはその都度公募により確保しており、当該年度に公募中の1名を除き充足できていることを報告した。平成19年度報告に対しては特に指摘事項はなかった。

2) 第三者評価

開学後4年間の自己点検評価報告書を平成20年度中に公表予定で、次の段階として、平成21年度には文部科学省認証の大学認証評価機関による外部評価を受ける予定である。

評価依頼先は、財団法人大学基準協会を予定しており、現在は、賛助会員校として平成19・20年度の大学評価実務説明会に出席するとともに会報等から情報収集を行い、認証評価申請に向けて準備を進めている。

認証評価結果については、報告資料を冊子として広く関係大学や県内関係機関、運営諮問会議委員、本学教職員に配布公表するとともに、ホームページ上でも公開したいと考えている。

【点検・評価】

1. 自己点検・評価体制の整備

本学は、開学当初から、学長が中心となって、毎年度点検評価するテーマを設定し、各教員が自己の教育研究活動等を対象に点検評価を行ってきたが、それは個々の教員が自身の活動を点検評価する域を出ていなかった。

平成18年度に、開学からの全学の実績を点検・評価の対象とし、学長、学部長、学科長をはじめ主要常設委員会の委員長、事務局長、事務局課長を委員とする自己点検評価委員会を開催し、このときはじめに名実ともに組織として大学全体の活動を点検評価する体制が構築されたと考えている。

なお、現在までこの自己点検評価委員会の活動は継続して行われている。

2. 自己点検・評価方法の確立

【現状】の項でも述べたとおり、教育研究に関すること、各委員会活動に関すること、大学の管理運営に関することなどについて、自己点検評価委員を中心に分担執筆したが、すべての教職員がこの自己点検評価活動に参画することとしており、大学のこれまでの活動及び現状を見つめ直し、それに対して点検・評価を加える手法で全学的な活動として自己点検評価に取り組んだ。

平成16年度からの自己の教育研究活動に対する点検評価の経験と平成18年度から開始した大学全体に対する点検評価活動を通じて、教職員すべてに客観的な視点からの評価手法及び改善への意識が養われたものと認識しており、これまで取り組んできた自己点検・評価活動は有効であったと考えている。

また、今後も点検評価活動を継続して行うこととなるが、その際にも今回の自己点検・評価方法が十分活かされるものと期待している。

3. 外部からの評価に対応して改善・向上を目指す仕組み

自己点検・評価結果については、本学の運営諮問会議をはじめ関係機関等に報告書を公表するとともに、ホームページ上に全内容を掲載し、認証評価結果についても広く学外へ公表する予定である。運営諮問会議をはじめ本学の教育や実習等に関与する関係機関の助言を受けることは、自己点検・評価の客観性・妥当性を確保するうえで有効と考えており、報告に対する批判や提言をもとに本学の改善・改革に取り組んでいく予定である。

また、運営諮問会議からの提言・助言及び大学認証評価機関からの評価結果に基づく将来への改善・改革に向けての検討については、小規模大学である本学としては、現有の教授会、企画会議、各種委員会組織の機能で十分対応可能と思われ、新たに組織を設置して対応しなければならない必要性は少ないと考えている。

【将来の改善に向けた方策】

平成 22 年度からの法人化が実現した場合、年次計画の点検・評価は毎年度、中期計画終了時には全体の点検・評価を行う必要があるため、現在の自己点検評価委員会は、その構成・役割ともに改組する必要があるため、今後の検討課題と認識している。

第 15 章 情報公開・説明責任

【目標】

大学も県の一機関であり、県条例をはじめ県の各種規定に従いながら大学ホームページ等を活用して情報を発信し、説明責任を果たすこととしているが、県の一機関である以上財務状況の公開等権限の及ばない事例もある。

このため、現時点で大学のあらゆる情報を公開することは困難であるが、可能な範囲での情報を積極的に公開することが現在の目標である。

財務状況の公開をはじめとする抜本的な情報公開は大学法人化後に果たすことになると考えている。

【現状】

1. 財政公開

現在は、県の会計の一部に組み込まれており、大学単独の資産・収益・支出等を表す財務諸表は作成しておらず、財務状況については公開していない。

2. 情報公開請求への対応

愛媛県情報公開条例に基づき、情報公開請求があれば、それに対応できる準備は整えているが、現在まで大学に対しての情報公開請求の事例はない。

なお、愛媛県個人情報保護条例で規定する開示請求の特例に基づき、入学試験結果について、請求に応じて開示している。

3. 自己点検・評価結果及び外部評価結果の発信

本学は、平成 16 年に 4 年制大学に移行したところであり、完成年次を経て、平成 20 年度中の公表を目指して、現在自己点検・評価報告書を作成中である。

この自己点検・評価報告書を大学ホームページに掲載するとともに、印刷物として学外へ配布することとしているが、当初はもう少し早い段階での公表を予定していたが、学内委員会の原案作成、編集等に不測の日時を要したため、公表時期が予定より大幅に遅れたことは、強く反省している。

また、現在最初の大学認証評価の申請作業中であり外部評価はまだ受けていないため、現時点では外部評価の公表には至っていない。

【点検評価】

1. 現時点での情報公開

大学ホームページ、大学案内、学生募集要項、大学広報誌等を通じて教育理念、教育目標をはじめ、入学試験に関する情報等の大学と同程度の情報は発信している。

しかし大学運営に大きく関わる財務状況については現時点では公表する手段を有しておらず、公表していない。

現在、設置者とともに公立大学法人への移行を検討しており、財務状況の公開は法人化後の課題であると認識している。

財務状況は公開していないものの、情報公開請求に対応できる準備、体制は整えていること、また、入学試験結果については、愛媛県個人情報保護条例に基づき学生募集要項にも開示内容、開示手続等を明示し、開示実績もあることから、適切に対応していると判断する。

【将来の改善に向けた方策】

法人化後は財務状況を公開することにより透明性の高い大学運営を行うとともに、社会から要請のある事項については、大学ホームページ等可能な手法を用いて情報公開することにより大学の状況を正確に伝え、大学に対する理解度、信頼度の向上に努めていかなければならないと考えている。

外部評価についても、大学認証評価結果を得た後、速やかに公表する予定である。

終 章

各章に目標を掲げ、それぞれに関する現状と、点検・評価及び将来の改善について、できる限り客観的なデータを元に記述してきた。終章として、これらを要約し、長所や問題点、改善方策などに関してまとめるが、各章部分を要約して記載するだけでは屋上屋を架すことになりかねないので、ここではそれに加えて、学生と教員に関する3章から8章を中心に、点検・評価や将来への改善の項目のなかでは取り上げきれなかったいくつかを重点的に補足し、本学の教育研究のあり方、本学の目指すべき方向について、やや細部の具体例を含めて述べることにする。このような取りまとめ方は標準的ではないかもしれないが、ご寛恕いただければ幸甚である。

第1章では本学設置の目的として、医療技術専門職を教育し育成することを掲げている。設置目的に沿って、教育理念、教育目標を掲げ、さらに教育課程の編成に当たった特徴を掲げた。これらはいずれも抽象的な表現であるが、特に変更すべき問題点はなく、今後も継続すべきものと判断した。

第2章では、上記の目的を実現するための教育研究組織の現状について述べた。検討すべき若干の問題がないわけではないが、今後の改善については、法人化に向けた組織変更を予定している。

第3章では、教育内容と教育方法について述べた。本学のように、医療技術専門職の教育を主体とする大学における教育は、専門職として必要な知識と技術を習得させることがまず重要である。専門教育として必要なカリキュラム項目や時間数、実習のあり方などの基本は、関係法令を含めて一定の基準が存在し、それに沿って実行する部分が大きく、大学が個別に工夫できる範囲は大きくはないが、本学で専門家として必要な知識や技術が教育されていることは、看護師、保健師、臨床検査技師について、全国平均を上回る高い国家試験合格率が得られたことによっても示されている。

ただ本学では、国家試験の合格が専門教育の目指すべきゴールであると考えているわけではなく、専門的教育の最低ラインをクリアーしていることの証明に過ぎないと考えており、学生に対して、さらに上を目指した教育内容ときめ細かい指導方法を指向している。カリキュラムの設定、演習や実習のあり方などについての目標や実施に際して、本学におけるきめ細かな工夫があり、本文で詳述したことであるが、これらは短期大学時代からの伝統でもあり、既に社会に出ている卒業生に対する高い評価を就職先等から聞くことが多い。

教育内容・教育方法について不断に点検し、改善に向けて努力を続けていることも

特徴のひとつと言え、開学以来の4年間の教育内容・方法を改良あるいは微調整すべき点を洗い出して、平成21年4月から新たなカリキュラムを稼働させるべく準備が進んでいることも既述した。新カリキュラム実施後も、不断の改良を怠らないよう点検を続けることにしている。

なお、既に述べたことであるが、助産師国家試験受験資格取得については若干の問題がある。本学の看護学科は、看護師、保健師のみならず、4年次に必要な科目を選択すれば助産師の受験資格を得ることが可能であることを特徴としている。入学直後のアンケートでは助産師国家試験受験資格取得を希望する学生が多かったにも拘らず、4年次に実際に選択を希望した学生は9名（定員10名）にとどまり、国家試験合格者は7名であった。この背景として、助産師国家試験受験資格取得のために必要な科目（実習を含む）を受講するには、過密なスケジュールをこなす負担が大きいことに加えて、法令改正によって、看護師の資格なしに助産師の資格のみを得ることができなくなったために、学生はまず看護師資格を得ることを第一優先とせざるを得なくなったためと考えられる。このため、当初の構想とは異なり、4年間のうちに看護師、保健師、助産師の3つの受験資格を得ることが、現実的には困難になってきている。

昨今の医療状況から、助産師養成の必要性はますます大きくなっていることでもあり、本学としては、4年制学部の上に1年間の助産専攻科を設けることによって、看護師資格を有する外部からの希望者を含めた助産師養成を可能とするよう、整備について早急に検討を開始する必要がある。

次に、専門科目以外の教育について考察しておきたい。医療関係者育成の教育には、専門知識・技術の伝授が重要であるが、人間的基盤としての教養や常識あるいは人間力を一生かけて身につけて行くべき基礎を学び、現場に出れば、気力・情熱そして体力も必要である。翻って考えれば、これらのことは、医療専門職を教育する教員の側にも要求されていることである。

まず、いわゆる教養教育・人間教育について考察する。本学の教育理念の中に『・・・豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に・・・』とあり、教育目標の中には、『深い人間理解と高度な倫理観及び生命の尊厳を基盤とし、豊かな感性により感情・意思及び自己決定権を尊重する人人を育む』『他の専門職の役割を理解し、柔軟に協調・共働しうる人材を育む』とある。これらは全ての人々に必要なことであるが、就中、医療関係者には特に重要な資質と言わなければならない。現在の学生一般について、入試に必要なことしか学んで来なかった、入学後も最低必要なこと（国家試験科目など）以外に関心を持たない、本をほとんど読まなくなった、と言った批判はよく聞くことであり、程度の差こそあれ、どこの大学でも言われていることである。

教養ある人間とは、例えば、多様な価値観の存在を認めて、倫理観を含めて妥当で常識的な判断と行動のできる人間であり、チーム医療のメンバーの間で、同僚の間で、患者さんとの間で、先輩後輩の間で、素晴らしい人物、信頼できる人物と言う評価を受けられる人間である。その背景として、広い知識や鋭い洞察力、理解力に加えて、深く暖かい人間性が培われる必要がある。本学では、現行カリキュラムでも新カリキュラムでも、この領域の教育のために自然科学系に加えて可能な限り人文科学系、社会科学系の科目を開講して、学生に提供しているところである。ただ教養教育の難しいところは、適切な科目をその分野の専門家に頼んで開講して、知識を伝授するだけで済まないことである。教養的教育の内容を如何にすれば学生の身に付けさせるか、その必要性を如何に学生に自覚させるかが重要で、教えることが難しい分野である。

教養科目として学生を少人数（10名以内）のグループに分けて、古典的名著だけでなく現代の問題に関わる本を読ませ、学生の感想や意見を出せるようにじっくり学ばせる教育として、1年次後期に『教養ゼミ』を現行カリキュラムで採用していた。新カリキュラムではこれを更に充実発展させて、1年次前期に『初学者ゼミ』として学生を3グループに分け大学生として必要なスタディスキルを学ばせ、1年次後期には学生を1グループ9名程度の10グループに分け、『初学者ゼミ』での学習を基に、小集団学習による『基礎ゼミ』を必修科目として開講することとした。内容的には様々なバリエーションが可能であるが、今後しばらくはこの成果を見守る必要がある。やや迂遠の感もある教育方法ではあるが、優れた1冊の本にじっくり取り組む経験が、学生の目を開かせる機会となることを期待したい。長期的には、優れた教養教育を受けた素晴らしい学生を送り出していると社会から評価され、これが本学の特徴のひとつとなる方向へ導けるように工夫を重ねたい。

次に、学生の論理的思考や問題解決能力などに関わる教育について述べたい。教育目標に『科学的根拠に基づいた実践能力を有する人材を育む』、『継続的な学習により能力を高める人材を育む』などがあり、また、教育課程編成の基本的考え方には『問題探究能力の養成』とある。一般社会でもそうであるが、医療の現場は、予定外・想定外のできごと、どう対処したら良いか分からないことがしばしば起き、そのつどの確に判断して対処することが求められる。普段から問題を想定しておく能力、問題を解決する能力を養う必要がある。これは、知識や技術の伝授とは異なる教育であり、従来からも、講義や演習・実習を通じて教育できるよう努めてはいるものの、一朝一夕に身につく能力ではない。

一つの教育方法の例として、数名（10名以内）の学生グループを対象に、例えば超一流学術論文誌に掲載されている、最先端でかつ学生の興味を引きそうな論文（3～4頁程度のもの）を1学期間かけて学生に読ませつつ、論文の背景や目的、意義等を感じ

つくり解説することによって、論理展開の何たるかを納得・実感させることが考えられる。始めのうちは背景解説等に多くの時間を取られるため、短い論文を読み通すために10回近くかかるかも知れないが、たった一つの論文であっても、優れた最先端論文を隅々まで読み通し、完全に理解しきる経験を積むことで、論理的展開の何たるかを実感するとともに、学生は大きな自信を持つことができる。新カリキュラムにおける1年次後期の『基礎ゼミ』には、このような観点を取り入れた試みも含まれる。

しかし、学生の論理的思考や問題解決能力の涵養に最もふさわしいのは、研究体験であろう。大学における研究は、大学の持つ『知の創造』と言う使命からも重要であるが、ここでは、学生の教育と言う観点から考察したい。問題探究能力とは、問題発見能力と問題解決能力のふたつからなる。広範な現象の中から、中心となる問題を抽出し、解決すべき問題がどこにあるかを発見する能力が、問題発見能力である。他方、既に見えている問題、解決すべき対象が明確である問題を、具体的に解決する能力が、問題解決能力である。分野やレベルの違いはあっても、未踏の領域を探究しようとする研究遂行のプロセスでは、必ずその両者の能力を必要とする。教員や先輩がそれに対して真剣に取り組んでいる姿に日常的に接し、自分自身でもそう言う状況を体験し、先の見えない状況の中から打開策を見いだす体験を通じて、始めて問題解決の必要性が実感でき、そこからノウハウを学ぶことが可能である。

このために4年次の卒業研究を充実することもひとつの方策ではあるが、研究面では全く素人の学部学生が卒業研究で学ぶ程度では、教育的効果を上げることはなかなか難しい。国家試験を間近に控えた学生にとって、国家試験に直接関係ないことにどれだけ身を入れられるか、と言う現実問題もある。

大学院があって、そこで日常的に研究している教員や先輩（大学院生）がいる研究室であれば、卒業研究の学部学生にも大きな教育的効果を期待することができる。卒業研究生として半年間、研究室に所属して身を置くだけでも、研究する教員や先輩の姿や、そこで交わされる議論や考え方に日常的に接することができ、論文紹介や研究報告等の研究室内セミナーなどを通じて、自らも発表の機会を持って鍛えられることで、身に付くものは極めて大きい。

看護学科、臨床検査学科の両者に関して、短期大学時代を含めた本学卒業生のみならず、本学卒業生以外の松山市周辺で働く医療関係者の中にも、大学院への入学希望者が少なからず存在することが個別には分かっており、その意味でも大学院の必要性和意義はあるものと考えられる。なお、大学院設置に向かって具体的な検討を開始する際には、大学院進学希望者に関わるアンケート調査などの体系的な情報収集が必要である。

なお、国際化への取り組みについては、基礎科目35科目のうち10科目を外国語教育に充て、native speakerによる英会話授業を行うなどの他には、学生の海外留学

や海外姉妹校との提携などは行っておらず、また、積極的な留学生受け入れもしていない。現状では、英語の読み・書き・会話の基礎を学ばせつつも、国内で活躍できる専門家職能人養成に力点を置きたい。

第4章では学生の受け入れについて述べた。本学では様々な入試方法を採用しているが、現状では応募者の質と数を確保できていると評価する。入学試験科目としては、全ての学力の基本としての国語を必修として、センター試験5教科を課して学力をチェックし、それに加えて、小論文による論理性や表現能力の評価、面接による人物評価をしている。一般入試（後期）と、看護学科における3年次編入制度については、見直しの必要性を既に述べたが、応募者の状況が現状の程度で推移するようであれば、その他の入試方法については微調整の必要はあっても、基本線では大きな変更の必要性はないと判断している。

応募者の質と数が十分に高ければ、入試選抜方法の如何に関わらず優秀な学生を確保できる。逆に、応募者の質と数が低ければ、どのような選抜方法によっても優秀な学生をとることができない。このため、優秀な応募者の確保が重要である。県内のみならず県外を含めた高校訪問や出張授業、パンフレット作成、オープンキャンパス、ホームページ充実など、考えうる限りのことは実施しているが、残念ながら、現状以上に優秀な応募者を増やすための画期的なアイデアはない。これらの地道な努力に加えて、高い国家試験合格率や就職率を維持し、長期的には本学の特徴を創出しブランド力を高めることによって、応募者の質と数を高めることができるものとする。

第5章では学生生活について述べた。本学は単科大学で学生数が少なく、教員が全ての学生の顔を覚えてきめ細かな指導ができることは、大きな特徴である。システムとしての様々な相談窓口などを設けているが、それ以外に、教員個人による学生相談が非常に大きな役割りを果たしている。

本学は、4年制大学としては5年目を迎えたところであるが、短期大学時代をあわせると20年の歴史がある中で2,000名を越える学生を送り出して来ている。その全期間を通じて、学生の自殺者数がゼロであったことは、特筆すべきことと考える。現在、学生のひ弱さ、生きる力の弱さ、などと称されるように、どこの大学でも不登校や引きこもりとなる学生や、明確な理由も不明で自殺する学生などの存在に頭を痛めている。本学でもこのような学生が潜在的に存在することは他大学と同様と考えられるが、教員の目と手当が行き届いているために、深刻な事態になる前に未然に発見して対処できていることが、過去の実例から推測できる。自殺者ゼロは目標としては当然であるとしても、それが実現できていることは重要である。できる限りこれを持続できるよう、今後とも努力したい。

また、学生に対して教員の目が行き届いていることにより、学業や友人関係などで

落ちこぼれる学生が少なく、進路変更のため以外には退学者の数も少なく、留年者(卒業延期者)も少ないと言う結果になっている。3年次からの編入学生には若干の卒業延期者が見られるが、既修得単位の認定数が少ない編入学生の場合、2年間に必要単位を全て取らなければならず、スケジュールが過密になるため、単位の取りこぼしを生ずる可能性があることが原因である。個々の学生に対する気配りを行き届かせるために、教員の負担は決して小さくないが、本学の大きな長所として今後も実施して行く必要がある。

学生に対するアンケート調査などで、いわゆるセクハラ、パワハラに関する訴えが見られることは誠に残念である。教員全体に対するFDを介した教育の他、教員個別への注意もしており、学生に対しては相談窓口を設け、外部カウンセラーや学内教員にも相談できるよう、可能な限りの対応をしている。ただ、根絶することはなかなか難しい。

学生に対する経済援助として、奨学金を希望する学生には全員に行き渡っていることは、本学の大きな特徴である。ただ奨学金によって、学生の部屋代、生活費、学費などのすべてを賄えるわけではなく、文系学部の学生と違ってアルバイトの時間をとりにくいこともあって、自宅外から通う学生の保護者にとって負担は大きい。民間からの奨学金の件数や金額の増加をお願いするなどの可能性はあるが、昨今の経済情勢もあり、なかなか困難である。最近、大学の予算に奨学金等を計上して学生への修学援助を図る大学が増えているが、法人化後には、可能な限りこういった努力・工夫も必要であろう。

第6章では研究環境について述べた。本学の使命は基本的に研究より教育を重視するものであり、一流の研究成果を創出したり、研究者を育成することを主たる目的とするものではない。ただ、本学における教育は、単なる知識や技術の切り売りではなく、さまざまな事態に対して自ら対処できる能力をもった医療人を育成することであり、そのためには、教員が実地に調査しあるいは実験することによって、一定水準の研究成果を挙げ続け、それを通じて教員自身の研究マインドを維持することが求められる。

研究環境に関する現在の最も大きな問題は、既に本文中に述べたことであるが、設置者(県)の財政状況の変化により、平成17年度から20年度にかけての3年間に、講座研究費は3分の1に、教員研究旅費は4分の1に、教育研究助成費は4分の1に、これらを合わせた額として3分の1に減少し、研究を支える環境が著しく悪化していることである。科学研究費等の外部競争的資金獲得への努力を続けているが、画期的に増加させることはなかなか難しい。法人化することによって、運営費交付金が増加することは期待できないが、学内での予算振り分けの工夫が自由になること、民間との共同研究等が行い易くなること等によって、研究環境の改善を期待したい。

前述したことであるが、大学院を設置することも近い将来の検討事項である。看護学科、臨床検査学科の本学卒業生を中心に大学院設置を望む声があり、これに応える必要と共に、大学院の実現は本学教員の研究環境の改善としての意義も大きい。本学のような環境では、それぞれの教員の研究領域が異なるために、教員が単独で研究するケースがしばしば見られる。特に基礎教育や臨床検査の領域では顕著な傾向である。研究を指向した学生が入学して、教員とともに研究を共にすることにより、教員は、大学院生を相手に自分の研究の背景をじっくり説明し、研究テーマの意義、研究の論理的展開を説明する必要がある。初心者相手に、相手が十分理解できるような説明をすることは、教員自身の持つ研究背景の整理に極めて有益で、この過程を通じて自ら論理の穴を見つけたり、新たな展開の可能性を見いだしたりすることは、しばしば言われることである。やがて、大学院生が共同研究者あるいは相談相手として成長することによっても、研究の進展に大いに有益であると期待できる。

第7章では社会貢献について述べた。地域社会、特に愛媛県民に対する貢献は、県立大学である本学の設置目的の一つである。

開学と同時に、地域に開かれた大学づくりを目指し、活動の拠点として地域交流センターを設置したことは本学の特徴のひとつであり、4年間の組織的な実践活動を重ねる中で、関係機関や関係職種、地域住民や高校生たちに、徐々にその存在が知られるところとなってきた。専任の教職員がいない状況のなかではあるが、地域交流センター長をはじめセンター員、そして全教職員が、夏季休業期間中や休日を提供して活動を活性化しようと努力しており、保健医療関係者はもとより地域住民からも高い期待と評価を得ている。

本学の社会貢献は、大学のスタートによって始まったものではなく、短期大学16年の歴史の上に成り立っている。短期大学時代から、個々の教員は、それぞれの専門性を生かして関係機関・団体の依頼により地域貢献活動を蓄積してきており、その実績とともに“医療技術短大”の知名度は高まっていたと思われるが、教育研究機関としての役割への期待や信頼度は必ずしも高かったとはいえない。大学化したことにより、短期大学時代に比較して教育研究機関としての社会的な認識度や信頼度が高まり、専門性の高い教育研究活動への期待や各種の協力要請が求められるようになった。

活動内容については本論で詳述したが、現状では、要請を受けての調査研究や研修受諾が多く、県立大学として、県内の保健医療分野における諸課題を積極的に調査研究し、自治体や関係機関等に提案するなどの積極的な働きかけは、まだ十分とは言えない。本大学が、政策形成に有用な調査研究などシンクタンク機能を果たしていくためには、これまでにも増して、内外を見渡しての先見性のある教育研究活動が求められている。研究活動や実践活動に伴う予算の削減など課題は山積しているものの、平成20年度から活動を開始する四国大学間コンソーシアムの活動や、全国の大学組織と

も有機的に連携しながら、県立大学としての名実ともに積極的な役割が果たせるようにしたい。

第8章の教員組織については、学科によって異なる問題を抱えている。

看護学科では、全国的に学部・学科の設立や短期大学からの4年制移行が引き続いており、教員の移動（いわゆる引き抜き）が激しい。本学でも、学年進行の終了と共に教員の移動が大きくなり、全国的に人材の払底している領域ほど移動も大きいため、領域によっては後任の補充採用が難しくなっている。このような全国的背景に加えて、前述のように本学では研究環境の急激な悪化、特に教員研究費の急激な落ち込みが顕著であり、このことが意欲ある教員の応募減少を招く可能性があることは、大学の存続にとって極めて深刻な問題である。これに対しては、研究環境の章でも述べたように、法人化による工夫・改善を期待したい。

臨床検査学科に関しては、逆に、人事の非流動性が問題となっており、人事異動としては、定年退職する教員の補充採用あるいは空席への昇任が大部分である。平成20年4月から助教の制度を設けて、臨床検査学科では助手4名全員を助教に昇任させたが、1名が40歳代、3名は50歳代である。これに限らず、講師、准教授を含めたすべての職階で、人事の高齢化・硬直化が進んでおり、教育・研究の活性化にも影響が出ている。重要な問題ではあるが、これに対する改善は直ちには困難である。

第9章の事務組織については、短期での人事異動など県の組織としてやむを得ない問題があるが、今後の法人化に向けて適正な組織づくりを検討して行くことが必要である。

第10章では施設設備について述べた。建物と建物に付随する設備について概略的には大きな問題はないが、基本的に短期大学設立時のままであり、設立後20年を迎える経年変化のために、建物にも設備にも補修を必要とする箇所が出て来ていること、設置者（県）の財政悪化のために最小限の補修しか対応できないところに問題がある。

第11章の図書館・学術情報についての大きな問題は、減少を続ける予算の中で、十分な情報源を確保することが困難になっていることである。将来的には、電子情報化されたジャーナル等を複数の大学で共有化する等の工夫が考え得るが、看護関係では関係雑誌が電子情報化されていないものが多く、このような対応が難しい。学生用の参考図書は定期的に更新する必要があるが、これについても更新が難しくなりつつある。これらについて、直ちに改善の見通しがあるわけではないところは問題である。予算を必要としない範囲で、学生、教職員、地域の人々が有効に情報を利用できるよう、利用方法の改善については可能な限り努力している。

第12章の管理運営については、適切に運営されていて特に問題点はなく、今後の法人化に適合した管理運営のための組織づくりを計画することが必要である。

第13章の財務についての問題は、第6章研究環境、第8章教員組織でも述べたように、設置者（県）の財政状況が著しく悪化していることを受けて、大学への予算が減少の一途を続けていることである。法人化することによって、運営費交付金が増加することは期待できないであろうが、経費の削減に努め、従来できなかった学内予算の割り振りを工夫すること、従来困難であった民間との共同研究等を積極的に開拓すること、全学挙げて外部競争資金を確保に努めること、等によって財務環境の改善を図りたい。

第14章の点検・評価については、開学以来継続的に自己点検・自己評価をしており、第1期の平成16年度から19年度までをまとめた報告書を完成するところである。今後は、法人化することで、中期目標・中期計画・年次計画に基づいて運営・執行し、点検・評価することが義務づけられることでもあり、継続的に実行して行く予定である。

第15章の情報公開・説明責任については、様々な情報をホームページやパンフレットを通じて、可能な限り情報公開している。法人化後は、法人情報や財務状況など、法で定められた情報の公開をすることは当然である。

以上、各章について、本学の特徴や、点検・評価、将来への改善についてのまとめに加えて、これまでの各章では取り上げきれなかった課題のいくつかについて、やや細部にわたって、本学の教育研究のあり方、本学の目指すべき方向について述べた。各章での点検評価と共に、これらも含めて、本学の将来への方向性を考える材料としたい。

平成21年1月

愛媛県立医療技術大学
学長 井出 利憲